資料①

第5次総合計画第3期中期計画施策体系（案）

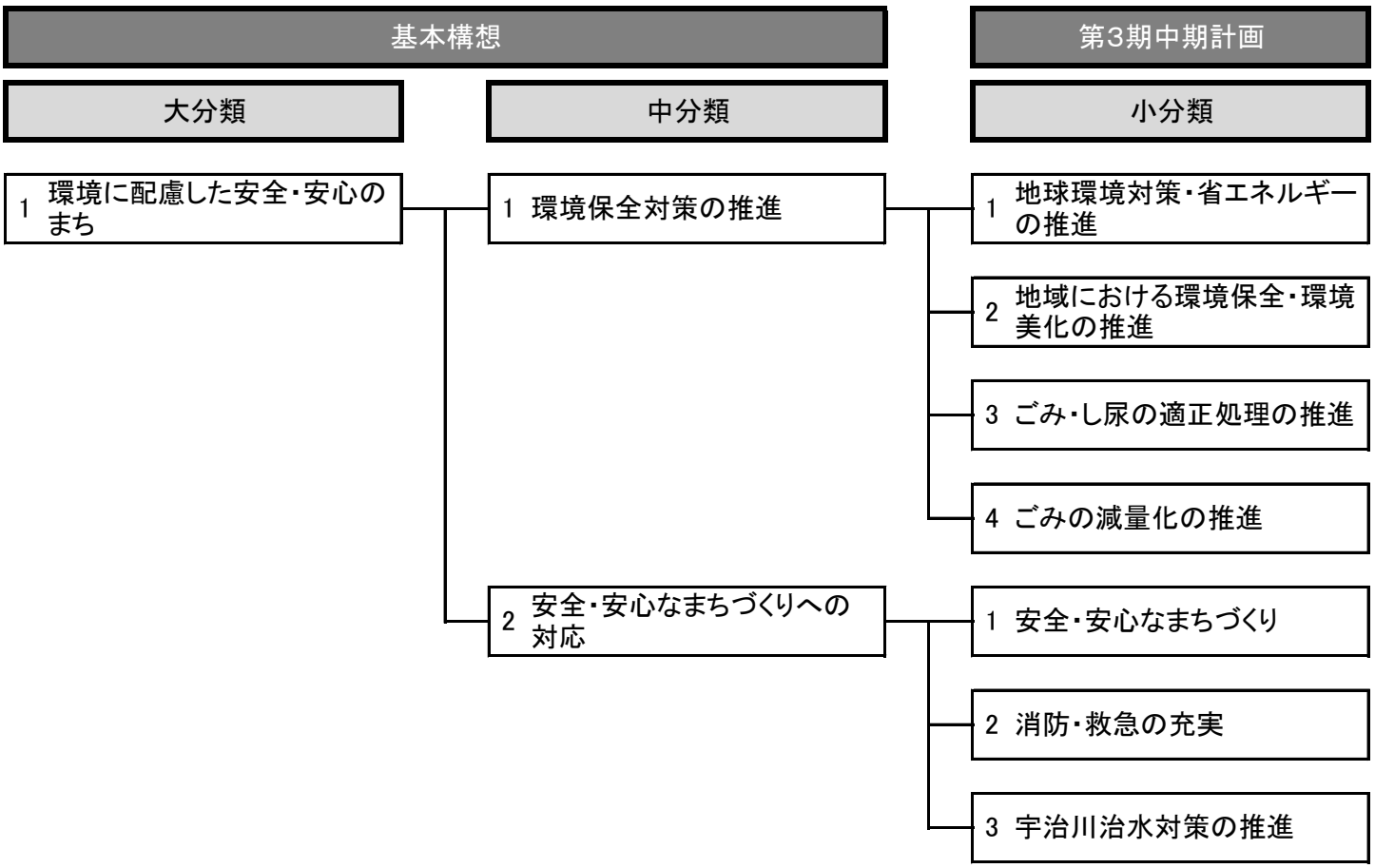

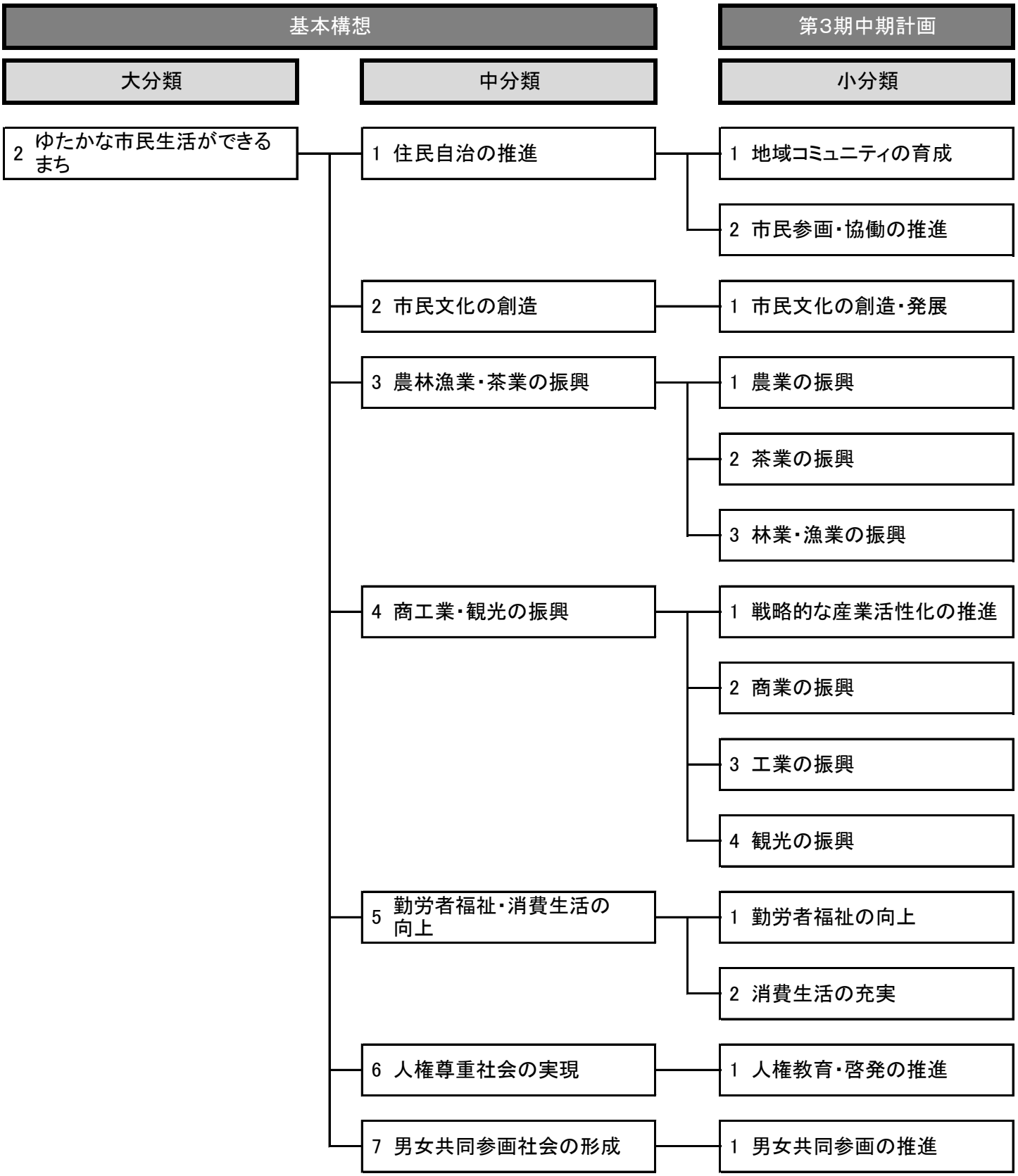
基本構想
第3期中期計画
大分類
中分類
小分類
2 ゆたかな市民生活ができるまち
1 住民自治の推進
1 地域コミュニティの育成
2 市民参画・協働の推進
2 市民文化の創造
1 市民文化の創造・発展
3 農林漁業・茶業の振興
1 農業の振興
2 茶業の振興
3 林業・漁業の振興
4 商工業・観光の振興
1 戦略的な産業活性化の推進
2 商業の振興
3 工業の振興
4 観光の振興
5 勤労者福祉・消費生活の向上
1 勤労者福祉の向上
2 消費生活の充実
6 人権尊重社会の実現
1 人権教育・啓発の推進
7 男女共同参画社会の形成
1 男女共同参画の推進

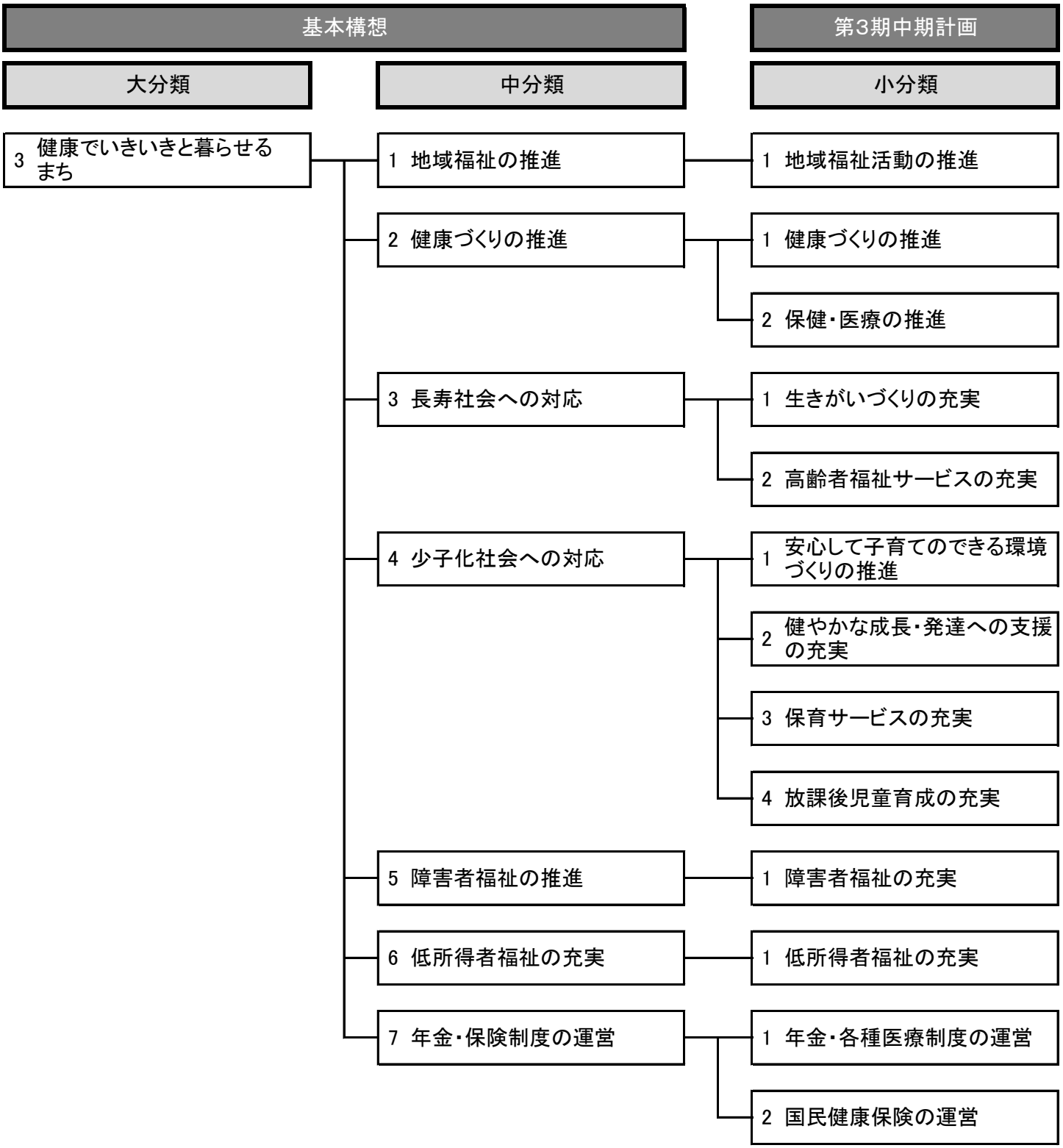
基本構想
第3期中期計画
大分類
中分類
小分類
3 健康でいきいきと暮らせるまち
1 地域福祉の推進
1 地域福祉活動の推進
2 健康づくりの推進
1 健康づくりの推進
2 保健・医療の推進
3 長寿社会への対応
1 生きがいづくりの充実
2 高齢者福祉サービスの充実
4 少子化社会への対応
1 安心して子育てのできる環境づくりの推進
2 健やかな成長・発達への支援の充実
3 保育サービスの充実
4 放課後児童育成の充実
5 障害者福祉の推進
1 障害者福祉の充実
6 低所得者福祉の充実
1 低所得者福祉の充実
7 年金・保険制度の運営
1 年金・各種医療制度の運営
2 国民健康保険の運営

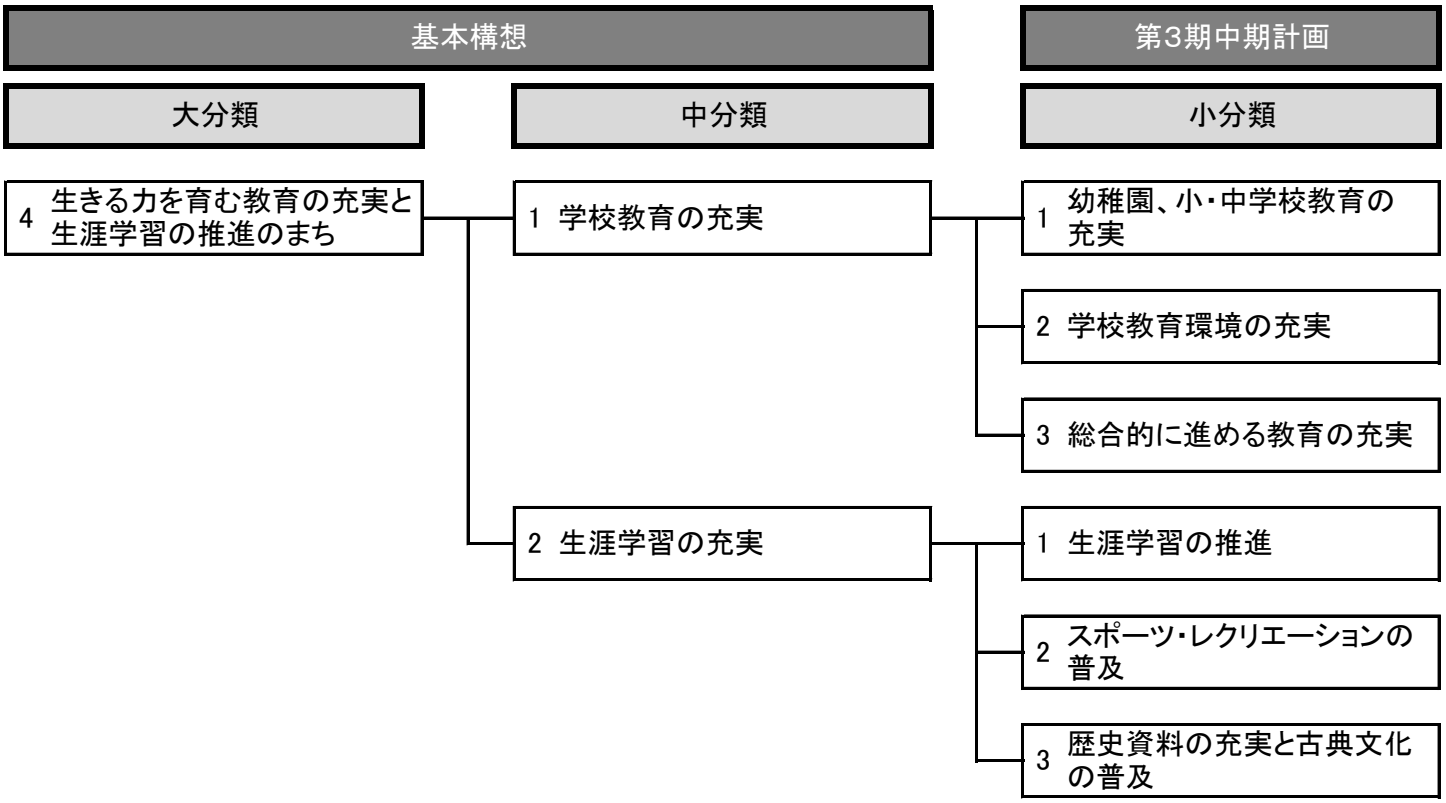
基本構想
第3期中期計画
大分類
中分類
小分類
4 生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち
1 学校教育の充実
2 生涯学習の充実
1 幼稚園、小・中学校教育の充実
2 学校教育環境の充実
3 総合的に進める教育の充実
1 生涯学習の推進
2 スポーツ・レクリエーションの普及
3 歴史資料の充実と古典文化の普及

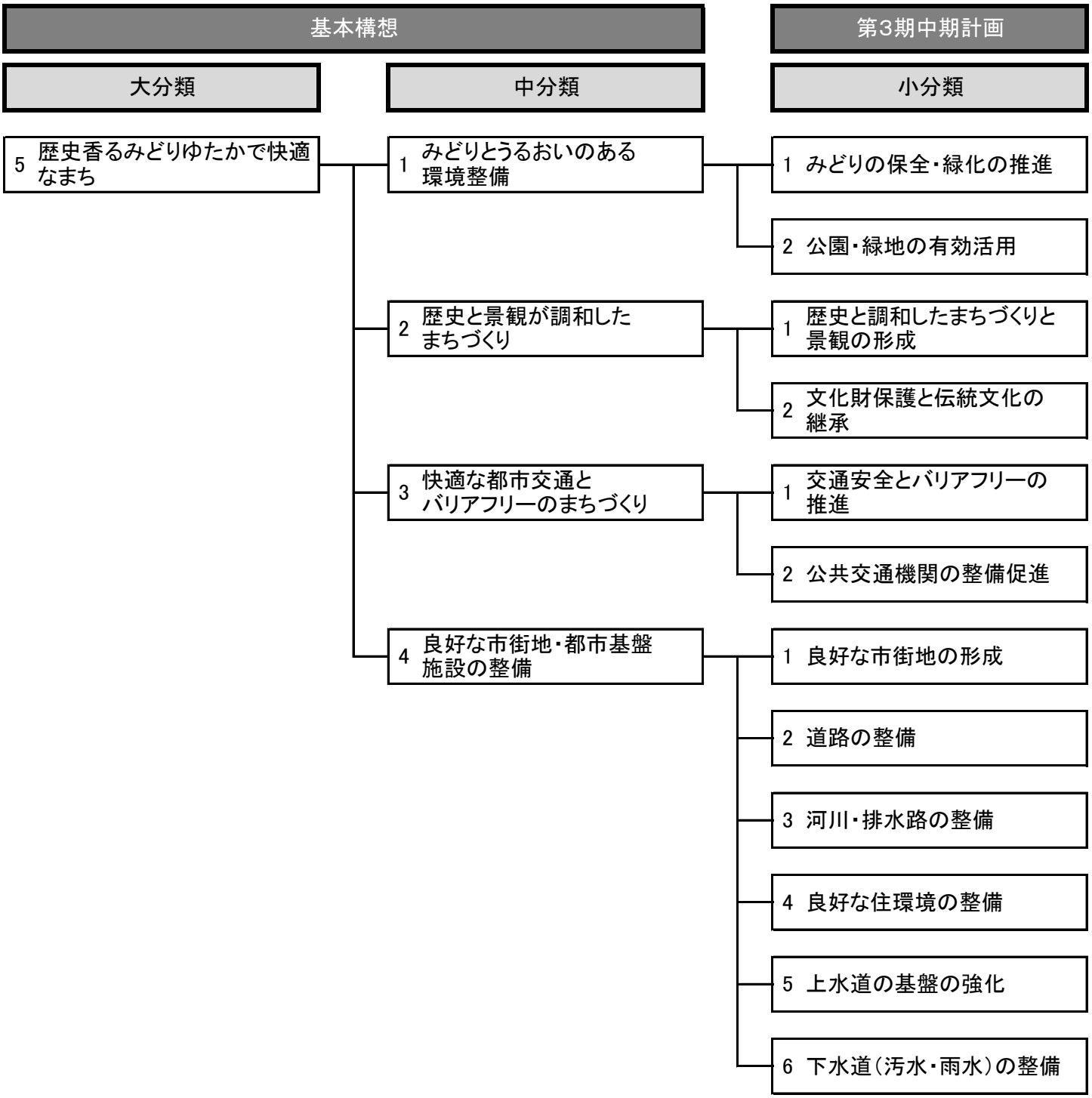
基本構想
第3期中期計画
大分類
中分類
小分類
5 歴史香るみどりゆたかで快適なまち
1 みどりとうるおいのある環境整備
1 みどりの保全・緑化の推進
2 公園・緑地の有効活用
2 歴史と景観が調和したまちづくり
1 歴史と調和したまちづくりと景観の形成
2 文化財保護と伝統文化の継承
3 快適な都市交通とバリアフリーのまちづくり
1 交通安全とバリアフリーの推進
2 公共交通機関の整備促進
4 良好な市街地・都市基盤施設の整備
1 良好な市街地の形成
2 道路の整備
3 河川・排水路の整備
4 良好な住環境の整備
5 上水道の基盤の強化
6 下水道（汚水・雨水）の整備

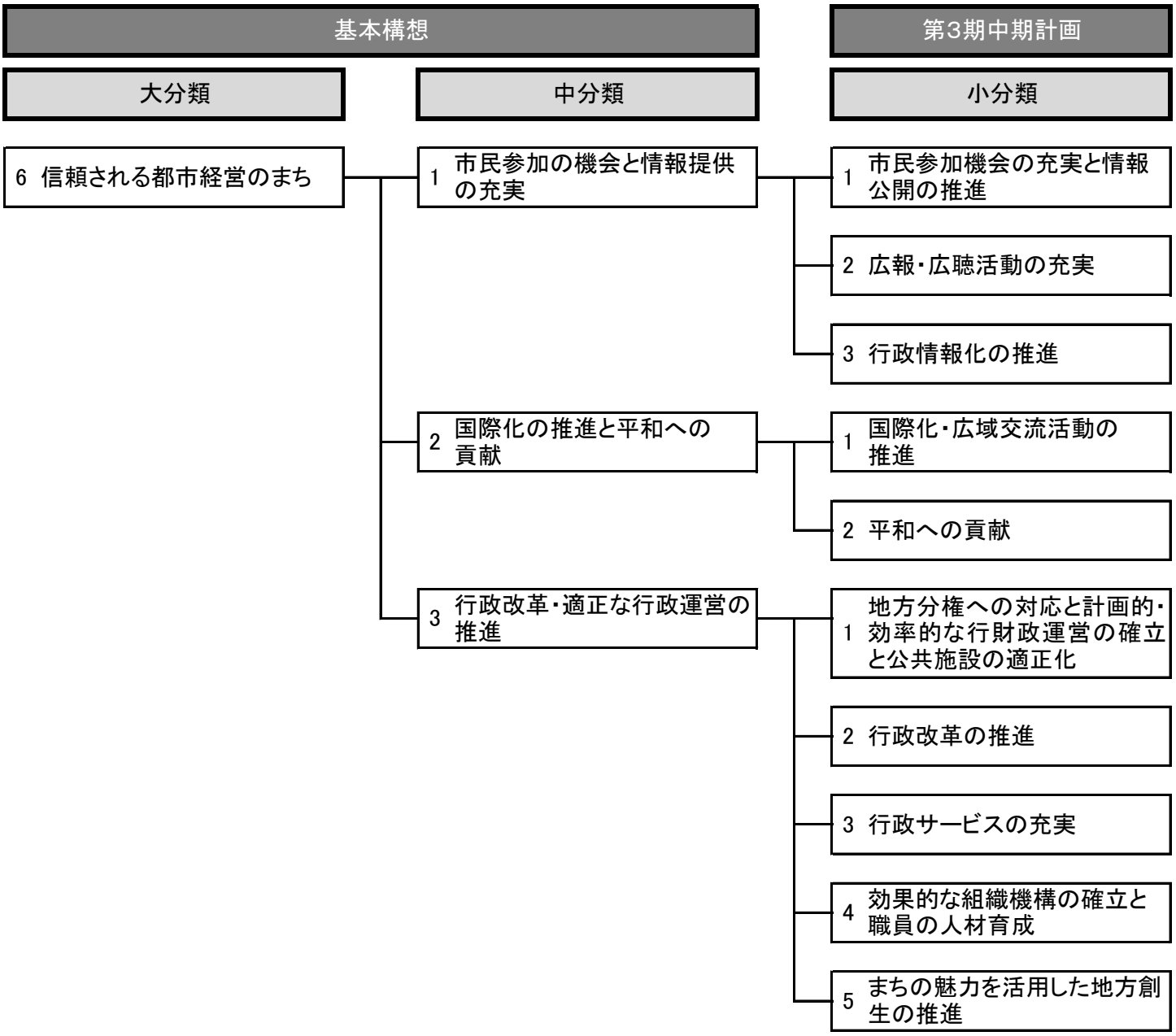
基本構想
第3期中期計画
大分類
中分類
小分類
6 信頼される都市経営のまち
1 市民参加の機会と情報提供の充実
1 市民参加機会の充実と情報公開の推進
2 広報・広聴活動の充実
3 行政情報化の推進
2 国際化の推進と平和への貢献
1 国際化・広域交流活動の推進
2 平和への貢献
3 行政改革・適正な行政運営の推進
1 地方分権への対応と計画的・効率的な行財政運営の確立と公共施設の適正化
2 行政改革の推進
3 行政サービスの充実
4 効果的な組織機構の確立と職員の人材育成
5 まちの魅力を活用した地方創生の推進

大分類1	環境に配慮した安全・安心のまち	中分類1	環境保全対策の推進

小分類1	地球環境対策・省エネルギーの推進

第3期中期計画における「現況と課題」

2013年（平成25年）度を計画期間の初年度とする「宇治市第2次地球温暖化対策地域推進計画」においては、国や京都府の掲げる削減目標を踏まえ、本市域における温室効果ガスの排出量を、平成35年度までに1990年（平成2年）度比25％以上削減することを目指し、また、「宇治市地球温暖化対策実行計画（第4期計画）」においては、本市の事務・事業より排出される温室効果ガス排出量を、2017年（平成29年）度までに2011年（平成23年）度比5％以上削減することを目指しています。

省エネ機器への更新や職員の省エネ意識向上により、市庁舎の電気・ガス・水道の2015年（平成27年）度使用量は、「宇治市地球温暖化対策実行計画（第4期計画）」で定めた削減目標を達成できました。市全体としては、削減目標値を達成できていない状況です。

地球温暖化の影響と考えられる異常気象や災害が増加傾向にあり、地球規模での様々な環境問題が顕在化する中、将来の世代のために、今後も引き続き、地球温暖化防止のための対策を実施する必要があります。

市においては、これまでISO14001の規格に適合する環境マネジメントシステムを運用し、市の事務・事業のうち環境に影響を与える事業について、環境目標の設定及び監視測定を行うとともに、PDCAサイクルにより事業を検証し改善を図ってきました。2013年（平成25年）度には自己適合宣言を行うなど、ISOに基づく環境保全の取組は職員に定着し一定の成果を得ています。2017年（平成29年）度中を目途に独自の環境マネジメントシステムへ移行し、2018年（平成30年）度より適応範囲を全事務・事業へ拡大の上、引き続き市内街路灯や防犯灯のLED化等、省エネ化の取組を実施し、その監視測定と検証に努める必要があります。

また、2015年（平成27年）、パリ協定により、今世紀後半には人間活動による温室効果ガス排出量を実質ゼロにしていく方針が打ち出され、太陽光や風力・水力といった再生可能エネルギーへ転換していくことが人類共通の課題となっています。本市においては、庁舎への太陽光パネル設置などに取り組んでおり、さらに再生可能エネルギーへの転換を市民とともに検討する必要があります。

今後も、市民・事業者との連携を深め、地球温暖化問題に対する市民の意識の向上を促進するため、本市全体で地球環境対策に取り組む気運を醸成することが必要であり、また講習会等の実施により、市民・事業者に地球温暖化問題をより身近に分かりやすく捉えてもらえるように、「宇治市地球温暖化対策推進パートナーシップ会議（ecoット宇治）」などにおいて効果的な取組を検討する必要があります。

目標

地球温暖化やヒートアイランド現象などの防止対策を推進するため、市民・事業者・行政の3者協働により、省エネルギー対策の普及・啓発等に取り組みます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
宇治市域の温室効果ガスの 削減目標（排出量の目標値）	104.5万t-CO2 （平成26年度）	↘	69.1万t-CO2 （平成35年度）	2023年（平成35年）度までに温室効果ガスを1990年（平成2年）度比25%以上削減
宇治市の事務・事業から排出される 温室効果ガスの削減目標 （排出量の目標値）	14,695t-CO2 （平成27年度）	↘	↘	平成29年度末策定

取組の方向

1. 地球温暖化防止対策等の推進

　地球温暖化防止対策を推進するため、市民・事業者・行政の3者協働により、社会ニーズに応じたより身近で分かりやすい温室効果ガスの抑制の取組等を推進します。

2. 市役所自らの環境対策の推進

　地球環境対策を率先して実行するため、市の事務・事業から排出する温室効果ガスを抑制し、「環境にやさしい市役所」を目指します。

3. 環境保全対策の推進

　市民の健康で安全な生活を守るため、総合的な環境保全対策を推進します。また、独自の環境マネジメントシステムへ移行し、温室効果ガス排出の抑制に努めます。

関連部門計画

- 宇治市第2次環境保全計画
- 宇治市第2次地球温暖化対策地域推進計画
- 宇治市地球温暖化対策実行計画（第5期計画）

大分類1	環境に配慮した安全・安心のまち	中分類1	環境保全対策の推進

小分類2	地域における環境保全・環境美化の推進

第3期中期計画における「現況と課題」

環境保全の一環として、市内の一般環境について把握をするため、大気質、水質、騒音・振動、悪臭、有害化学物質に関する環境調査や監視測定を実施しています。市全体としては概ね改善傾向にはあるものの、一部の河川や道路では水質や騒音・振動の改善に課題が残るため、引き続き監視測定するとともに、事業所への指導、下水道接続の推進、浄化槽の適正管理の徹底など生活排水対策や道路環境の改善を継続して行う必要があります。

駅前や観光地におけるたばこ等のポイ捨ては歴史・文化都市としての美観を損ない、市民や観光客などの潤いや安らぎを妨げるものとなっています。市民や観光客などに対して、市政だよりやFMうじによる広報・啓発活動を実施するとともに、環境美化ボランティアや関係団体と協働し、環境美化推進重点地域を中心に美化活動に取り組んでいます。今後も地域住民と協働して美化活動を実施し、環境意識のさらなる醸成を図るとともに、各地域での自主的な美化活動の実施等につなげていく必要があります。

山間部等においては、ごみの不法投棄等による地域の環境悪化が懸念されており、これを未然に防止するため、地域住民と連携したパトロールを実施しているところです。不法投棄数は減少傾向にあるものの根絶には至っておらず、今後もパトロール等を引き続き実施し、併せてより有効的な手法について検討する必要があります。

空き地等に繁茂する雑草等の放置や飼い犬等の糞害などの住宅周辺における公衆衛生に関する課題については、所有者や管理者の責任において解決すべき問題であることから、指導・啓発を行うことによって、自己の管理責任や良好な近隣関係の中で問題解決を図っていく必要があります。

宇治川周辺に発生するトビケラ対策については、関係機関等と連携し、電撃殺虫機の設置や環境への負荷の少ない薬剤の散布などを実施し、一定の効果を上げているものの根本的な解決には至っていない状況です。「宇治市トビケラ対策検討関係者会議」からの報告を踏まえた上で、新たな対策を検討する必要があります。

墓地公園については、核家族化や単身者の増加、墓所や祭祀に対する意識の変化を受け、ニーズが多様化していることから、「宇治市天ケ瀬墓地公園のあり方検討委員会」からの提言を踏まえた上で、合葬墓等の効果的な整備について検討する必要があります。

斎場については、宇治市民のみならず近隣市町村からも広く利用されており、年間を通じて施設利用率が高い施設となっています。施設が一部老朽化しており、特に火葬炉の劣化が激しいため、「宇治市公共施設等総合管理計画」に沿って、費用面や受益者負担を勘案しつつ長寿命化対策を計画的に行う必要があります。

目標

安全で安心に暮らせる生活環境を整備するため、地域住民・関係団体との連携により環境美化を推進するとともに、生活環境の改善に取り組みます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
<参考>環境美化活動の参加延べ人数	2,457人	↗	↗	クリーン宇治運動の参加延べ人数を含む
京滋バイパス（福角）大気測定局での大気汚染に関する環境基準の達成状況	100%	100%	100%	
自動車騒音の環境基準の達成状況	84.6%	↗	↗	13箇所中2箇所が基準値超
ダイオキシンに関する環境基準等の達成状況	100%	100%	100%	

取組の方向

1. 環境汚染の未然防止

環境汚染を未然に防止するため、関係機関と連携して工場・事業所等の発生源に対する指導強化を図るとともに、的確な対応により早期解決に努めます。

2. 環境調査・監視と情報提供

環境の状況を把握するため、関係機関と連携して大気汚染や水質汚濁の実態を調査し状況を監視するとともに、環境への配慮に向けた啓発に努めます。

3. 環境美化の推進

環境美化を推進するため、関係団体・地域住民・ボランティア等の協力により美化活動に取り組むとともに、広報・啓発活動により環境意識を醸成します。

4. 住宅周辺の生活環境の改善

住宅周辺の生活環境を改善するため、飼い犬の適正飼育等の指導・啓発を行うとともに、トビケラ等の衛生害虫対策を行います。

5. 不法投棄の防止

不法投棄をさせない環境づくりのため、地域住民との連携を密にした山間地域のパトロール等を実施するとともに、防止に向けたより有効な手法について検討し、不法投棄の防止を図ります。

6. 斎場・墓地の運営と整備の検討

市民の墓地需要等に対応するため、斎場や天ヶ瀬墓地公園を運営します。また、それら施設の効果的・効率的な整備について検討します。

関連部門計画

- 宇治市第2次環境保全計画

大分類1	環境に配慮した安全・安心のまち	中分類1	環境保全対策の推進

小分類3	ごみ・し尿の適正処理の推進

第3期中期計画における「現況と課題」

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき市内の一般廃棄物については生活環境の保全上支障が生じないように収集、運搬、処分を行っており、安定的かつ効率的に処理できる体制づくりに努めています。

ごみの適正な分別が行われないと、リサイクル率の低下や、収集運搬中及び処理工程での事故にも繋がることから、啓発を強化することが必要です。市政だよりの発行や、市ホームページ、FMうじ放送、イベントなどによりごみの適正な分別を周知するとともに、指定ごみ袋制度の導入やプラマークの分別回収を開始するなどして、ごみ減量意識の向上や分別の徹底によるさらなる資源化の促進を図る必要があります。

介護が必要な人や身体に障害のある人など、ごみ収集場所へのごみ出しが困難な世帯に対して、玄関先での戸別ごみ収集や希望者への声掛け（安否確認）を行う「ふれあい収集」を実施しており、今後の少子高齢社会の進展が見込まれる中、効果を検証しながら、引き続き取り組んでいく必要があります。

本市におけるごみは、城南衛生管理組合及び（一財）宇治廃棄物処理公社を中心として処理を行っており、市内の最終処分場として廃棄物処理行政の一端を担っており、2007年（平成19年）度から産業廃棄物の非飛散性アスベストの受入を開始するなど、社会の要請に応えながら廃棄物の適正処理に大きな役割を果たしています。

また、し尿処理手数料の収納、汲み取り開始・廃止受付を適切に行うとともに、市政だよりや市ホームページでの汲み取り日程の周知を図ることで、城南衛生管理組合が所管する、し尿処理事業が円滑に行われるように努めています。

焼却処理量の約7割（2016年（平成28年）度実績）を処理している城南衛生管理組合の折居清掃工場が、稼働後30年以上経過していることから、2015年（平成27年）に新しい折居工場の建設を開始し、2018年（平成30年）4月より稼働する予定となっています。しかしながら、焼却灰の埋立て先である大阪湾広域臨海環境整備センターの「大阪湾フェニックス計画」の計画期間が2021年（平成33年）度までと定められていることから、今後の施設整備のあり方や最終処分場の確保について、城南衛生管理組合や構成市町などとともに、検討していく必要があります。

目標

快適な市民生活を支えるため、安定的、効率的なサービス体制の確立に取り組み、ごみ・し尿の適正処理を推進します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
可燃ごみに含まれる不燃物の 重量割合（乾燥重量ベース）	5.65% （平成27年度）	↘	↘	城南衛生管理組合 管内の数値

取組の方向

1. ごみの適正処理

ごみの分別を徹底するため、分別方法の周知や啓発に努め、城南衛生管理組合及び構成市町などと連携し、ごみの適正な処理を推進します。

2. 安定的、効率的なサービス体制の確立

良質のサービスを提供するため、安定的かつ効率的なごみ収集・処理に努めるとともに、ふれあい収集をはじめ、市民ニーズに対応したサービスの充実に努めます。

3. し尿の適正処理

衛生的かつ快適な生活環境を保全するため、公共下水道計画区域外において、合併処理浄化槽の普及を推進するとともに、し尿の適正処理を促進します。

関連部門計画

- 宇治市第2次ごみ処理基本計画
- 宇治市生活排水処理基本計画
- 宇治市一般廃棄物処理実施計画

大分類1	環境に配慮した安全・安心のまち	中分類1	環境保全対策の推進

小分類4	ごみの減量化の推進

第3期中期計画における「現況と課題」

国においては、2008年（平成20年）に世界的な資源の制約や地球温暖化問題などに対応していくため、「第2次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、低炭素社会や自然共生社会に向けた取組と統合して、循環型社会の形成の実現に向けて方向性が示されています。

本市における循環型社会の構築に向けては、2008年（平成20年）度に策定した「宇治市第2次ごみ処理基本計画」において、「共生の環～未来のために循環型社会を目指して～」を基本理念とし、新たなごみの減量目標を掲げ、市民・事業者・行政の連携・協働による発生抑制（Reduce(リデュース)）・再使用（Reuse(リユース)）・再生利用（Recycle(リサイクル)）の3Rの推進等に取り組んでいます。市内12箇所の公共施設に資源ごみの回収箱を設置して、拠点方式により、てんぷら油・ペットボトルキャップ・蛍光管・小型家電の回収の取組を行い、プラスチック製容器包装廃棄物の分別収集については、2015年（平成27年）1月からプラマークの分別収集を開始、また2014年（平成26年）12月に家庭でのごみの分別の手助けとなるように「宇治市ごみ分別辞典」を作成し、全世帯へ配布したことなどにより、市民1人1日あたりのごみ排出量の減量化とリサイクル率の向上に繋げることができました。しかしながら、「宇治市第2次ごみ処理基本計画」で定める2018年（平成30年）度の目標リサイクル率は28%と、達成に向けては課題を残しており、さらなる啓発に努める中で、市民・事業者と連携し、循環型社会の実現に努める必要があります。

幼少期から環境への意識を持つことが大切であることから、園児・児童・生徒への環境教育や食品ロス問題の改善に向けた取組として、ごみ問題の現状や分別の重要性などを説明するとともに、分別ゲームやパッカー車の内部が見えるように窓を付けた「スケルトンパッカー車　うじのすけ」を使用した収集実演などを通して環境問題を身近に感じてもらえるよう努め、市民啓発活動に取り組んでいます。今後は、幅広い世代に向けた環境教育や出前講座の手法等の研究を進める中で、ごみの発生抑制や分別、再生利用促進に向けた啓発に取り組む必要があります。

目標

循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政が協働し、ごみの発生抑制・再使用・再生利用の推進に取り組み、ごみの減量化を図ります。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
家庭系ごみ（可燃ごみ・不燃ごみ） 1人1日あたり平均排出量	450g （平成27年度）	↘	↘	
事業系ごみ1日あたり 平均排出量	37.4t （平成27年度）	↘	↘	
リサイクル率	22.8% （平成27年度）	↗	↗	

取組の方向

1. 3Rの啓発

循環型社会を形成するため、市民・事業者・行政の協働による3R（発生抑制・再使用・再生利用）の推進を目指し啓発活動を行います。

2. ごみの分別による再生利用の促進

ごみの減量化と再生利用の拡大を図るため、古紙の集団回収等の取組の支援や小型家電の回収、プラマークの分別収集などを実施するとともに、引き続きごみ分別品目の拡大等を検討し、リサイクル率の向上を図ります。

3. 環境教育の推進

幼少期から環境に対する意識を醸成するため、園児・児童・生徒への環境教育を推進します。

関連部門計画

- 宇治市第2次ごみ処理基本計画
- 宇治市一般廃棄物処理実施計画

大分類1	環境に配慮した安全・安心のまち	中分類2	安全・安心なまちづくりへの対応

小分類1	安全・安心なまちづくり

第3期中期計画における「現況と課題」

災害は台風や地震などの自然現象によってもたらされることが多く、地質・地形や土地の利用状況、そして都市基盤整備や災害時における対応など、様々な要素により被害の程度が変わります。東日本大震災や京都府南部地域豪雨災害を踏まえ、毛布・簡易トイレ・発電機等の備蓄物資の拡充を図るとともに、備蓄物資保管箇所数を拡大しました。一方で、大規模な災害が発生した場合、町内会・自治会等の地域団体による自主防災組織の力が不可欠であり、自主的な防災訓練などの取組に対して補助金を交付する自主防災組織育成事業補助金制度の活用や未組織の町内会・自治会への組織化の呼び掛けを通じ、組織率向上を図ってきましたが、現在、組織率がおよそ72%であり、第2期中期計画の目標である75%は達成できておらず、組織率向上に向けて、より一層取り組む必要があります。

また、災害時要援護者の個別支援計画づくりの拡大や福祉避難所と要援護者による防災訓練を実施するほか、大規模災害時には「公助」がすぐに機能しない恐れがあるため、大規模災害発生時における「自助」・「互助」・「共助」の重要性を啓発し、市民一人ひとりの防災意識の向上を図る必要があります。また、地域の防災力向上により、自然災害をはじめとしたあらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、市職員で構成する地区班と市民との信頼関係を深めることや市の防災訓練、自主防災リーダーの育成に向けて研修などを行うとともに、地域での自主的な防災の取組に差があることから、今後も防災意識の普及・啓発に努める必要があります。

局地災害時に備え、新たに遠方の自治体（2014年（平成26年）に東京都小金井市）と災害時相互応援協定を締結し、締結済みの3自治体（山口県宇部市・福井県越前市・沖縄県那覇市）を含め、4自治体と災害時相互応援協定を締結しました。今後もさらなる拡充を検討するとともに、民間事業者等との協定締結拡充に努める必要があります。

また、2015年（平成27年）度で90%以上としていた住宅の耐震化率の目標値を達成できていないことから、耐震化率の向上に向けて、これまで以上に市民・事業者・関係機関と連携して建築物の耐震化・減災化に取り組み、より一層、安全・安心なまちづくりに取り組む必要があります。

犯罪予防や交通安全など地域ぐるみで住みやすいまちづくりを目指す「宇治・久御山安全・安心まちづくり協定」を宇治警察署及び久御山町と締結しました。今後も引き続き、市民の体感治安の向上に向けて、地域社会が有している自主防犯機能の回復を図り、市民・警察・行政が連携して安全を図るコミュニティづくりに地域全体で取り組みますが、安全・安心のまちづくりに必要な地域防犯推進組織の活動の主要な担い手が高齢化しており、後継者・担い手づくりが大きな課題です。

さらに、所有者等による管理が適正に行われていない空き家について、人口減少社会において、今後も管理不全の物件は増えていく可能性が大きいため、空き家の利活用に関する取組が必要となります。管理上課題のある空き家について、所有者に対し適正管理を促すとともに、空き家の流通を支援することなどにより、空き家の発生抑止及び空き家の利活用について検討する必要があります。

目標

自然災害をはじめとしたあらゆる災害から市民の生命と財産を守るため、防災体制の確立を図るとともに、市民・事業者・関係機関と連携して防犯に取り組み、安全・安心なまちづくりを推進します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
宇治市の住宅の耐震化率	86.1% （平成27年度）	95.0% （平成37年度）	↗	
市有建築物の耐震化率	93.0% （平成27年度）	100% （平成37年度）	↗	
自主防災組織の組織率	71.7%	82.0%	↗	

取組の方向

1. 防災意識の普及・啓発

防災に関する意識の高揚を図るため、災害時の避難行動の確認や防災訓練の実施、講演会の開催やパンフレット作成などの普及・啓発活動を推進します。

2. 地域防災体制の確立

地域防災体制を確立するため、地域での防災訓練の実施等を支援するとともに、自主防災組織の育成、自主防災リーダーの活用、避難行動要支援者の避難支援体制の確立、小学校区ごとの安全・安心ネットワーク体制の構築に努めます。

3. 危機管理体制の充実

自然災害をはじめとする災害等に対応するため、資機材・食料の確保と、関係機関相互の連携による災害救援体制の充実に取り組むとともに、帰宅困難者対策行動指針の策定を検討します。

4. 建築物の耐震化の促進

建築物の耐震性確保のため、市施設の耐震改修を行うとともに、民間施設についても、耐震改修の啓発や支援を行います。

5. 防犯対策の充実

体感治安の向上を図るため、市民、警察をはじめとした関係機関と連携して、犯罪の防止や抑止を図るとともに、被害者支援及び空き家の適正管理などに取り組みます。

関連部門計画

- 宇治市地域防災計画
- 宇治市建築物耐震改修促進計画
- 宇治市第3次防犯推進計画
- 宇治市国民保護計画

大分類1	環境に配慮した安全・安心のまち	中分類2	安全・安心なまちづくりへの対応

小分類2	消防・救急の充実

第3期中期計画における「現況と課題」

本市では、市民の生命・身体及び財産を火災・水害等の災害から守るため、消防・救助・救急活動や予防活動など市民生活に密着した幅広い活動に取り組んできました。

災害発生時における消防・救助現場対応が安全、確実、迅速に実施できるように、消防水利や消防・救助資機材の維持管理、職員への教養、訓練に取り組み、今後も引き続き、消防体制の充実や新たな車両・資器材の研究などを行う必要があります。

救急活動については、救急救命士の計画的な養成、救急処置高度化に伴う新たな認定の取得、また、高規格救急車及び高度救急資機材の計画的な整備に取り組みました。少子高齢社会の進展により、救急需要は増加傾向であることから、引き続き、体制の確保と計画的な車両・資機材の整備に努める必要があります。

近年、市民を取り巻く社会環境が急速に変化する中で、市民生活の安全確保と災害による被害の軽減を図るため、市民一人ひとりと各地域のそれぞれが初動対応できることが重要となっており、初期消火対応等に向けて幅広い世代への啓発に努めるとともに、災害予防には市民の防火意識の高揚が必要であることから、町内会等を対象とした訓練時等での啓発活動を引き続き推進していく必要があります。

また、住宅用火災警報器の設置率は少しずつ上昇しているものの100%には至っていない状況であるため、様々な防火啓発の機会を捉え、未設置世帯へのさらなる啓発とともに、機器本体の交換時期を迎える設置世帯に対して、継続設置についての啓発を効果的に行い、全戸設置を目指す必要があります。

一方で、消防庁舎については、災害時における消防防災拠点としての機能を維持するため、経年による老朽化対策等を行い、適正な維持管理を行っていく必要があり、今後、長寿命化対策を計画的に行い、使用年数の延長を図ることを検討する必要があります。

消防団は、地域防災活動の中心的な役割を果たしており、少子高齢化の進展や様々な社会環境の変化にも柔軟に対応し、特性を活かした活動が求められるため、これまで以上に地域の安全・安心を担う組織にふさわしい活動を展開するなど、消防団の活性化に取り組むとともに、魅力ある組織づくりに努める必要があります。消防団員数については、増加傾向にありますが、全国的には消防団員数は減少傾向にあることから、引き続き団員確保に努める必要があり、団員の装備の充実についても「消防団の装備の基準」に基づいて検討を行う必要があります。

目標

市民を災害から守るため、予防活動をはじめとした災害への対応力の向上を図り、消防力を充実します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
町内会・自治会等への防火啓発	626回	630回	→	
普通救命講習の実施	1,886人	2,000人	↗	
住宅用火災警報器の普及	78%	100%	100%	

取組の方向

1. 災害の予防・啓発

火災等の災害を防止し、被害を軽減するため、住宅用火災警報器の設置等、住宅防火対策を推進するとともに、積極的な啓発活動により防火意識の高揚を図ります。

2. 消防力の充実

災害対応力を充実するため、計画的な車両等資機材の整備・充実を図るとともに、消火栓・防火水槽等の消防水利の確保に努めます。

3. 救命率の向上

増加する救急需要への対応と救命率の向上を図るため、計画的に救急救命士及び車両等資機材の高度化対応・充実を図るとともに、応急手当等の普及・向上に努めます。

4. 消防団活動の支援

地域防災力の強化のため、活動の支援と施設の整備などを行い、消防団活動の活性化を図り、充実・強化を促進します。

5. 消防本部・署所施設の適正な管理

災害対応に備えるため、消防防災の活動拠点となる施設の整備と適正な管理を行います。

関連部門計画

大分類1	環境に配慮した安全・安心のまち	中分類2	安全・安心なまちづくりへの対応

小分類3	宇治川治水対策の推進

第3期中期計画における「現況と課題」

本市の中央を流れる宇治川では、過去における大出水の経過を踏まえ、流域の変化に対応するため、国において計画高水量を1，500㎥/秒とした大規模な改修が進められています。

また、1997年（平成9年）の「河川法」改正に伴い、これまでの治水・利水に加えて河川環境の整備と保全が法の目的に追加され、長期的な河川整備の基本となるべき方針を示す「淀川水系河川整備基本方針」を2007年（平成19年）に策定し、これを踏まえて今後20年～30年間の具体的な河川整備の内容を示す「淀川水系河川整備計画」が2008年（平成20年）度に策定されました。

塔の島地区改修や天ケ瀬ダム再開発事業は、国において2015年（平成27年）度完成に向けて工事を推進されてきましたが、追加対策工等の影響により、それぞれ完成目途が2018年（平成30年）度及び2021年（平成33年）度に延長されました。一方、宇治市内の堤防強化については、当初完成目途よりも早く、2015年（平成27年）度に完了しましたが、2013年（平成25年）の台風18号の事象を踏まえ、さらなる堤防強化対策の実施を要望していく必要があります。

本市にとって整備計画で位置付けられた事業は、治水対策上不可欠であり、早期完成に向けて、国、京都府と連携を図りながら、引き続き積極的に事業の促進を図っていく必要があります。

目標

浸水被害から市民の生命と財産を守るため、宇治川治水対策の促進を図ります。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
＜参考＞【宇治川整備計画：国】 塔の島地区改修	平成30年度 目途に完成	平成30年度 目途に完成	平成30年度 目途に完成	河道掘削、塔の島・橘島の改修、護岸堤防等整備、締切堤の撤去など
＜参考＞【宇治川整備計画：国】 天ケ瀬ダム再開発事業	平成30年度 目途に完成	平成33年度 目途に完成	平成33年度 目途に完成	トンネル式放流施設整備など

取組の方向

1. 宇治川治水対策の促進

　市民の生命と財産を守るため、宇治川の治水を促進するとともに、管理者である国に対して治水対策の充実を要望します。

2. 宇治川周辺の環境等への配慮

　宇治川周辺の環境・景観を守るため、環境等に最大限配慮した整備促進を、国に対して要望します。

3. 宇治川治水の啓発

　宇治川の治水の重要性への理解を深めるため、国に対して必要な情報提供と普及・啓発を要望します。

関連部門計画

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類1	住民自治の推進

小分類1	地域コミュニティの育成

第3期中期計画における「現況と課題」

少子高齢社会の中で、地域福祉の向上や防災・防犯など、多様な課題へ的確に対応するため、町内会・自治会をはじめとする市民の自主的な地域参加と交流に支えられたコミュニティ活動の果たす役割は極めて重要です。

様々な分野で地域コミュニティ活動に活発に取り組まれている地域がある一方、地域コミュニティの基礎的な構成要素となっている町内会・自治会において、加入率の低下や担い手不足といった、地域コミュニティ基盤の脆弱化に繋がる地域課題に直面している地域もあり、地域実態は多様な状況を示しています。

２０１５年（平成２７年）度に「地域コミュニティ推進検討委員会」より示された地域コミュニティや協働のあり方についての提言を踏まえ、施策の検討を進めています。

市ホームページ及び市政だより等の活用や、「町内会・自治会の手引き」の作成により、意識啓発や先進的な取組事例の紹介など地域コミュニティへの関心の向上に取り組むとともに、町内会・自治会長交流会や研修・講演会等の機会を設けることで、町内会・自治会活動の支援や地域人材の育成に取り組んでいます。引き続き地域コミュニティの活性化に向けて先進事例の研究等を進めながら、方策について検討し、施策に反映していく必要があります。

コミュニティセンターや集会所、ふれあいセンターなどでは、コミュニティ活動の場として、町内会・自治会活動のみならず、サークル活動や福祉活動などが行われております。これらの施設については、「宇治市公共施設等総合管理計画」に沿って、利用状況や建物の耐用年数、耐震性、地域ごとの事情を総合的に判断し、施設の複合化や類似施設の活用、統廃合、地域組織への移管などについて検討し整備を進めます。

目標

市民の地域コミュニティへの関心を高め、ふれあいと共助で築く地域社会の構築を促進するため、コミュニティ活動の支援に取り組みます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
集会所利用件数	19,226件	↗	↗	
町内会・自治会 加入世帯数	53,842世帯	→	→	
町内会・自治会 加入世帯率	72.8%	→	→	年度末現在の町内会・自治会加入世帯数を翌年度初日現在の国勢調査をもとにした推計世帯数で除したもの。

取組の方向

1. 地域コミュニティ活動の支援

多様なコミュニティ活動を支援するため、情報提供等の充実を図るとともに、コミュニティ活動の担い手の育成、地域の組織が連携できる仕組みづくり等を推進します。

2. コミュニティ施設の活用

地域コミュニティ活動の場を提供するため、コミュニティセンター等の運営や集会所の活用を促進します。また、集会所については、今後のあり方を早急に示す中で耐震化等を進め、また、ふれあいセンターについては、他の施設との複合化や統廃合により整理を図ります。

3. コミュニティの活性化

コミュニティの活性化を図るため、調査・研究を行うとともに地域コミュニティのあり方や協働の進め方について検討します。

関連部門計画

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類1	住民自治の推進

小分類2	市民参画・協働の推進

第3期中期計画における「現況と課題」

近年、少子高齢社会の進展や市民の生活構造が変化する中で、高度化かつ多様化する課題や市民ニーズに対応し、問題の解決をしていくためには、市民と行政が協働してまちづくりに取り組むことが重要です。

また、市民や地域自らが主体的に活動に参画することで、地域特性を活かした、魅力あるまちを築くための土壌が生まれます。

本市においても、市民参画・協働の考え方は各施策に関連しており、各施策や地域の課題解決に向けて、市民等の主体的な活動が重要となっています。

引き続き、主体的にまちづくりに関わる市民や地域団体を増やし、より活性化する手助けとして、活動の機会創出やノウハウの伝達等の支援方法について、市民からの意見や他の自治体の事例を分析するなどして、検討していく必要があります。同時にまちづくり活動に参加する市民が限られた存在とならず、様々な分野、年齢層の市民意見が市政に反映されるように、取組を検討し、確立していく必要があります。

目標

社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応するため、市民や地域などの公共的なサービスへの参画を促進し、市民等と市の協働によるまちづくりを進めます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
市民・各種団体・地域の 公共的サービスの実施	促進	促進	促進	

取組の方向

1. 協働する地域社会の構築

高度化、多様化する市民ニーズに対応するため、市民や地域、NPO、事業者などが参画、協働して公共的なサービスの提供に取り組む地域社会の構築を促進します。

2. 市民・地域団体の活動の活性化

市民一人ひとりが地域の課題に関心を持ち、主体的な市民活動の創出や活動への参加を促進するため、人材育成や先進事例の研究などの取組を検討します。

関連部門計画

※大分類2では、市民自らの施策立案等まちづくりへの参画について、大分類6では、市政の取組の周知及び市民意見の反映等の市政参加について、それぞれ記載しています。

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類2	市民文化の創造

小分類1	市民文化の創造・発展

第3期中期計画における「現況と課題」

本市では、市民の自主的な文化芸術活動を支えるため、音楽・舞踊・絵画等の様々なサークル・団体が多様な活動を展開できるように文化センター・公民館・生涯学習センター・コミュニティセンター等、活動の場を提供しています。

また、紫式部文学賞・紫式部市民文化賞をはじめ、市民交流ロビーコンサートや市民文化芸術祭などのイベントを通して、文化活動の促進や発表の場の創出を図っており、今後も、市内で活動している文化団体と連携しながら、文化振興に努める必要があります。

（公財）宇治市文化センターでは、市民文化振興事業（自主文化事業）の実施や文化会館使用料助成事業などを通して、市民文化の振興を図るとともに、インターネットによるホールの空き情報の提供や、ホールの利用に伴う管理担当者制を始めるなど利用者の利便性の向上に努めており、ホール利用者は増加しています。今後も市民ニーズを考慮しながら、質の高い自主文化事業を展開し、多くの人に利用されるように検討する必要があります。また「宇治市公共施設等総合管理計画」に沿って、施設の修繕費等を低減させるため、長寿命化対策を計画的に行い、更新する場合には、さらなる市民の文化の向上等に加え、機能充実に向けて、他の施設との複合化を検討する必要があります。

市民の文化活動をさらに発展させるためには、市民によって築かれてきた「源氏物語のまちづくり」の成果を踏まえ、これまで以上に地域資源の特性を活かす工夫が必要です。

文化の振興をより効果的に進めるため、文化センター関連施設や観光、生涯学習分野等との連携を強化しつつ、本市の文化行政のあり方についても検討を進める必要があります。

目標

文化の香る「ふるさと宇治」の創造を推進するため、市民の自主的な文化活動の支援を行うなど、さらなる市民文化の創造・発展に取り組みます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
市民文化芸術祭の 参加・入場者数	9,835人	↗	↗	
源氏ろまん事業参加者数	20,942人	↗	↗	

取組の方向

1. 文化行政のあり方の検討

　文化の振興をより効果的に進めるため、文化・芸術振興条例の制定を検討するとともに、生涯学習分野等との連携を強化し、文化行政のあり方について検討します。

2. 市民の文化活動への支援

　市民の自主的、創造的な文化活動の振興を図るため、各種文化事業の展開や文化団体との連携等を促進するとともに、情報の提供や発表の場の創出を図ります。

3. 「源氏物語のまちづくり」の推進

　地域の資源を活かした文化施策を推進するため、紫式部文学賞・紫式部市民文化賞を中心とした事業展開を行い「源氏物語のまちづくり」を推進します。

4. 文化センターの活用

　市民の文化創造の拠点とするため、文化芸術の鑑賞や発表などを行う各種文化事業を実施するなど、サービスの向上を図るとともに、生涯学習分野等との連携を含め、文化センター機能の強化についても検討を進めます。

関連部門計画

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類3	農林漁業・茶業の振興

小分類1	農業の振興

第3期中期計画における「現況と課題」

我が国の農業においては、高齢化・担い手不足・経営規模の縮小等の構造的な問題を抱える中で、輸入や流通の自由化の流れによる、国内外農産物の価格競争や産地間競争に直面しており、本市においても同様の問題を抱えています。

本市では、伝統的産業である宇治茶の生産、巨椋池干拓田を中心とした水稲や、都市近郊の立地性を活かした野菜・花き等の多様な作物の生産が行われており、経営所得安定対策による水稲や生産調整水田での転作作物に対して支援を行うほか、市独自でも宇治のこだわり農業支援事業を設けて推奨作物に支援することで水田の有効活用を図りながら支援に努めてきました。

農地の保全については、巨椋池排水機場の全面改修に併せた排水路整備のほか、農業用水路の草刈りや浚渫をはじめ、農業用道路や農業用施設の維持管理を行うとともに、有害鳥獣等による農作物の被害が多い山間集落周辺では、宇治支部猟友会への委託による有害鳥獣の捕獲や、農地への侵入を防ぐための防護柵の設置に取り組みました。引き続き、有効な有害鳥獣対策について検討する必要があります。

後継者の育成については、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、地域農業の担い手として期待される専業性及び営農意欲の高い農業者を認定農業者として確保しており、関係機関の協力のもと、認定農業者の掘り起こしや経営発展に向けた支援に取り組みました。

各種取組を進めていますが、農業を取り巻く環境については依然として厳しく、2015年（平成27年）の農林業センサスによると、本市の農家数は319戸で、2010年（平成22年）と比較し15．4%減少し、担い手不足等の問題は、荒廃農地や保全管理などの不作付田畑の増加につながっており、今後、より効果的な農業振興の取組となるように検討を行う必要があります。

目標

都市近郊型農業の展開を推進するため、生産者と消費者の連携を促進し消費拡大を図るなど、地域性を活かした農業振興を図ります。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
農林まつり入場者数	4000人	↗	↗	
あさぎり市の出店者数	17組	→	→	
<参考>転作に伴う奨励作物の出荷量 （普通作付け分を含む）	98t	↗	↗	出典：JA京都やましろの出荷量
農業経営を行う法人数	4	→	→	

取組の方向

1. 農用地等の適正管理

継続的な農業経営を目指すため、農業者の多様なニーズを踏まえ、農用地等が適正に活用されるように努めます。

2. 都市近郊型農業の展開

農家の営農意欲の向上や生産振興を図るため、立地性を活かした野菜等の生産を支援します。また、耕作放棄地対策のため、市民農園等の設置を促進します。

3. 生産者と地域の消費者との連携

農作物の地産地消を拡大するため、地域の農作物をPRするイベント・講座等の開催や広報を推進します。また、農業者主体の六次産業化等の取組を支援します。

4. 農地の保全・有効活用

農地の保全を図るため、農道・ため池・用排水施設等の整備や鳥獣等による農作物への被害対策を行います。また農地等の利用の最適化を推進することで荒廃農地の防止に努めます。

5. 巨椋池干拓田の排水施設の機能強化

巨椋池干拓田の災害の未然防止を図るため、排水路の整備を行います。

6. 営農基盤の強化

営農基盤を維持・拡大するため、関係機関と連携して技術研修や営農指導研修の充実等による担い手の育成・確保を図るとともに、営農規模拡大や高収益作物の新規導入、省力化技術の導入などの取組を支援します。

関連部門計画

- 宇治農業振興地域整備計画

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類3	農林漁業・茶業の振興

小分類2	茶業の振興

第3期中期計画における「現況と課題」

宇治茶は本市の象徴であり、全国に誇る銘茶の代名詞ともなっています。特に、てん茶・玉露の生産が主体で、てん茶は本市生産量の約7割を占めています。

本市の茶園の大半が、市街化区域に点在し、茶園面積は近年はほぼ横ばいとなっています。近年、緑茶は健康飲料として注目され、また抹茶ブーム等から、緑茶の需要が増えてきているものの、国内の産地間競争の激化もあり、市内産宇治茶を取り巻く状況は厳しいものがあります。

そのような状況の中、産地としての競争力の強化を目指し、全国・関西茶品評会への出品を奨励しており、生産者の努力によって毎年多数の入賞者を輩出し、市内産宇治茶の品質の高さを証明しています。

優良高品質茶の生産向上を図るため、従来からの点滴灌水や寒冷紗設置、手摘み茶推進対策、春先の霜被害を防ぐための防霜ファンやスプリンクラーの設置、伝統的製法である「本ず栽培」に対して支援を行っています。また、市内産宇治茶のブランド化に向けた取組として、2016年（平成28年）には「碾玉」の販売を開始しました。今後も宇治市茶生産組合員を中心としたNPO法人宇治碾茶生産振興会による「宇治碾茶」の地域団体登録商標取得に向けての取組に対し支援するなど、市内産宇治茶の区別化、ブランド化を図る必要があります。

「本ず栽培」は、市内産宇治茶独特の古来よりの製法であるとともに、「宇治茶の文化的景観」の世界遺産登録において重要な構成資産となることから、さらなる支援を検討する必要があります。

本市では2014年（平成26年）に「宇治茶の普及とおもてなしの心の醸成に関する条例」を制定し、また2015年（平成27年）4月には「日本茶800年の歴史散歩として日本遺産に認定されており、今後も宇治茶の普及をはじめ、宇治茶の伝統と名声を保持するため、引き続き、生産量の拡大、品質の向上、消費の拡大などに向けて積極的な取組を行う必要があります。

目標

宇治茶のブランド力の強化を図るため、宇治茶の伝統的な茶製法の継承や高品質茶の生産の支援を行い、茶業の振興に取り組みます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
茶生産量	64.1t	→	→	
茶品評会出品点数	83点	→	→	
茶品評会入賞点数	43点	→	→	

取組の方向

1. 宇治茶のブランド力強化

　宇治茶のブランド力を強化するため、「宇治茶の文化的景観」の世界遺産登録を目指すとともに、伝統的な茶製法を継承し、各種品評会への出品や入賞を奨励するなど、市内産宇治茶の区別化、ブランド化を図ります。

2. 宇治茶の消費拡大

　宇治茶の消費を拡大するため、宇治茶まつり・茶香服大会等の各種イベント開催や、宇治茶の魅力を伝えるPR活動を促進します。

3. 優良高品質茶の生産支援

　優良高品質茶の生産向上を図るため、生産力の低い在来種茶園から優良品種茶園への改植を行うなど、高品質茶の生産と環境に優しい茶づくりを支援します。

4. 優良茶園の保全と担い手育成

　宇治茶の伝統を守り伝えるため、茶園面積の減少抑制と優良茶園の保全に努めるとともに、担い手の育成を支援します。

関連部門計画

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類3	農林漁業・茶業の振興

小分類3	林業・漁業の振興

第3期中期計画における「現況と課題」

本市の森林面積は3，365haあり、市域の約50%を占めています。その森林面積の18%を占めるスギやヒノキといった人工林は、伐採の適齢期や施業のあり方などが、長伐期施業に移行しているところから、除間伐等適正な維持管理に努める必要があります。一方、森林面積の大部分を占める自然林は、アカマツや落葉樹などの雑木自然林であり、その多くは放置されている状況にあります。

森林保全のために従来の市有林を対象とした松くい虫対策に加え、カシノナガキクイムシによるナラ枯れの対策を追加し、薬剤による予防・保護を行うとともに、被害木の伐倒処理を行い、森林の健全な保全に努めました。しかし、2012年（平成24年）頃よりナラ枯れ範囲は拡大しており、本市森林面積のほとんどを占める私有林への対応を含め、今後の対策を検討する必要があります。

また、民間活動の協力のもと、森林整備の推進・啓発活動を行いました。森林整備に係る事業については積極的に森林組合への管理委託等を行っております。引き続き、森林組合と協力して森林整備や保全を行っていく必要があります。

宇治川をはじめとした市内の内水面は、淡水魚介類の生産の場としてのみでなく、観光や釣りなどのレクリエーションを提供する憩いの場として重要な役割を果たしています。そのため、内水面の水産資源を保護・増殖し、水産動植物の保護に努めるとともに、稚魚放流事業に対する支援を行っており、今後も引き続き、河川環境を浄化し淡水魚類資源を育てていくことが必要です。

今後も、「京都府豊かな森を育てる府民税条例」に基づいた交付金を活用するなどして京都府南部地域豪雨災害での教訓も活かす中で、森林整備や保全、森林資源の循環利用など森林が持つ多様な機能を維持させる施策を行うとともに、水産資源を保護し、河川の環境を守っていく施策についても取り組む必要があります。

目標

温室効果ガスの吸収効果や自然環境の保全などの多様な機能を持つ森林を保全するため、林業の振興や森林の整備を行います。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
保全する森林面積	3,365ha	→	→	
松くい虫等 森林害虫対策面積	3.4ha	→	→	
稚魚放流量	60千匹	→	→	

取組の方向

1. 森林の保全

景勝地等の森林を保全するため、害虫や有害鳥獣の駆除を行うとともに、森林等の健全な保全に取り組みます。また、関係機関と連携を図り、災害に強い森林環境について研究を行います。

2. 森林整備の促進

保育施業による森林整備を促進するため、除間伐等の森林施業の支援や啓発活動を行うとともに、宇治市森林組合等の活動を支援します。

3. 森林ボランティアの活動の支援

市民の森林保全への意識を高めるため、森林ボランティアの活動を支援します。

4. 天ケ瀬森林公園の活用

自然観察の教材としての学校教育の場や市民がリフレッシュできる場を提供するため、天ケ瀬森林公園の活用を図ります。

5. 林道の整備

車両通行の安全性と利便性を維持するため、林道の整備を行います。

6. 水産資源の保護・増殖

水産資源の保護・増殖を図るため、河川種苗放流事業の支援を行います。また、観光や釣りなどのレクリエーションの場としての環境改善を図ります。

関連部門計画

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類4	商工業・観光の振興

小分類1	戦略的な産業活性化の推進

第3期中期計画における「現況と課題」

産業創出による市内経済の活性化は、安定した就労環境と定住人口確保につながるものであり、人口減少や厳しい財政運営に直面する中で、従来からの各分野での支援策のみではなく、産業全般にわたった振興策を策定し、市内経済の活性化と宇治市の魅力向上を図っていく必要があります。

また、2023年（平成35年）度には、新名神高速道路が全線開通する予定であり、高速道路網の活用も含めて振興策を検討する必要があります。

2013年（平成25年）度からは、市内製造業企業を訪問して本市の産業施策等を紹介し、その利用促進を図るとともに、各企業へのヒアリングを通じて、企業ニーズの把握に努めています。

2015年（平成27年）度からは、基本的に月１回、人材確保に悩む市内中小企業と若者の雇用支援を目的として、会社説明会を実施し、実際に採用に結び付く成果を挙げています。また2016年（平成28年）度には、製造業の市内中小企業が参加する合同企業説明会を開催しました。京都府をはじめハローワーク宇治や地域若者サポートステーション京都南などの関係機関と連携するとともに、職業能力の向上に向けては、引き続き城南地域職業訓練センターの運営を支援するほか、京都ジョブパーク地域相談会を市役所で実施するなど、雇用機会の拡大に取り組んでいます。今後、参加企業や参加者を安定的に確保し、事業の効果を高めるために、より効果的な周知や広報に努める必要があります。

2017年（平成29年）度からは、「宇治市創業支援補助金」を創設し、創業初期の不安定な時期に経費の一部を補助することにより、企業の育成に努めるとともに、地域活性化に努めています。また国の認定を受けた「宇治市創業支援計画」に沿って、創業支援ネットワーク「宇治チャレンジスクエア」において商工会議所等と連携するなどさらなる創業支援に取り組む必要があります。さらには、産業連関表や情報通信技術（ICT）の進化により集積された、地域経済に関するビッグデータを活用し、産業戦略を今後策定するとともに、起業家の養成や雇用の創出、税収の確保も含めて市域の発展につながる地域経済施策について、大学及び研究機関並びに金融機関、地元企業等と連携を図りながら、より一層の取組を進める必要があります。

目標

産業の活性化を推進するために、創業支援や企業と求職者とのマッチング等を戦略的に展開し、新たな産業、雇用の創出に取り組みます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
雇用創出助成対象者数	95人	↗	↗	
会社説明会及び 合同企業説明会参加者数	160人	↗	↗	
創業支援事業計画に基づく 創業支援対象者数	74人	↗	↗	

取組の方向

1. 産業の存続・発展の新たな戦略の検討

まちの活力につながる多様な企業の集積・存続・発展のため、市内の経済構造の把握に努め、企業訪問で得た意見なども参考にしながら、産業振興の戦略を検討します。

2. 創業（起業）への支援

国の認定を受けた「宇治市創業支援計画」に沿って、創業支援ネットワーク「宇治チャレンジスクエア」において商工会議所等と連携を図りながら、新たな事業活動を創出するため、創業（起業）に対する支援を行います。

3. 企業の発展支援

事業活動を促進するために、産学官や金融機関などとの連携により、企業の育成や経営指導を行うなど企業の発展に対する支援を行います。

4. 雇用機会の拡大安定

中小企業の人材確保と若者の安定した雇用を図るため、合同企業説明会や会社説明会の開催等、京都府やハローワーク宇治など関係機関と連携し、雇用のミスマッチの解消等による雇用の促進を図ります。

関連部門計画

- 宇治市産業基盤整備基本計画

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類4	商工業・観光の振興

小分類2	商業の振興

第3期中期計画における「現況と課題」

本市の卸業・小売業は、平成26年商業統計調査によると、全体の80．2%が従業者10人未満の小規模な商店となっています。また、本市では人口急増期に鉄道駅を中心に住宅開発が進んできたことから、駅周辺には商店街や小売市場が形成されており、地域の消費者を対象とした最寄品の販売を中心に事業活動を展開してきました。しかし、大型スーパーを核とした近代的なショッピングセンターが近隣に点在し、インターネットの利用による販売形態の変化などもあり、厳しい経営状況が続いています。

そのような状況の中で、中小企業者の経営安定のため、「宇治市中小企業低利融資（マル宇）」など、利用者への利子・保証料補給などの支援施策を実施していますが、地域の経済は先行き不透明な部分もあり、今後も引き続き、円滑な資金調達等を支援する必要があります。

また、商店街の活性化に向けて、各商店街等団体が実施するイベント等の活性化対策事業、地場産品のPRやマップの制作などの情報化事業に対して補助するなどの施策に取り組んでいますが、より効果的な施策とするためには、商店街の自主性・自立性を高めることが重要です。そこから、より収益を上げることのできる商店街となることで生まれる雇用や個店の所得の向上など地域経済の発展が見込まれるため、各商店街が自らの将来ビジョンを持って魅力ある商店街づくりに向けて取り組める方策を検討する必要があります。

商業活力の再生や経営の安定、商店街等の活性化を図るため、宇治商工会議所とも連携し、販路開拓や賑わいづくり、人材育成などに対しても支援を行っています。今後も、宇治商工会議所との連携強化に努め、より効果的な商業支援を行うとともに、商業の振興と育成、研修の場として活用されている産業会館の利用の促進等、地域事業者交流の場をつくる必要があります。

目標

商業の振興を図るため、中小企業や商店街への支援を行い、消費者にとって魅力ある集客力の高い商業振興に取り組みます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
＜参考＞ 卸・小売業の商店数	1,283店	→	→	出典：経済センサス 活動調査
＜参考＞ 卸・小売業の従業者数	11,578人	→	→	出典：経済センサス 活動調査
卸・小売業の 年間商品販売額	2,271億円	↗	↗	出典：経済センサス 活動調査

取組の方向

1. 中小企業への支援

　中小商業者の事業資金調達の円滑化を図るため、低利融資制度や保証料・利子補給などの支援を行います。

2. 魅力ある商店・商店街づくりの支援

　消費者にとって魅力ある商店・商店街にするため、環境整備や交流イベントへの支援、多様な消費者のニーズに対応した商業活動の展開を促進します。

3. 経営指導等への支援

　中小商業者の指導育成や経営改善を図るため、宇治商工会議所が実施する事業等に対して支援を行います。また、研修等の場として産業会館を活用します。

関連部門計画

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類4	商工業・観光の振興

小分類3	工業の振興

第3期中期計画における「現況と課題」

工業の振興と雇用の創出には、新規企業の誘致と市内既存企業の発展が不可欠であることから、企業立地に関連した補助金制度に加え、販路拡大を目的とした展示会への出展や、人材育成を目的とした資格取得、技術革新により競争力を高めることを目的に産業財産権の取得等に対する補助金制度を設けるとともに、全国でも数少ない試作・研究開発が行えるインキュベーション工場を運営し、ベンチャー企業の育成も行っています。また宇治市産業振興センターでは、企業向けセミナーや相談会などを開催するほか企業による会議、研修、展示会等も行われており、産業振興の拠点として活用を図っています。

2013年（平成25年）度からは、市内製造業企業を訪問して本市の産業施策等を紹介し、その利用促進を図るとともに、各企業へのヒアリングを通じて企業ニーズを把握し、マッチングの提案を行うなど、きめ細かな企業支援を行っています。

今後は、これらの企業ニーズを分析する中で、新たな工業用地の確保、企業の市外流出防止などに努める必要があります。

目標

工業の振興を図るため、ベンチャー企業等による新製品の開発、中小企業の育成・支援に取り組みます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
製造品出荷額等	4,959億円 （平成26年度）	↗	↗	出典：工業統計調査 （従業者4人以上の事業所）
助成対象指定企業数	36件	↗	↗	

取組の方向

1. 企業立地の促進

　企業立地を促進するため、進出企業等への支援を行うとともに、企業立地に必要な基盤整備の将来構想の検討を行います。

2. ベンチャー企業の育成

　新産業創出のため、ベンチャー企業育成工場を活用し、企業の育成や経営指導を行います。

3. 中小企業への支援

　中小企業の活性化を図るため、展示会出展や人材育成などをはじめとした多様な支援を行います。

4. 宇治市産業振興センターの活用

　地域産業の活性化のため、宇治市産業振興センターの産業振興の拠点としての活用を図ります。

関連部門計画

- 宇治市産業基盤整備基本計画

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類4	商工業・観光の振興

小分類4	観光の振興

第3期中期計画における「現況と課題」

本市は、世界遺産の平等院・宇治上神社をはじめ、萬福寺・興聖寺・三室戸寺等の歴史的建造物、源氏物語に代表されるような歴史・文化遺産、そしてこれらを育んできた宇治川周辺の自然景観等観光資源に恵まれており、多くの観光客や市民を惹きつけることのできるまちです。

これらの恵まれた観光資源を活用し、宇治川の鵜飼・宇治茶まつり・県祭り等の伝統行事、季節感を活かした宇治川さくらまつりや、宇治十帖スタンプラリーなど年間を通して各種の催しが行われています。

2011年（平成23年）には、東日本大震災や平等院・宇治上神社・宇治川改修等の影響を受け、観光入込客数は減少していました。その後、2014年（平成26年）に平等院・宇治上神社の改修が完了し、商店街ではお茶に係る新しい店舗がオープンするなど、観光資源の充実により翌年度の観光入込客数は過去最高の559万人に達しました。

一方で、2011年（平成23年）度に実施した観光動向調査結果では、リピーター率の低さや観光客の滞在時間の短さが課題となっており、近隣の市町村との連携を図るなどして、改善に有効な取組を行っていく必要があります。

2013年（平成25年）度には、今後の本市の観光振興を進めていくための指針となる「宇治市観光振興計画」を、（公社）宇治市観光協会をはじめ、観光に関わる様々な事業者や学識経験者、京都府などとともに策定しました。計画は2022年（平成34年）度までを実施期間としており、まち歩き観光や上質な市内産宇治茶などを活用し、多様な層の観光客を呼び込めるように「宇治茶に染める観光まちづくり～みんなで淹れる　おもてなしの一服～」をコンセプトとし、観光事業者や（公社）宇治市観光協会、市民、行政などが連携して、観光まちづくりを進めていくこととしています。

2016年（平成28年）度より2カ年かけて行う、観光動向調査において宇治観光に係る各種データを収集した上で、2018年（平成30年）度を初年度とする「宇治市観光振興計画」後期アクションプランを定めることとしており、このプランに沿って、引き続き各種観光施策の推進に取り組む必要があります。

目標

観光都市・宇治のブランド力を高めていくため、「宇治市観光振興計画」に沿って、観光事業者等、（公社）宇治市観光協会、市民と行政のパートナーシップのもとで観光まちづくりを進めます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
観光入込客数	558万人	↗	↗	
観光消費額	調査中	↗	↗	
観光滞在時間	調査中	↗	↗	

取組の方向

1. 宇治らしさを極める

多くの観光客に”宇治”に来たことを実感してもらうため、豊かな自然景観や歴史遺産、まちの文化的景観など、豊富な観光資源に磨きをかけるとともに、新たな観光資源の発掘に努め、高級茶として世界に誇る宇治茶ブランドを観光に活用します。

2. おもてなし力を極める

多様な観光客に、より長く滞在してもらい、リピーターとして訪問してもらうため、観光事業者のおもてなし力を向上させるとともに、市民全体で宇治市に誇りを持ち、観光客を温かくお迎えする意識の醸成を図ります。

3. 情報発信力を極める

日本の観光客をはじめ世界の観光客にも観光都市・宇治についてさらに知ってもらうため、様々な媒体により、タイムリーかつ的確に、ニーズにあわせた情報を発信します。

4. 観光関連団体等との連携

「宇治市観光振興計画」を実現するため、市民との連携を図りつつ、（公社）宇治市観光協会や（一社）京都山城地域振興社をはじめとする観光事業者と協力の上、それぞれの役割を果たします。

関連部門計画

- 宇治市観光振興計画

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類5	勤労者福祉・消費生活の向上

小分類1	勤労者福祉の向上

第3期中期計画における「現況と課題」

現在の労働環境は、社会経済情勢・産業構造の変化、技術革新や国際化、省力化、情報化が進行する中で、労働時間の大幅短縮、労働形態の多様化や、女性の社会進出など大きく変化しています。

このため、勤労者の労働環境に対するニーズも、年代や性別によって多様化しており、労働福祉施策の新たな展開が求められています。

本市では、「勤労者住宅資金融資制度」や「特定退職金共済制度」に対する支援、「京都府労働者生活資金特別融資制度」の保証料・利子補給事業などに取り組み、勤労者福祉の増進に努めていますが、今後も勤労者の多様なニーズに対応した労働福祉施策の充実を図る必要があります。

また、多様な働き方が求められていることを踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、男女共同参画や子育て支援、労働、産業振興など、様々な行政分野が連携し、労働福祉の増進につなげる取組を進める必要があります。

目標

勤労者の多様なニーズに対応するため、国や京都府、関係機関と連携した労働福祉施策により、勤労者福祉の向上に取り組みます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
＜参考＞ 【ハローワーク宇治管内】 有効求人倍率	1.22 （年間平均）	↗	↗	
＜参考＞ 【城南地域職業訓練センター】 職業訓練講座受講者数	161人	↗	↗	

取組の方向

1. 勤労者への支援

　勤労者の生活支援や技能向上を図るため、京都府の制度と連携した融資制度の充実や城南地域職業訓練センター等の運営支援を図ります。

2. 技能功労者表彰制度の実施

　優れた技能をもって産業の発展に尽力された方の功労を顕彰するため、技能功労者表彰制度を引き続き実施します。

3. ワーク・ライフ・バランスの促進

　仕事と生活の調和の取れた労働環境の充実のため、各種休暇制度等労働福祉の増進が図られるよう様々な行政分野と連携し、啓発に努めます。

関連部門計画

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類5	勤労者福祉・消費生活の向上

小分類2	消費生活の充実

第3期中期計画における「現況と課題」

消費者保護のため、「消費者基本法」をはじめとして、「特定商取引法」、「製造物責任法」及び「消費者安全法」制定など法整備が進みましたが、規制緩和、経済活動のグローバル化、高齢化や情報化などを背景に、取引に関するトラブルの増加や、電話・郵便・インターネット等の情報伝達媒体による架空請求の被害が多発するなどの課題に直面しています。

こうした社会状況の中、本市では、消費者保護の観点から啓発と相談を両輪として事業を進めてきました。

消費生活相談件数は、一定横ばいで推移していますが、依然として多数の相談が宇治市消費生活センターに寄せられており、相談内容も多様化、複雑化しています。

それらに対応するため、弁護士の助言や見解を聞くことができる機会を設けているほか、独立行政法人国民生活センター等が実施する各種研修会に参加するなど、相談員のスキルアップに努めてきました。

また消費生活講座・出前講座及び消費者まつりなどのイベントや、市政だよりでの情報提供及び特集記事による周知広報など、様々な啓発活動を行っています。

今後も、消費者を取り巻く環境がより一層複雑化することが想定される中、市民からの相談に適切に対応するため、相談員のスキルアップ等に努める必要があります。また、一人ひとりの消費者が、自ら考え、行動できるように、市民による消費者環境についての自主的学習を促進するとともに、消費者庁をはじめ、関係機関との連携を図り、最新の情報を市民に提供していく必要があります。

目標

消費者の多様なニーズに対応するため、消費者への情報提供と啓発活動を推進するとともに、消費者庁をはじめ関係機関と連携し、消費生活の充実に取り組みます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
消費生活相談件数	1,064件	1,100件	→	
消費生活展入場者数	800人	→	→	消費生活展は隔年実施

取組の方向

1. 情報の提供と啓発活動の推進

　消費者が自ら考え、行動できるように、消費生活に関する情報の提供や啓発活動を行います。

2. 消費生活相談の充実

　相談内容の高度化・専門化に対応するため、相談員のスキルアップに努めるとともに、各種専門家の助言が適時得られる相談体制の充実を図ります。

関連部門計画

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類6	人権尊重社会の実現

小分類1	人権教育・啓発の推進

第3期中期計画における「現況と課題」

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利とについて平等である」とする世界人権宣言は、全ての人が、誰でも、いつでも、どこでも等しく人権が保障されなければならないことを明らかにし、日本国憲法においても、侵すことのできない永久の権利として基本的人権を保障しています。国連では、世界人権宣言を具体化するために、人権に関する数多くの国際規範を採択し、人権と平和が尊重される社会の実現に向けて積極的な活動が展開されており、我が国においても、国際社会の一員として「国際人権規約」をはじめとした人権関係諸条約を締結するとともに、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」等の法整備や関係諸計画の策定など、基本的人権の尊重と人権意識の高揚を図るための取組が進められています。

本市でも、学校教育や生涯学習を通じて人権教育・啓発を推進するとともに、市民の人権意識の高揚を図るための広報活動、人権擁護委員や関係機関と連携した啓発活動、人権講座や啓発交流イベントの開催などの交流活動の推進に努めています。今後もアンケート調査の分析等を通じて、市民意識の把握に努め、効果的な手法を検討していく必要があります。

今後さらに京都府の研修等を通じて人権教育・啓発を推進する指導者の養成に努め、人権に特に関係する職業従事者への研修や事業を推進する必要があります。また、コミュニティワークうじ館・こはた館主催事業への市民参加者数は安定しているものの、さらに利用者数を増やすべく、今後とも館の積極的な広報に努めるとともに、福祉の向上と人権啓発のための市民交流拠点としての役割を十分に発揮できるように、事業の推進に努める必要があります。

人権に対する市民意識は着実に高まっていますが、依然として同和問題、女性に対する暴力、性別による固定的な意識に基づく差別的な取扱い、子どもや高齢者に対するいじめや虐待、障害のある人・外国人・エイズ患者・ハンセン病患者・犯罪被害者等に対する偏見や差別などの人権問題があり、インターネット上の悪質な書き込みや戸籍等の不正取得等の事象も発生しています。少子高齢化や技術革新などの社会状況の急速な変化、人の価値観の変化などにより、被害が多様化、複雑化していることから、人権侵害の被害者を救済する法制度の確立等、人権政策の一層の推進が求められています。

このような状況の中、２０１６年（平成２８年）度には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消法」をはじめ、多くの人権に関わる法律が施行されました。

今後も、２０１６年（平成２８年）３月に策定した「宇治市第２次人権教育・啓発推進計画」に沿って、人権尊重理念の普及と様々な人権問題の解決に向けた取組をさらに推進していく必要があります。

目標

人権が尊重される社会を実現するため、あらゆる場を通じて人権教育・啓発を推進します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
人権教育・啓発指導者 養成研修修了者数	13人	27人	42人	
コミュニティワークうじ館 ・こはた館利用者数	32,846人	↗	↗	

取組の方向

1. 人権尊重のまちづくり

人権に対する市民意識の高揚を図るため、啓発講座等を開催するとともに、学校や地域などあらゆる場で人権教育・啓発に努め、人権尊重のまちづくりを推進します。

2. コミュニティワークうじ館・こはた館の活用

人権教育・啓発のための市民活動・市民交流を促進するため、同和問題の解決に重要な役割を担ってきた隣保館を有効に活用し、人権啓発のための各種事業を推進します。

関連部門計画

- 宇治市第2次人権教育・啓発推進計画

大分類2	ゆたかな市民生活ができるまち	中分類7	男女共同参画社会の形成

小分類1	男女共同参画の推進

第3期中期計画における「現況と課題」

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、1999年（平成11年）に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

これに伴い、国や京都府においては、施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本計画が策定され、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大、雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保、女性に対するあらゆる暴力の根絶や、女性の職業生活における活躍の推進など、男女共同参画社会の形成の促進に関する取組が推進されてきました。

本市でも、地域に根差した男女共同参画社会の実現を目指して、2003年（平成15年）度に宇治市男女共同参画支援センターを開設するとともに、2004年（平成16年）度に「宇治市男女生き生きまちづくり条例」を制定、2015年（平成27年）度には「宇治市男女共同参画計画（第4次UJIあさぎりプラン）」を策定して、「男女共同参画社会の実現に向けた理解の促進」や「あらゆる分野における女性の活躍の推進」など、5つの基本方向を定め、本計画の基本方向を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の市町村基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の市町村推進計画として位置付け、また市民団体等との連携・協働を図りながら、様々な関係施策の推進に努めてきました。

2013年（平成25年）度に市民企画事業を再構築し、新たに地域で開催する男女共同参画の取組に対しても支援を行っています。

男女共同参画支援センターの利用者数については、親子で利用できる「げんきひろば」の開放日拡大等、利用者へのサービス向上に努め、2012年（平成24年）度と比較し、2016年（平成28年）度には13，279人の増加となっています。

2014年（平成26年）度からは、悩みを抱え込みやすいといわれる男性が気軽に相談できるように、「男性のための電話相談」を実施しており、年々、相談件数は増加していますが、さらに、広報等利用拡大に向けて取り組む必要があります。

男女共同参画支援センターでの知識取得や意識啓発を中心とした取組のみでなく、地域の課題解決のための実践的活動を中心とした取組へと拡大する中で、市民や京都府等関係機関との連携・協働を一層促進し、DVへの対応やワーク・ライフ・バランスの実現など、引き続き男女共同参画社会の形成に向けて積極的な取組を推進していく必要があります。

目標

男女がいきいきと暮らすことができる社会を実現するため、市民・事業者等と協働して、地域に根差した男女共同参画を推進します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
各種審議会等における 女性委員の登用率	28.7%	↗	↗	
男女共同参画支援センター 活動団体数	50団体	↗	↗	
男女共同参画支援センター 利用者数	48,692人	↗	↗	

取組の方向

1. 男女共同参画のまちづくり

　地域に根差した男女共同参画社会を実現するため、京都府等と連携し情報発信や学習機会の提供に努めるとともに、市民・事業者等との協働によるまちづくりを推進します。

2. 男女共同参画支援センターの活用

　男女共同参画のための市民活動・市民交流を促進するとともに、女性の人権擁護や社会参画を支援するため、男女共同参画支援センターを有効に活用します。

関連部門計画

- 宇治市男女共同参画計画

大分類3	健康でいきいきと暮らせるまち	中分類1	地域福祉の推進

小分類1	地域福祉活動の推進

第3期中期計画における「現況と課題」

近年、複雑化、多様化する地域福祉ニーズに対して、行政のみでは対応できない状況となっており、また、ニートや引きこもり、自殺などの問題についても、実態が明らかになるにつれ、大きな社会問題となっています。若者・高齢者・子育て世帯・障害者等に共通する課題や、それぞれに異なる課題について地域全体で支え合う地域福祉の枠組みの構築が求められています。

本市においては、市民や関係機関等の各主体が相互に連携、協働し、生活課題の解決を図り、誰もが地域の中で安心して暮らせることを目指す福祉のまちづくりの指針として、2010年（平成22年）度に「第2期宇治市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の推進に総合的に取り組んできました。

一方、国においては、福祉は与えるもの、与えられるものといったように「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を推進する必要があるとし、2017年（平成29年）6月の「社会福祉法」の改正では、「我が事・丸ごと」の地域づくりや包括的な支援体制の整備に関する内容が盛り込まれたところです。

今後、複雑化、多様化するニーズに対応するためには、国の政策動向を注視しながら、「第2期宇治市地域福祉計画」で位置付けた事業について、進捗状況の確認や現状把握などを行い、実効性を高めるための必要な見直しを図るとともに、計画に沿って、施策、事業を一層推進する必要があります。

また、住民主体の福祉のまちづくりを進めるためには、地域福祉の主役である市民や当事者団体の役割は大きく、あわせて地域福祉を支える民生児童委員や学区福祉委員をはじめ福祉関係団体、町内会・自治会、NPOなどの活動に対する期待は年々高まっています。さらに、それらの活動をサポートし、各種団体との有機的な連携・調整機能を持つ（福）宇治市社会福祉協議会についても、地域福祉を推進する上で中心的役割が期待されています。今後は、こうした関係団体等との連携、協働を一層進める必要があります。

一方で、関係団体の中には、担い手や会員の確保が課題となっている団体もあり、これまで地域福祉を支えてきた基盤の脆弱化が懸念されています。今後は、複雑化、多様化する福祉課題に対して、地域での切れ目のない包括的、継続的な支援を維持、発展させていくためには、市民理解をさらに深めるとともに福祉関係団体をはじめ、地域福祉の担い手との連携、協働のあり方やその枠組みについて、さらに検討を進める必要があります。

目標

様々な立場や年代層の視点から地域の総合的支援体制を構築するため、市民の自主的な活動と公的サービスの連携による地域福祉を推進します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
宇治ボランティア 活動センター登録者数	46団体 863人	↗	↗	
学区福祉委員数	1,533人	→	→	

取組の方向

1. 地域の総合的支援体制の構築

市民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるようにするため、地域で支え合っていく支援体制を構築し、互助・共助・公助による地域福祉を推進します。

2. 関係団体との連携

高齢社会の進展による福祉サービスへの多様なニーズに応えるため、(福)宇治市社会福祉協議会等の関係団体との連携をより深め、支援体制の充実を図ります。

3. 民生児童委員活動との連携・推進

市民の立場に立った相談や援助を行うため、民生児童委員活動と連携して地域福祉を推進します。

4. ボランティア活動の支援

学区福祉委員会等の地域における市民のボランティア活動を促進するため、幅広い年代層の参加手法や、地域福祉活動への支援について検討します。

5. 地域でのネットワークの推進

子どもや高齢者への虐待等の早期発見・予防や、自殺対策などに対応するため、地域でのネットワークづくりを図ります。

6. 総合福祉会館の活用

様々な地域福祉活動を促進するため、拠点となる総合福祉会館を有効活用します。

関連部門計画

・ 第2期宇治市地域福祉計画

大分類3	健康でいきいきと暮らせるまち	中分類2	健康づくりの推進

小分類1	健康づくりの推進

第3期中期計画における「現況と課題」

本市では、高齢化とともに「がん」「循環器疾患」「糖尿病」「COPD（慢性閉塞性肺疾患）」など、食生活や運動、たばこなどといった生活習慣に起因する「生活習慣病」が疾病全体に占める割合は増加し続けており、死因の約60%を占めるまでになっています。

また、少子高齢化の進展により、医療や介護に係る負担が増すと予測される中、生活習慣病の重症化による介護保険サービスの対象となる要支援・要介護認定者の増加も進んでおり、健康で活力ある社会を実現するには、市民の健康寿命の延伸を図る上で生活習慣病を予防し、社会生活を営むための必要な機能を維持・向上すること等が重要となります。

このような中で、「宇治市健康づくり・食育推進計画」に沿って、「生活習慣病の発症予防と重症化予防」と「次世代の健康づくりと食育」を重点課題として取り組んできました。

市民一人ひとりが心身ともに健康であり自分らしく生きられるように、市民の多様なライフスタイルや年齢層を考慮し、健康づくりに関する意識や取組の変化を促し、自発的・継続的に、かつ楽しく健康管理ができることを実現するための施策の検討を行う必要があります。

このような検討を進める中で、生活習慣の改善及びこころの健康を支援することで健康寿命の延伸を図り、「健康長寿日本一」の実現に向けて、健康づくりに資する地域活動や市民活動の広がりが重要であり、宇治市健康づくり＜う一茶ん＞連絡会や食育ネットワークなどの関係団体と連携・協力しながら、「個人も社会も健康にする健康づくり」を目指した効果的な取組としていく必要があります。

目標

市民が身体的、精神的、社会的に健やかで心豊かに生活できるよう、市民の多様なライフスタイルや年齢層などに応じた健康づくりを進め、「健康長寿日本一」を目指します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
＜う一茶ん＞連絡会 加入団体数	13団体	↗	↗	
食生活改善推進員 若葉の会会員数	51人	↗	↗	

取組の方向

1. 総合的な健康づくりの推進

　市民のライフステージに応じた健康保持・増進を図るため、体と心の総合的な健康づくりに取り組みます。

2. 地域活動の支援

　市民の主体的な健康づくりを推進するため、健康づくり推進協議会や＜う一茶ん＞連絡会を中心に、地域・職域・学校等と連携し、健康増進に向けた取組を支援します。

3. 健全な食生活の促進

　市民の健全な食生活を促進するため、食育関係者によるネットワークの構築を図るとともに、ライフステージに応じた学ぶ機会の充実等、生活の様々な場面での食育推進に取り組みます。

関連部門計画

- 宇治市健康づくり・食育推進計画
- 宇治市子ども・子育て支援事業計画
- 宇治市高齢者保健福祉計画

大分類3	健康でいきいきと暮らせるまち	中分類2	健康づくりの推進

小分類2	保健・医療の推進

第3期中期計画における「現況と課題」

高齢化の進展及び疾病構造の変化を踏まえると、健康でいきいきとした高齢期を過ごすためには、健康寿命の延伸を実現することが求められ、生活習慣病の発病予防や社会生活を営むために必要な機能の維持・向上などの青年期からの健康づくりとともに、定期的に健診・検診等を実施し疾病の早期発見、早期治療が重要となります。

これまでも、本市の成人・高齢者に対する健康増進に向けて、各種がん検診やワクチン予防接種の充実、健康教育等に取り組んでおり、特に本市の死因の第1位であるがんは全死亡数の約30%を占めることから、検診の無料クーポン券の配付や検診実施場所・実施期間の拡大、広報周知の拡大など、がんの早期発見、早期治療に取り組んできました。

しかしながら、各種がん検診の受診率は低値で推移しており、受診率の向上に向けて、今後もがん予防の正しい知識やがん検診の有用性について普及啓発を進めるとともに、より効果的な検診の実施に向けて、周知啓発及び受診環境の改善を図り、目標の達成に努める必要があります。

健康教室においては、早い段階からの生活習慣の改善に向けて、食事・運動・休息と健康の関係性や喫煙や飲酒、歯の健康などの正しい知識の普及啓発を進め、自らの健康に意識が持てるような取組が必要です。

また、感染症対策として各種予防接種事業を行っており、2014年（平成26年）度から高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種等を新たに実施し、新型インフルエンザ等の新感染症に対する対策を検討するなど、引き続き、感染症の発生、拡大防止対策に努めていく必要があります。

各種保健事業と合わせて、生活習慣病の発症予防と重症化予防に向けて、市民一人ひとりの動機付けや自己啓発を促し、市民が主体的にそれぞれのライフステージに応じた健康保持・増進に取り組むように支援する必要があります。

目標

市民の健康の保持・増進を図るため、健康診査や保健指導などに取り組み、保健・医療を推進します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
各種がん検診受診率	1.6%～ 10.1%	↗	50%	

取組の方向

1. 成人・高齢者保健対策の推進

　健康寿命延伸のため、各種健（検）診や教室などの充実を図り、生活習慣の改善の支援に取り組みます。

2. 疾病の予防啓発

　各種疾病・感染症の発生やまん延を防止するため、感染症対策を推進するとともに、市民への啓発に取り組みます。

3. 医療体制の充実

　医療体制を充実させるため、京都府や医療機関との協力・連携を図るとともに、休日急病診療所を運営し、病院群輪番制病院運営事業に取り組みます。

関連部門計画

- 宇治市健康づくり・食育推進計画
- 宇治市高齢者保健福祉計画

大分類3	健康でいきいきと暮らせるまち	中分類3	長寿社会への対応

小分類1	生きがいづくりの充実

第3期中期計画における「現況と課題」

本市においても超高齢社会に突入しており、高齢者人口は2016年（平成28年）10月時点で51，712人、高齢化率は27．4%となり、3．6人に1人が高齢者となっています。

人口構造が変化し、急速に高齢化が進行する中、活力ある地域社会を維持するためには、多様な価値観を持った高齢者が、地域の中で自らの経験や知識を活かし、自己実現を図るとともに、生涯にわたって健康で自立した生活を営むことができるように、生きがいづくりに取り組むことが重要です。

また、生活機能の低下を防ぎ、健康寿命を延ばすためには、社会的役割や生きがいを持つことが重要となっています。

生きがいづくりの充実に向けては、多世代も含めた交流の場や学習機会の提供、地域活動の機会の創出などに努めてきました。今後団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）を見据えて、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるようにするため、心身の健康増進を図りながら、生きがいを持ち、積極的に地域社会へ参加できるような環境づくりを進めていくことが求められており、高齢者の生きがいと子どもとの交流を図るために食育の観点も踏まえた「つながり食堂」の実施についても検討する必要があります。

今後も、「宇治市高齢者保健福祉計画」に沿って、ますます多様化する高齢者のニーズに対応した事業のあり方について検討し、超高齢社会の中で充実して暮らしていけるように、高齢者が支援する側、される側といった関係性を超えて、地域の中で社会的役割を持ち生きがいを感じられる仕組みづくりに一層取り組んでいく必要があります。

目標

多様な価値観を持った高齢者が生涯にわたって健康で自立した生活を営めるよう、制度で支えるという基本的な考え方のもと、交流の場や学習機会の提供など、生きがい活動への支援や健康増進を図ります。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
老人福祉センターサークル協議会加入者数	362人	↗	↗	
健康まつり参加者数	120人	↗	↗	
喜老会会員数	3,113人	↗	↗	

取組の方向

1. 生きがい活動への支援

高齢者が生きがいを持ち、社会における役割を見出し、いきいきとした生活を送るため、知識や経験を活かした様々な活動を支援します。

2. 学びの支援

高齢者が生涯学ぶことができ、積極的な社会参加を促進するため、それぞれの力を発揮し地域の担い手となるよう、活動の場の整備や学習、交流機会の提供などに努めます。

3. 地域福祉センターの活用

生きがいづくり活動や介護予防事業など総合的なサービスを展開するため、各地域での福祉活動の拠点として地域福祉センターの有効活用を図ります。

関連部門計画

- 宇治市高齢者保健福祉計画
- 第7期宇治市介護保険事業計画

大分類3	健康でいきいきと暮らせるまち	中分類3	長寿社会への対応

小分類2	高齢者福祉サービスの充実

第3期中期計画における「現況と課題」

全国的に少子高齢化が進展する中、本市の高齢者人口は2016年（平成28年）10月時点で51，712人、高齢化率は27．4%となり、介護保険サービスの対象となる要支援･要介護認定者数は9，030人（認定率：17．2%（2016年（平成28年）9月末時点））と増加傾向にあり、高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、高齢者の実態やニーズを踏まえた介護サービスの基盤を整備することが必要です。

一方で、介護保険サービスの需要が増したことにより介護保険給付費も増加を続けており、これまで以上に介護給付適正化に取り組むとともに介護保険財政の一層の健全化確保と安定的な運営に努める必要があります。

高齢者が介護や支援が必要になっても、住み慣れた地域で安心して生活することができるように、医療・介護・予防・生活支援・住まい・社会参画・生きがいが一体的に提供される宇治方式の地域包括ケアシステムの構築に取り組むとともに、地域包括支援センターの充実を図る必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、看取りまでを含めた適切な支援と介護体制の充実、介護者に対する支援施策を展開するとともに、医療分野とのさらなる連携を進めるため、医療介護連携の拠点について検討する必要があります。

また、団塊の世代が75歳以上となる2025年（平成37年）には認知症の人は全国で約700万人前後になり、65歳以上高齢者に対する割合は、約5人に1人になると見込まれる中、本市は2015年（平成27年）に「認知症の人にやさしいまち・うじ」を宣言し、認知症の早期発見、早期支援に努め、認知症の人及び家族の人が安心して暮らせるまちづくりに取り組んでいます。

今後は、高齢者人口の増加とともに、要介護高齢者や認知症高齢者も増加すると見込まれるため、自助・共助に加えて、地域の人々、友人との間の「顔の見える」助け合いの互助が重要となり、地域での見守りや、病院・商店等への外出支援をはじめとする支え合う体制の構築に取り組むとともに、地域における高齢者の状況・ニーズを把握する中で、「健康長寿日本一」に向けて、より効果的な高齢者福祉サービスの推進に努める必要があります。

目標

全ての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、関係機関と連携を図り、制度で支えるという基本的な考え方のもと、高齢者と家族の生活を総合的に支援する宇治方式の地域包括ケアシステムを推進します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
認知症あんしんサポーター 養成講座参加者数	3,835人	↗	↗	
地域密着型サービスの 整備施設数	44箇所	↗	↗	

取組の方向

1. 高齢者福祉サービスの充実と家族の支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるように支援するため、利用者に適した高齢者福祉サービスの充実とともに、家族の負担の軽減を図ります

2. 介護予防の取組の推進

高齢者の健康保持・増進を図るため、行政と民間が連携し、介護予防教室の開催や相談体制の充実を図ります。

3. 介護保険制度の運営

安心できる、安定したサービスの提供のため、介護保険制度の適正な運営に努めます。

4. 高齢者の権利擁護

高齢者の尊厳ある生活を守るため、窓口での相談をはじめ、虐待の防止・早期発見や適切な財産管理の支援などのため、虐待相談窓口や成年後見制度の普及啓発や関係機関との連携強化に取り組みます

5. 宇治方式の地域包括ケアシステムの推進

医療・介護・予防・生活支援・住まい・社会参画・生きがいが一体的に提供される宇治方式の地域包括ケアシステムを推進するため、関係機関と連携し、施策展開を図ります。

6. 「認知症の人にやさしいまち・うじ」の推進

認知症当事者と家族の身体的、精神的負担の軽減を図るため、認知症総合センターや認知症対応型カフェなどによる相談・支援の体制を充実します。

関連部門計画

- 宇治市高齢者保健福祉計画
- 第7期宇治市介護保険事業計画

大分類3	健康でいきいきと暮らせるまち	中分類4	少子化社会への対応

小分類1	安心して子育てのできる環境づくりの推進

第3期中期計画における「現況と課題」

近年の出生率の低下等により、急速に少子化が進展しており、本市においても、2012年（平成24年）に出生数が死亡数を下回り、人口が自然減少に転じています。超高齢社会の進展と重なって、労働力人口の減少、社会保障分野における現役世代の負担増など、社会経済に深刻な影響を及ぼし大きな社会問題となっており、家族規模の縮小や地域のつながりの希薄化による子育てに対する不安や孤立感が広がるなど、子どもや子育てを取り巻く環境は、一層厳しくなっています。

これらの課題に対して、子育てをしやすい社会にしていくためには、地域のニーズに応じて、子どもや家庭を支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められており、2014年（平成26年）度に策定した「宇治市子ども・子育て支援事業計画」に沿って、NPO法人や大学などと連携しながら地域で安心して子育てができる環境づくりを推進していく必要があります。

また、子育ての孤立化は、親の育児不安や児童虐待などにつながる懸念があり、児童相談所や地域、関係機関との連携を一層深めながら、不安や悩みを聞く相談窓口や、子育てに関する情報提供の充実を図るとともに、関係機関・関係者に対する研修会の実施や、支援が必要な家庭には適切なサービス提供に結び付けるなど、地域における子育て環境の充実を図っていく必要があります。

今後も、子どもを取り巻く社会環境の変化や、国の子ども・子育て支援新制度の動向を踏まえながら、「子ども・子育てファースト」の視点で、家庭・地域・事業所・行政によるネットワークを構築することが重要であり、多様な主体が参画・協働しながら、地域資源を活かした総合的な子育て施策を重点的に推進するとともに、安心して子育てのできる環境づくりを推進する必要があります。

目標

安心して子育てができるように、地域と協働して、子育てに関して相談、支援のできる環境づくりを推進します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
地域子育て支援 拠点箇所数	一般型　8	↗	一般型10	
ファミリー・サポート・ センター会員数	1,572人	↗	↗	

取組の方向

1. 地域との協働による総合的な子育て支援体制づくり

　地域で子育て支援ができる環境づくりのため、地域、関係機関、企業・大学などと連携を図るとともに、地域子育て支援拠点事業を活用し、子育てひろば等を充実します。

2. 児童虐待への対応の充実

　児童虐待の防止や早期発見のため、関係機関等との連携を図るとともに育児不安の解消や子育て支援の充実に努めます。

3. 包括的な支援体制の充実

　妊娠期から子育て期にわたるまで、安心して子育てを行うため、関係機関との連携や、包括的な子育て支援を行う体制の充実に努めます。

関連部門計画

・宇治市子ども・子育て支援事業計画

大分類3	健康でいきいきと暮らせるまち	中分類4	少子化社会への対応

小分類2	健やかな成長・発達への支援の充実

第3期中期計画における「現況と課題」

「子ども・子育て関連3法」に基づき施行された「子ども・子育て支援新制度」では、各市町村が実施主体となって、子育て家庭のニーズを把握した上で、計画的に給付や事業などを行うことが求められます。

本市では「宇治市児童育成計画」や「宇治市次世代育成支援対策行動計画」に沿って、各種子育て支援施策を展開してきましたが、「子ども・子育て支援新制度」を踏まえ、母子保健分野に関する施策を含めて総合的な子育て支援を推進する必要があることから、2014年（平成26年）度に「宇治市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

本市の母子保健分野では、これまで妊婦健診の助成、乳幼児健診や健診後のフォローなどの各種事業を実施し、妊娠・出産・乳幼児期の施策を体系的に取り組んできましたが、産後うつの予防や新生児への虐待予防を図る観点から産後の初期段階における母子に対する支援や、出産時のリスクを少なくするため、妊娠期の喫煙や歯周病などへの保健対策が課題になっています。

また、発達への支援が必要な子どもが増加しており、早い段階からの支援や就学後への連携が課題となっているため、発達段階に応じた育児支援を推進する必要があります。

子育てへの経済的支援という観点からは、ひとり親家庭における経済的な自立の支援を図るため、就職に有利となる資格取得に対する給付金の支給に取り組むとともに、2017年（平成29年）度から子育て支援医療費支給事業を拡充し、中学校卒業まで外来・入院ともに実質無料化にすることで、子育て家庭の経済的負担軽減に取り組んできました。

今後も、子どもを取り巻く社会環境の変化や、国の子ども・子育て支援新制度の動向を踏まえながら、「子ども・子育てファースト」の視点で、家庭・地域・事業所・行政によるネットワークを構築することが重要であり、多様な主体が参画・協働しながら、地域資源を活かした総合的な子育て施策を重点的に推進し、健やかな成長を支える子育て支援を充実させる必要があります。

目標

子どもの健やかな成長を支えるため、母子保健及び子育てに関する相談体制を整備し、妊娠から出産・子育てまで、切れ目のない総合的な子育て支援を推進します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
各乳幼児健康診査受診率	94.2%～ 98.8%	94.2%～ 98.8%	↗	
ひとり親自立支援・職業技能訓練 資格取得者延べ人数	75人	↗	↗	

取組の方向

1. 母子保健対策の推進

子どもの健やかな成長を支援し、親の育児不安の解消を図るため、妊娠期から相談体制を整えるとともに、乳幼児の健康診査を行い、未受診者に対しては訪問等により状況把握に努め、支援の充実を図ります。

2. 相談・支援体制の充実

子どもが健やかに育つ環境づくりのため、様々な家庭環境や多様なニーズに対応した計画的な取組による関係機関等が連携した子育て支援を進め、相談体制と情報提供の充実を図ります。

3. 適切な療育・発達への支援

発達上支援が必要な子どもの早期発見と適切な療育を進めるため、早期療育ネットワーク会議を開催するなど関係機関と連携を図り、相談や支援に取り組みます。

4. 経済的支援の充実

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、国や京都府へ制度拡充を要望するとともに、連携して各種手当や医療費の支給などを通じて支援します。

5. ひとり親支援の充実

ひとり親家庭の生活の安定を図り自立を支援するため、関係機関等が連携した相談体制の充実や各種給付事業の実施など、就労、生活面など総合的な子育て環境への支援を進めます。

関連部門計画

・宇治市子ども・子育て支援事業計画

大分類3	健康でいきいきと暮らせるまち	中分類4	少子化社会への対応

小分類3	保育サービスの充実

第3期中期計画における「現況と課題」

急速に進展する少子化へ対応するためには、就労と子育てを包括的に支える仕組みが必要であり、希望する全ての人が安心して子どもを預け働くことができる社会を実現することが求められます。

本市における、2017年（平成29年）4月時点の保育所・認定こども園の状況は、公立保育所7園と民間保育所・認定こども園19園の計26園で、入所児童数は公立保育所927人、民間保育所・認定こども園3，006人となっていますが、女性の社会参加による就労増加や就労形態の変化などから、特に乳児を中心に入所希望は年々増加しています。

本市の保育施策は、待機児童対策と多様な保育サービスの提供という観点から、民間保育所・認定こども園の新設及び増改築を行い、2号認定児及び3号認定児の定員については、2013年（平成25年）から2017年（平成29年）の間に220人の定員増及び乳幼児健康支援一時預かり、病児保育事業などの拡充に取り組んできました。

しかしながら、2013年（平成25年）4月時点の待機児童数は0人となったものの、子どもを取り巻く社会環境の変化等により、2017年（平成29年）4月時点で待機児童が5年振りに発生しており、引き続き保育ニーズは増大するものと見込まれることから、2016年（平成28年）度末に実施したニーズ調査の分析に努め、より適切な保育ニーズへの対応方法を検討する必要があります。

今後は、国、京都府の動向を注視しつつ、多様化する保育ニーズに対応するため、ニーズ調査結果及び地域における保育ニーズの中・長期的な動向を見極めながら、「宇治市子ども・子育て支援事業計画」に沿って、教育との連携を含め、さらなる待機児童対策及び保育サービスの充実に努める必要があります。

目標

市民の多様な保育ニーズに対応するため、地域の実情を踏まえ利用者の生活や就労形態に合った保育サービスの充実を図ります。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
保育所（通常保育）の 利用者数	3,966人	↗	↗	
待機児童数（各年5月1日） ※国定義後の値	8人	0人	0人	
待機児童数(各年5月1日) ※国定義前待機児童数から地域型保育事業 （小規模・家庭的保育事業）利用者を除く）	79人	↘	↘	

取組の方向

1. 待機児童対策の推進

増加する保育ニーズを踏まえ、待機児童の解消を図るため、多様な保育の充実により、質を保ちながら、保育の量的拡大に努めます。

2. 効率的な保育所等運営の推進

保育所等運営の効率化を図るため、民間活力の活用について研究、検討します。また、保育ニーズに対応するため、保育サービスの実施と柔軟な保育所等運営に努めます。

3. 民間保育所・認定こども園への支援

多様化、増加する保育ニーズに対応するため、民間保育所・認定こども園での多様な保育サービスを提供するとともに、民間保育所・認定こども園への支援を図ります。

4. 多様な保育サービスの提供

多様な保育ニーズに応えるため、病児・病後児保育やこどもショートステイなど保育サービスの充実を図ります。

5. 保育所・認定こども園の安全対策

保護者が安心して子どもを預けられるようにするため、地域と協力して防犯に取り組むとともに、老朽改築による保育環境の整備等に取り組みます。

関連部門計画

・宇治市子ども・子育て支援事業計画

大分類3	健康でいきいきと暮らせるまち	中分類4	少子化社会への対応

小分類4	放課後児童育成の充実

第3期中期計画における「現況と課題」

少子化の進展や家族規模が縮小し、地域のつながりが希薄化している中、子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変化しています。就労と子育ての両立支援の観点から、放課後等に異年齢の子ども同士が交流する機会や、子どもが安心して過ごせる場所の確保が求められています。

本市では留守家庭児童対策として、1967年（昭和42年）度から「育成学級」を運営しています。この育成学級は、児童の放課後の安全と健全育成を目的として、市内の小学校（笠取・笠取第二小学校を除く）に在学する放課後の保護者留守家庭児童を対象に、プレハブ教室や学校余裕教室を活用して各学校内で開設しています。

本市の児童数は、1982年（昭和57年）をピークとして減少に転じ、今後も全体として減少または横ばい傾向が続くものと推測されますが、女性の社会参加や就労形態の変化から、育成学級在籍児童数は増加傾向にあり、在籍児童総数に占める比率は年々上昇しており、2017年（平成29年）5月時点の育成学級在籍児童数は1,983人、対象児童総数に占める割合は19．7%となっています。

また、多様化する保護者ニーズに対応するため、育成学級の開設時間の延長や施設整備に加え、2015年（平成27年）度から対象学年を6年生までに拡大したほか、2016年（平成28年）度からは、定員を超える学級の児童を受け入れる民間事業者に対する「宇治市放課後児童健全育成事業費補助金」を創設するなど、運営の充実や環境整備に取り組むことで、安全・安心な放課後児童の育成を図ってきました。

国においては、2014年（平成26年）に、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように「放課後子ども総合プラン」が示されており、地域住民等の参画により、放課後等に全ての児童を対象として学習や体験・交流活動などを実施する放課後子供教室等、教育との連携を図りながら、総合的な放課後児童対策に努める必要があります。

目標

多様化する保護者ニーズに対応するため、施設整備やサービスの充実など、安全・安心な放課後児童の健全な育成を図ります。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
育成学級入所児童数 （5月1日現在）	1,998人	→	→	

取組の方向

1. 育成学級の充実

子育て環境の変化等、多様化する保護者ニーズに対応するため、サービスの充実に努めます。

2. 多様な形態によるサービス提供

保護者の子育てを支援するため、社会福祉法人・NPO法人の参画等、多様な形態での放課後対策サービスを促進します。

関連部門計画

・ 宇治市子ども・子育て支援事業計画

大分類3	健康でいきいきと暮らせるまち	中分類5	障害者福祉の推進

小分類1	障害者福祉の充実

第3期中期計画における「現況と課題」

2013年（平成25年）の「障害者総合支援法」の施行により、障害の有無に関わらず等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念のもと、障害者の社会参加を進め、障害の有無に関わらず地域共生社会の実現に向けて、障害福祉サービス事業と地域生活支援事業を総合的に行うことが求められています。

また、障害者差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が2016年（平成28年）に施行され、障害の有無に関わらず、平等に人権を享受し行使できるように、市民・事業者に対して、障害者の日常生活及び社会生活上の社会的障壁を取り除くため、「合理的配慮の提供」を行うように周知を図る必要があります。

合理的配慮を的確に行うためには、障害者の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な障壁を除去し、全ての人がバリアフリーの必要性を理解する中で環境整備を推進していく必要があります。

本市においては、2012年（平成24年）度に、障害福祉施策に関する基本的な計画である「第2期宇治市障害者福祉基本計画」、2015年（平成27年）度に障害福祉サービスの3カ年の実施計画である「第4期宇治市障害福祉計画」をそれぞれ策定し、障害福祉サービスのニーズを踏まえて、本市の障害福祉の基本方針や必要なサービス等の目標を示し、障害者の経済的負担の軽減、日常生活及び社会参加のためのコミュニケーションの支援など、個々の障害の状態に応じた障害福祉サービスの充実に取り組んできました。

また、障害者の雇用については、これまでの取組と併せて障害者施設から一般就労への移行についても一層推進する必要があります。

市民が手話をより身近に感じ、聴覚に障害がある人の社会参加がより一層推進されるように「宇治市手話言語条例」を制定し、市民の手話への理解の促進と手話の普及の推進に取り組む必要があります。

2016年（平成28年）度末時点で、身体障害者手帳所持者は10，313人、療育手帳所持者は1，734人、精神障害者保健福祉手帳所持者は1，217人となっており、毎年増加しています。今後は高齢化の進展等、様々な要因により、支援を必要とする人は増加する見込であり、多様化する障害福祉サービスを持続的に実施していくためには効果的・効率的な取組が必要となっています。

また、どこでも必要な支援を受けながら暮らせる体制を確立するため、国に対して必要な施策の実施を要望していくことが重要であり、国・京都府の動向を注視しながら、障害者が主体的に地域に参加できる環境づくり、障害福祉サービスに努める必要があります。

目標

住み慣れた地域で、障害のある人もない人も相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、様々な障害への理解を深め、障害者福祉の充実を図ります。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
訪問系サービスの利用量	122,152時間	223,114時間	↗	
通所系サービスの利用量	258,496日	316,490日	↗	

取組の方向

1. 計画的な施策実施

障害者が安心して地域で暮らせる支援体制を確立するため、宇治市障害者福祉基本計画施策推進協議会での意見聴取に努めるとともに、国や京都府に対して必要な施策の要望を行います。

2. 各種福祉サービスの充実

障害者それぞれの状態に応じて必要な福祉サービスを提供するため、国や京都府と連携して各種給付を行います。

3. 社会参加の促進

障害者の社会参加を促進するため、活動機会の提供やバリアフリーを推進します。また、情報・コミュニケーション支援として、手話通訳、要約筆記、点訳、音訳及び拡大写本などの支援の充実を進めるとともに、宇治市手話言語条例を制定し、市民の手話への理解の促進と手話の普及の推進に取り組みます。

4. 総合的支援の促進

障害者の日常生活や社会生活を総合的に支援するため、障害福祉サービスや地域生活支援事業を個々に応じて組み合わせる相談支援の充実を促進します。

5. 障害者福祉施設の整備

障害者が安心して地域で生活できる環境の整備を促進するため、国や京都府と連携して支援します。

6. 障害者の権利擁護

障害者の尊厳ある生活を守るため、相談体制の充実を図り、適切な財産管理の支援等に取り組みます。

関連部門計画

- 第2期宇治市障害者福祉基本計画
- 第5期宇治市障害福祉計画

大分類3	健康でいきいきと暮らせるまち	中分類6	低所得者福祉の充実

小分類1	低所得者福祉の充実

第3期中期計画における「現況と課題」

少子高齢社会の進展や世帯構造の変化などにより、人とのつながりが希薄化し、非正規雇用等を背景とした経済的な困窮者が社会的に孤立することが問題となっています。

こうした中、失業・病気・高齢等、様々な理由で最低限度以下の生活を余儀なくされている市民に対しては、生活保護制度で必要な保護を行い、最低限度の生活保障と自立の促進を図っています。

本市の生活保護世帯・人数は、2016年（平成28年）度には2，081世帯・3，083人となっており、高齢者世帯が増加傾向にあります。今後も、職員の人権意識の向上・法令遵守を徹底し、資質の向上に努めることや、漏給・濫給の防止に配慮しながら、さらに制度の適正な実施に努める必要があります。

2015年（平成27年）度から生活困窮者自立支援制度が施行され、稼働年齢層への就労支援について取り組むとともに、経済的自立と生活意欲の向上を図ることを目的に、くらしの資金の貸付や学費の支出が困難な生徒・学生への奨学金の貸与をはじめ、住居確保給付金の支給などを実施し、生活困窮者の自立の促進に努めており、2017年（平成29年）度からは、貧困の連鎖の防止のため、生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業に取り組んでいます。

今後は、関係機関等と連携し適切な支援ができるように、生活困窮高齢世帯への支援のあり方を検討するとともに子どもの貧困の連鎖の防止を図るため、教育分野等と連携し生活困窮世帯への包括的な支援に取り組む必要があります。

目標

生活困窮者の自立を促進するため、法令遵守を徹底し助言・指導援助を行うとともに、適正に生活保護を実施します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
就労支援を活用して 就労した件数	70件	90件	↗	
就労支援相談件数	400件	400件	↗	

取組の方向

1. 自立に向けた適切な指導援助

　要援護世帯の自立を促進するため、職員の人権意識の向上、法令遵守を徹底しながら、生活保護の適正実施に努めるとともに、関係機関との連携を図り、各種制度を活用して適切な指導援助を行います。

2. 包括的な相談・支援体制の充実

　貧困の連鎖の防止のため、生活困窮者・家庭における生活意欲の向上と自立の促進に向けて、学習支援をはじめ、相談・支援体制の充実を図るとともに貸付事業等を行います。

関連部門計画

大分類3	健康でいきいきと暮らせるまち	中分類7	年金・保険制度の運営

小分類1	年金・各種医療制度の運営

第3期中期計画における「現況と課題」

少子高齢化や家族規模の縮小が進展する中、公的年金は高齢者や障害者などの生活の基礎的な部分を支えるものとして国民生活に不可欠な制度となっています。2015年（平成27年）度時点では、国民の約3割が公的年金を受給し、高齢者世帯の約7割において公的年金収入の占める割合が8割以上となっています。

本市の国民年金の加入者は、2016年（平成28年）度末時点、37,457人で、年金受給者は52,275人となっています。今後も、日本年金機構と協力・連携し、市民への制度の周知・啓発・相談、保険料納付や免除制度の案内を行うとともに、持続可能な公的年金制度を維持するため、市民に対して制度の重要性を説明していく必要があります。

また、年金に関する市独自制度として、制度的無年金者の救済のため、在日外国人高齢者・在日外国人重度障害者に給付金を支給していますが、制度的無年金者については国の制度として適用されるように引き続き、要望していく必要があります。

急速な少子高齢社会の進展に伴い、医療費の増大が見込まれる中、後期高齢者医療制度については、京都府後期高齢者医療広域連合と連携して、今後の後期高齢者被保険者の増加に対応し医療費の適正化と疾病予防の重点化を図り、被保険者の健康の保持・増進のために必要な制度運営を行っています。

2017年（平成29年）度から疾病予防及び早期治療を図るため、人間ドックの定員拡充及び後期高齢者に対する歯科健診を実施しています。

今後、京都府後期高齢者医療広域連合と連携し、医療費の適正化と疾病予防の重点化を図り、給付の抑制に努めるとともに、事業の実施にあたり、広域連合補助金等の財源確保に努める必要があります。

老人及び重度心身障害児（者）の医療費負担を軽減するため京都府の制度と併せて医療費助成を実施しています。

市独自制度として、障害者の医療費負担を軽減するため2017年（平成29年）度から療育手帳B所持者まで拡大しておりますが、医療給付額は増加傾向にあり、今後継続的な支援を行うにあっては、京都府に制度の拡充を要望していく必要があります。

目標

高齢者等の生活の基礎的な部分を支えるため、市民理解を深める周知・啓発・相談を行い、年金・各種医療制度の安定運営を促進します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
窓口での年金の 受付・啓発	実施	実施	実施	

取組の方向

1. 国民年金制度の周知・啓発

　国民年金制度に対する市民の理解を深めるため、制度の周知・啓発・相談業務を行います。

2. 後期高齢者医療広域連合との連携

　高齢者の医療保険制度の安定運営のため、国の施策に基づき、後期高齢者医療広域連合との連携を図ります。

3. 医療費等の負担軽減

　低所得世帯、一人暮らし高齢者や重度心身障害者の医療費負担等を軽減、免除するため、京都府制度にあわせて扶助を行うとともに、京都府に制度の拡充について要望を行います。

4. 制度的無年金者の救済

　制度的無年金者を救済するため、在日外国人高齢者・在日外国人重度障害者に助成を行うとともに、国や関係機関へ制度の改善について要望を行います。

関連部門計画

大分類3	健康でいきいきと暮らせるまち	中分類7	年金・保険制度の運営
小分類2	国民健康保険の運営		

第3期中期計画における「現況と課題」

急速な少子高齢社会の進展や社会構造の変化に対応し、持続可能な医療制度としていくことが国民健康保険においても求められています。

本市の国民健康保険の加入状況は、2016年（平成28年）度末時点で、26，378世帯（加入率31．8%）、被保険者数43，016人（加入率22．8%）となっています。全国的な傾向と同様に、被保険者の高齢化は進展しており、2008年（平成20年）度末時点の65歳以上の被保険者数は、16，653人（構成割合35．1%）であったものが、2016年（平成28年）度末時点では、19，963人（構成割合46．4%）となっています。

一方、保健事業の実施状況について、2016年（平成28年）度の特定健康診査の受診率見込は、32%、特定保健指導の実施率は、13%で、特定健康診査、特定保健指導ともに、受診率（実施率）が計画目標値に到達していないなどの課題があります。

また、人間ドックは定員を超える受診希望者の状況を踏まえて定員を拡充しており、事業のニーズを把握する中で、より効果的な実施方法等を検討する必要があります。

引き続き、安定して国民健康保険事業を運営するためには、医療費の適正化や保険料収納率の向上、保健事業の充実を図るなどの取組が必要となっていますが、全国的に医療費の増加傾向及び保険料収入の不安定化などを背景とする財政基盤の脆弱性が問題となっており、2018年（平成30年）度から国民健康保険制度が改正され、市町村から都道府県へと財政運営の主体が移行されるにあたって、本市における保険料率や保健事業などへの影響を十分に注視し、事業を進めていく必要があります。

目標

健康を守る皆保険制度を維持するため、各種保健事業を実施するとともに適正な保険料確保に努め、国民健康保険事業の安定した運営を図ります。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
特定健康診査受診率	32%	60%	↗	国の特定健康診査等参酌標準値
特定保健指導実施率	13%	60%	↗	国の特定健康診査等参酌標準値

取組の方向

1. 事業の安定運営

制度を安定して運営するため、適正な保険料率を設定するとともに、長期的な給付の増加抑制に努めます。また、国や京都府へ財政支援強化策の要望を行います。

2. 健康維持と疾病予防

加入者の健康維持・増進及び疾病の早期発見を図るため、人間ドック、特定健康診査や特定保健指導など各種保健事業を実施します。

3. 医療費の適正化

医療費の適正化のため、引き続きレセプト点検の強化に取り組みます。

関連部門計画

- 国民健康保険事業計画
- 第3期宇治市特定健康診査等実施計画

大分類4	生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち	中分類1	学校教育の充実

小分類1	幼稚園、小・中学校教育の充実

第3期中期計画における「現況と課題」

児童・生徒数は2017年（平成29年）5月時点、小学生10，107人、中学生4，889人、幼稚園児124人で、地域差があるものの今後も全市的には減少する見込となっています。

近年、国際社会への対応や、国の幼保一体化の方針を受け、学校教育、就学前教育のあり方は大きく変化しています。また、体罰やいじめ問題など、全国的に学校教育へ厳しい目が向けられており、今後も学校のみでなく家庭や地域と一層協力し、子どもを育てる教育力を強化するとともに、子どもたちの将来に向けて「生きる力」がどれほど育まれているのか、公立学校教育の成果を示していくことが課題となっています。

2012年（平成24年）度から全小・中学校で小中一貫教育を実施し、各学校・園ごとの地域性及び特性を活かした取り組みを進め、子ども達一人ひとりの成長に合わせた教育に努めています。これまでの成果を検証し、小中一貫教育のさらなる充実に向けて、これまでに構築してきた組織を活用した学力向上に関する取り組みを開始するため、2017年（平成29年）度から宇治黄檗学園に新たにラーニングコーディネーターを配置しました。また、宇治学での副読本の効果的な活用や京都大学宇治キャンパスとの連携による最先端の科学体験など、特色ある教育の充実を図る取組を進めています。こうした取組を展開することにより、本市教育の課題である学力向上に向けて、さらなる取組の強化に努める必要があります。

図書館教育については、今後も引き続き、図書標準の達成に向けて取り組んでいく必要があるとともに、2015年（平成27年）度から取り組む「ことばの力」育成研究事業の成果を見定めながら、効果的な学校司書配置や学校司書の役割についても検討・調整していく必要があります。

中学校給食については、実施に向けて調査・準備期間が必要であり、今後も中学校給食が実施されるまでの間、中学校昼食提供の方式で事業を実施するとともに、有効的に活用されるように工夫・改善を検討する必要があります。

子ども達の健康については、健康診断をはじめ、学校医と連携し健康保持及び増進に取り組んでいます。

教育のさらなる充実に向けては、教職員の意識改革と資質・指導力の向上は不可欠ではありますが、近年の大量退職に伴い経験の少ない教員が多くなってきており、多様な教育課題に対応できる学校全体の教育力の維持・向上と合わせて、人材育成を進めていかなければならない状況にあります。

また、幼稚園については、2014年（平成26年）5月1日現在と2016年（平成28年）5月1日現在で比較すると、園児数が市立幼稚園で20人減（11．6%減）、私立幼稚園で272人減（11．7%減）となっており、市内の幼稚園児数の減少は喫緊の課題となっています。こうした状況の中、公立幼稚園のあり方について、2016年（平成28年）度に「宇治市公立幼稚園検討委員会」を設置し、就学前教育の効果的な実施に係る体制や施策などについて検討されました。今後は公立幼稚園の入園希望者が定員を下回っている状況を踏まえて、早急に公立幼稚園の再編を行うとともに、引き続き公立幼稚園の適正規模・適正配置についての検討を進める必要があります。。

今後、ますますの少子化が進むと見込まれることから、より良い教育のため、学校の規模と配置等の適正化や校区再編については、人口減少や少子化の状況を踏まえ、学校施設の縮小や統廃合、小中一貫校整備などについて検討を進め、総量の削減に向けて、国から策定要請のある個別施設計画の策定に取り組むとともに、国や京都府の学級編制基準等に沿うように対応していく必要があります。

目標

確かな学力、豊かな人間性、健康・体力の知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育むため、小中一貫教育の推進をはじめ、教育内容の充実を図ります。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
高等学校等への進学率	99.2%	京都府平均以上	→	
中学校1年生の不安割合	25.4%	25%以下	↘	

取組の方向

1. 小中一貫教育の推進

家庭との連携や地域人材の活用も図りながら、児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、健康・体力など、「生きる力」を育むため、引き続き義務教育9年間を見すえた小中一貫教育を推進します。

2. 豊かな人間性を育む学校教育の充実

学力の向上とともに、児童・生徒の豊かな人間性を育むため、地域特性を活かした「宇治学」、人権教育、特別支援教育や道徳教育などの学校教育の充実を図ります。

3. 健康安全教育・給食の充実

児童・生徒の健康保持・増進や食育の推進を図るため、健康安全教育や食に関する指導の充実に努めるとともに、中学校給食の実施に向けて検討し、実施までの間、引き続き中学校での昼食提供等を行います。

4. 教職員の意識改革と指導力の向上

国際化・高度情報化等変化の激しい社会や新しい教育ニーズに的確に対応するため、京都府教育委員会と連携して教職員研修の充実を図ります。

5. 就学援助・就園助成の実施

義務教育の機会を保障するため、経済的理由による就学困難者への就学援助等を行います。また、経済的負担軽減と幼稚園教育の振興を図るため、私立幼稚園就園助成を行います。

6. 学校規模等適正化の推進

学校規模等適正化を推進し教育環境の充実を図るため、「教育振興基本計画」に沿って校区の再編や学校の統廃合を検討します。

7. 多様化する就学前教育ニーズへの対応

多様化する就学前教育のニーズに対応するため、国の動向を十分に踏まえ、教育と福祉の連携のもと、効果的な就学前教育を推進します。

8. 公立幼稚園適正化の推進

就学前教育の効果的な実施にかかる体制や施策等について検討するとともに、公立幼稚園を再編し、適正規模・適正配置を図ります。

関連部門計画

- 宇治市教育振興基本計画
- 宇治市小中一貫教育と学校規模等適正化の方向　～NEXUS（ネクサス）プラン～

大分類4	生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち	中分類1	学校教育の充実

小分類2	学校教育環境の充実

第3期中期計画における「現況と課題」

これまで、学校施設整備計画に沿って学校施設の耐震化を最優先に取り組み、児童・生徒の安全性を確保するとともに、老朽化への対応及び空調設置などにより、児童・生徒が学業に集中できる環境整備に優先的に取り組みました。

学校施設の耐震化は2016年（平成28年）度、普通教室の空調機設置は2014年（平成26年）度に完了し、今後は施設の老朽化に対応したトイレ・ライフライン等の大規模改修や、新たな課題となっている体育館等の非構造部材耐震改修工事については、「第3次学校施設整備計画」を策定し、計画的な施設整備に取り組み、さらなる学習環境の維持・向上を図る必要があります。

また、学校教育のICT化の推進については、国の「第2期教育振興基本計画」等に基づき行ってきたこれまでの整備の効果を検証しつつ、国や近隣市町の動向を注視しながら、引き続きICT化を推進する必要があります。

目標

児童・生徒の安全を守り、学習に集中できる環境を構築するため、学校施設の整備・修繕を行います。また、ICTを効果的に活用した新たな「学び」を実現していくため、教育情報化の推進に対応した教育環境の整備充実を図ります。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
学校施設のトイレ・ライフライン改修率	50%	↗	100%	
体育館等非構造部材耐震改修率	10%	↗	100%	
学校の環境整備	－	↗	↗	

取組の方向

1. 学校施設環境の充実

児童・生徒の安全を確保し、円滑な学習を進めるため、学校施設の維持・修繕を行うとともに、老朽化対策等の大規模な施設整備や更新を計画的に進めます。

2. 体育館等非構造部材の耐震化の推進

児童・生徒の震災時の安全を確保するため、体育館等の非構造部材の耐震化を進めます。

3. 学校教育のICT化の推進

ICTを効果的に活用した新たな「学び」を実現していくため、教育情報化の推進に対応した教育環境の整備充実を図ります。

4. 小中一貫校の検討

小中一貫教育を推進するため、学校規模等の適正化や校区の再編とあわせて、小中一貫校の整備について検討します。

関連部門計画

- 宇治市教育振興基本計画
- 学校施設整備計画

大分類4	生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち	中分類1	学校教育の充実

小分類3	総合的に進める教育の充実

第3期中期計画における「現況と課題」

将来を見通したまちづくりにとって、次代を担う青少年の健やかな成長は重要です。

本市内では、青少年による非行や社会への不適応、さらに虐待やいじめなどの問題が深刻化している状況となっています。その要因として、少子高齢化、家族規模の縮小、情報化の進行に伴う人と人とのふれあいの希薄化によって、青少年の人格形成を育む社会機能の脆弱化を招き、家庭・地域の教育力が低下しているのではないかと考えられます。全国的に非行や少年犯罪の低年齢化傾向が続いており、本市内でも未成年者による犯罪が低年齢化する傾向があります。

児童生徒の問題行動の件数においても、減少傾向にありますが低年齢化が進んでおり、小学校での対策強化が必要となるため、今後は、さらに成果が挙がるように、効果的な取組を検討し、積極的に事業を実施していく必要があります。

また、不登校の問題については、不登校の要因が児童生徒の心理的要因が中心だったものが、近年は、発達的な課題や家庭環境を起因とするものなど多岐にわたり、不登校児童・生徒の出現率については増加傾向にあるため、従前の不登校対策事業に加えて、新たな対策が必要となっています。

さらに、子どもへのきめ細かい対応のために学校現場へのサポート体制を構築していますが、対応件数は増加の一途をたどっており、現在の体制では支援が十分に行き届かないことから支援体制を検討する必要があります。

これら青少年を総合的にサポートするための拠点である青少年指導センターは、耐震性に課題があるため、保護者や地域とさらなる連携が図られるように他の施設との複合化等を検討し整備を進める必要があります。青少年をめぐる問題は、社会全体として取り組むべき課題であり、教育支援センターの現在の活動内容や事業を基本としつつ地域・学校・家庭などと連携して、地域の教育力の向上や地域ぐるみで子どもを育てる環境づくりに取り組むとともに、青少年の健全な育成を図るための取組をより一層、充実していく必要があります。

目標

子ども、青少年がたくましく心豊かに、また地域社会の一員として創造性豊かで協調性のある人間として成長できるよう、教育と福祉の連携のもと、家庭・地域等と協力し、多方面からの総合的な教育に取り組みます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
問題行動実人数の率　小学校	3.99% （411人）	↘	↘	
問題行動実人数の率　中学校	10.62% （526人）	↘	↘	
不登校児童出現率　小学校	0.72% （74人）	↘	↘	
不登校児童出現率　中学校	3.05% （151人）	↘	↘	

取組の方向

1. 家庭・地域と連携した子ども・青少年の健全育成

　社会全体での子育てや青少年の健全育成を進めるため、家庭・地域・学校・関係機関等での連携を強化し、放課後等の子どもの居場所づくりをはじめとする、きめ細かい支援や教育力の向上を図る体制を構築します。

2. 青少年非行防止活動の推進

　非行・問題行動を未然に防止するため、関係機関と連携して補導や啓発活動・相談活動を実施します。

3. 不登校児童・生徒への対応

　学校と連携を図る中で、不登校となっている児童・生徒の状況把握に努め、コーディネーターによる学校巡回や支援員による家庭訪問を行うとともに、適応指導教室等を実施します。

4. 指導者・関係団体の育成・支援

　次世代を担う青少年を育成するため、指導者・関係団体の育成・支援を行います。

5. 青少年支援拠点の整備

　青少年に関する総合的な施策展開を図るため、拠点である青少年指導センターは他の施設との複合化を検討し整備を進めます。

6. 生徒指導課題への対応

　小中学校における困難な生徒指導課題の早期解決を図るため、支援員を派遣し、初期段階で適切な生徒指導を行います。

7. 学校との円滑な連携と学校現場へのサポートの強化

　いじめ等の学校現場のみでは解決が困難な事象について、関係機関等との連携により問題の解決を図るため、学校現場への指導・助言やサポート体制の強化を図ります。

関連部門計画

- 宇治市教育振興基本計画

大分類4	生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち	中分類2	生涯学習の充実

小分類1	生涯学習の推進

第3期中期計画における「現況と課題」

近年、ライフスタイルの多様化、ICTの発達による高度情報化や国際化の進展など社会環境は大きく変化しており、真の豊かさや自己実現を求めて様々な学習活動が活発に展開されています。

本市では、各公共施設での取組を充実し、総合的な生涯学習活動の促進に努めてきました。青少年センターでは、学びや遊びの機会提供や地域と協働した子どもの体験学習など、子どもが生涯を通じて学ぶことを身に付けられるように各種事業を展開し、総合野外活動センターでは、参加型事業から参加者同士が交流を深められる参画型事業を目指して、幅広い年齢層の野外活動を通じた生涯学習を推進してきました。

しかしながら、生涯学習センター・公民館では積極的な企画・参加はあるものの、参加協力する市民団体数が減少傾向にあり、時代のニーズを的確に捉え、市民の生涯学習に対する意欲を高めることができるように、講座やイベントについては、関係団体や関係機関と連携し、市民のアイデアを活かす必要があります。

施設面について、公民館は耐震性に課題がある施設もあることから、早急に公民館のあり方を検討し、教育委員会会議や生涯学習審議会などの意見も伺いながら、方向性を取りまとめ、市としての方針を決定しますが、生涯学習の活動は維持・継続しながら、他の施設との複合化や統廃合の検討を進める必要があります。

図書館は、市民や利用者の読書活動、生涯学習、課題解決や情報活用能力の向上を支援するため、幅広く資料を収集するとともに、これらの図書館資料や様々な情報、学習機会を提供しています。近年、図書館の利用形態には変化が見られ、資料閲覧や調査研究のための相談など貸出を伴わない利用が増加しています。また、図書館利用者の利便性向上を図るため、2016年（平成28年）度からは配本所の増設や京都市図書館との相互利用などに取り組みましたが、年間総貸出点数は伸び悩んでいます。今後は、図書館事業計画の策定に取り組むとともに、貸出以外の図書館サービスについて充実に努め、貸出点数のみならず来館者数の増加を図り、市民により身近な図書館として利用されるように努める必要があります。

さらに、様々な活動への参加者を発掘・育成し、多くの市民が諸活動に参加できるように努めなければなりません。人材バンクをはじめ、多様な人材を活用し、市民・関係団体と行政の協働のもと、高度化、多様化する学習ニーズに的確に対応し、仕事と生活を両立できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現を促進する中で、市民の主体的、自発的な活動が社会に還元される仕組みづくりを進める必要があります。

目標

市民の自主的、自発的な学習活動を促進するため、関係機関・団体等と連携を図りながら生涯学習のニーズに対応し、市民の経験や習得した学習成果を地域・社会に還元できる仕組みづくりを進めます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
総合野外活動センターの来場者数	111,192人	100,000人	→	
生涯学習センター・公民館事業に参加協力する市民団体数	217団体	216団体	→	
人材バンクの利用率	34.2%	30%	→	
図書館の年間総貸出冊数	808,993冊	818,745冊	↗	

取組の方向

1. 生涯学習推進体制の充実

高度化、多様化する生涯学習ニーズに対応し、自主的な学習活動を促進するため、効果的な情報発信や市民の知識・技術・経験を社会に還元できる仕組みづくりに努めます。

2. 生涯学習センター・公民館活動の充実

地域での生涯学習活動を促進するため、生涯学習センター・公民館等では市民とともに事業の充実に努めます。また、宇治公民館は他の施設との複合化や他の施設への機能移転等により対応し、他の公民館についても公民館のあり方を整理した上で複合化や統廃合等を検討します。

3. ICT技術を活用した生涯学習の推進

多様な学習ニーズに対応するため、市民と協働して、インターネットやデジタルデータを活用した、いつでもどこでも誰でも様々な方法で学習ができる環境を整備します。

4. 読書活動の推進、図書館の充実

読書活動の推進を図るため、ライフステージや多様な利用者・ニーズに応じた利用しやすい図書館サービスの充実に努めるとともに、子どもの自主的な読書活動を促進する取組を進めます。

5. 青少年センター活動の充実

青少年の教育文化の向上と健全育成を図るため、青少年センターでの各種事業の充実に努めます。

6. 総合野外活動センターの充実

「自然とふれあい、自然のなかでの交流」を進めるため、センターの施設を管理運営し、野外活動、レクリエーション、スポーツ活動などを行います。

7. ワーク・ライフ・バランスの充実

市民が豊かな生涯を送るため、仕事と生活の調和を目指して、様々な生涯学習活動への参加・参画を促進するよう時代に対応した事業の展開を図ります。

関連部門計画

- 宇治市教育振興基本計画
- 宇治市生涯学習基本計画
- 宇治市子どもの読書活動推進計画（第二次推進計画）

大分類4	生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち	中分類2	生涯学習の充実

小分類2	スポーツ・レクリエーションの普及

第3期中期計画における「現況と課題」

スポーツ・レクリエーション活動は、幼児から高齢者まで各層にわたって、ストレス・運動不足の解消、健康・体力づくり、友人・仲間との交流や家族とのふれあいなど、多様な役割を果たしています。

本市では、関係団体等と連携して、多くの市民にスポーツ・レクリエーションの機会を提供しています。

スポーツ・レクリエーションの環境整備としては、黄檗体育館、西宇治体育館、総合野外活動センター、グラウンド・ゴルフ場などの施設整備や、学校体育施設の開放などに努めてきました。

効果的な修繕・補修によりそれら施設の長寿命化に取り組んできましたが、施設の老朽化が進んでおり今後は計画的な改修の検討が必要となります。

また、各種団体等でも積極的な活動が展開されていますが、市内の運動施設や京都府立山城総合運動公園（太陽が丘）を有効活用し、より多くの市民が利用できるように運営の工夫が必要です。

今後も市民が年齢や技術・体力に応じて楽しめるように、指導者・スポーツボランティアの育成やスポーツ・レクリエーション情報の提供に努め、市民ニーズを捉えた健康とコミュニティづくりの場として充実を図る必要があります。特に高齢者が楽しめるスポーツ・レクリエーションは健康寿命の延伸に有効であり、高齢者施策と連携した効果的な取組が必要となります。

市の主催等による各種スポーツ大会・教室・ひろば等の参加者数が微減傾向にある中で、少子高齢社会や人口減少社会の進展を踏まえ、市民とスポーツがより身近なものになることを一つの目標とした「宇治市スポーツ推進計画」の実現のため、スポーツ文化が全市民に浸透し、スポーツを身近に感じる施策展開を図る必要があります。

目標

スポーツ・レクリエーションに対するニーズに対応するため、各種事業の実施や普及・啓発を図るとともに、関係団体等と連携しながら、市民の主体的な活動を支援し、スポーツ活動における成果が地域コミュニティの発展等、幅広い効果をもたらすことができるよう、「スポーツ文化」の定着を目指します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
市の主催等による各種スポーツ大会・教室・ひろば等参加者数	40,812人	45,941人	→	
成人で週1回以上スポーツをする人の割合	－	－	65%（※）	※国のスポーツ基本計画の目標値

取組の方向

1. スポーツ・レクリエーションの機会の提供

市民が気軽にスポーツを楽しむ機会を増やすため、ニュースポーツの教室や講習会などを開催します。

2. 指導者等の育成、関係団体等への支援

市民・地域の自発的、自主的なスポーツ活動を促進するため、また地域コミュニティの発展や子どもから高齢者までの世代間交流の一助となるよう、様々な世代の指導者・スポーツボランティアの育成や関係団体等への支援を行います。

3. スポーツの場の充実

市民に身近なスポーツの場を確保するため、公園・緑地の整備と連携して施設の充実・有効活用を図ります。

4. スポーツ情報の提供

スポーツを生活の一部として取り込み、スポーツライフを楽しむため、スポーツに関する様々な情報発信の充実を図ります。

関連部門計画

- 宇治市教育振興基本計画
- 宇治市生涯学習基本計画
- 宇治市スポーツ振興計画（ASEプラン）

大分類4	生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち	中分類2	生涯学習の充実

小分類3	歴史資料の充実と古典文化の普及

第3期中期計画における「現況と課題」

歴史資料館では、宇治に関する歴史資料の調査、収集、保存、研究を行うとともに、より多くの人が宇治市に興味を持ち理解を深めるように、展示や普及活動等を通じて、市民に歴史資料の公開を行いました。歴史資料館での展示に留まらず、市内の小学校への出前事業等、今後も様々な施設や団体などと協力して幅広い教育普及活動を継続していく必要があります。

源氏物語ミュージアムでは、『源氏物語』をはじめとする古典や平安時代の歴史や文化に親しめる資料展示等を行い、古典文化の普及に努めています。開館20周年の2018年（平成30年）度のリニューアルでは、参加・体験型の展示の導入、アニメーションによる新たな映像を制作するほか、多言語対応等、来館者の多様なニーズに対応する環境整備と情報ゾーンの再整備により生涯学習を活性化させる施設としてさらなる充実を図ることとしています。リニューアルによる来館者増を一時的一過性のものに終わらせず、リピーターを含めた来館者の増加を目指すためには、来館者サービスの向上や企画展等各種事業の充実、多彩な教育プログラムの提供等、ソフト面を充実する必要があります。

また、歴史資料館と源氏物語ミュージアムが連携し、合同企画による源氏物語ミュージアム企画展の開催やギャラリートークを実施することで、歴史資料館の収蔵資料と専門職員の活用を図り、IPMやデジタルアーカイブの共同研究を推進しました。

歴史資料館・源氏物語ミュージアムは来館者の増加に向けて、話題性を備えた魅力ある特別展・企画展の開催や事業の実施を基本に、積極的な広報活動と情報発信を行っていく必要があります。また、両館はさらなる連携を強め、両館の特徴を生かした教育プログラムを構築・提供することにより、さらなる博学連携の推進を図る必要があります。

目標

本市の恵まれた歴史的、文化的資産を次代へ受け継ぎ、宇治市への理解を深めてもらうため、歴史資料等の調査と収集・保存に努めるとともに、源氏物語を中心とした古典文化の普及を図ります。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
歴史資料館 収蔵資料目録の刊行数	19集	24集	年1冊の刊行とデジタル化	
源氏物語ミュージアム 企画展示数	企画展5回	企画展5回	特別企画展の開催（5年毎）	2年に1回の目玉企画展の開催
源氏物語ミュージアム 講座開設数	30講座	38講座	38講座	夏休み期間中の小・中学生向け企画展関連事業の充実

取組の方向

1. 生涯学習・文化施設等の連携

多くの人に宇治市への理解を深めてもらうため、歴史資料館・源氏物語ミュージアム・生涯学習センター・図書館・学校・各種団体等での連携を深め、普及・振興に取り組みます。

2. 歴史資料等の調査と収集・保存

歴史的、文化的資産の活用を図るため、資料の調査、収集保存、研究や普及活動に取り組み、資料のデジタル化や効果的なデータ活用に取り組みます。

3. 歴史資料館の充実

市民の郷土への愛着心を育むため、歴史資料館における展示等普及活動や学校での郷土学習など幅広い学習活動を展開し、外部施設等へも普及事業の幅を広げます。

4. 源氏物語ミュージアムの充実

源氏物語を通して古典文化の普及と観光の振興を図るため、源氏物語ミュージアムにおいて、リニューアルにより、施設全体の魅力を向上させ、リピーターを含めた来館者の増加を目指し、展示・講座等の内容を充実するとともに効果的な情報発信に取り組みます。

関連部門計画

- 宇治市教育振興基本計画
- 宇治市生涯学習基本計画
- 宇治市観光振興計画

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類1	みどりとうるおいのある環境整備

小分類1	みどりの保全・緑化の推進

第3期中期計画における「現況と課題」

都市の「みどり」は、人々の感性を磨き、豊かな心を育て、快適で潤いのある生活環境を形成するなど、将来に残すべき市民共有の財産です。また、災害発生時においては、避難路、火災の延焼防止帯などとして多様な機能を有しています。さらに、「緑のオープンスペース」は、良好な環境の維持・形成に重要な役割を果たしているほか、都市の安全性の確保、潤いのある都市景観の形成やレクリエーションの場の提供など、多様な役割を有しており、市民生活に欠くことのできないものです。

本市では、市域の7割以上が緑で占められていますが、そのほとんどは東部の山麓丘陵地にあります。このため、市街地の緑化は特に重要であり、市街地における緑地面積等を増加させる必要があります。

「みどり」の保全と緑化の推進のため、緑化の普及・啓発の様々な取組を実施するとともに都市緑化・地域緑化の中心的な役割を担う先導的なモデルとして公共施設の緑化にも取り組んできました。都市緑化基金を活用して民有地の緑化も進めていますが、より効果的に緑化施策を進めるためには、市民と協働、役割を分担することが重要であり緑化活動への市民協働・市民参画につながる事業を継続して実施し、市民のさらなる緑化への意識高揚を図るとともに、緑化活動を行う人材の後継者を育成し、より効果的・効率的に花と緑あふれる地域環境の創出に努める必要があります。

目標

市民が「みどり」と潤いのある環境を実感できるよう、市街地を中心として市民と一体となった「みどり」の保全と創出に努めます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
市街地等における 緑地面積の割合	26.02%	↗	30%	

取組の方向

1. みどりの保全と緑化の推進

　良好な市街地の環境を形成するため、「みどり」の保全に努め、公共施設や民有地の緑化を推進します。

2. 緑化の普及・啓発

　市民の緑化意識の高揚を図るため、緑の文化拠点である植物公園を中心とした緑化の普及・啓発に努めます。

3. 緑化活動への支援

　市民と協働して緑化の推進に取り組むため、緑化ボランティア等市民の主体的な緑化活動への支援を推進します。

関連部門計画

・　宇治市みどりの基本計画

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類1	みどりとうるおいのある環境整備
小分類2	公園・緑地の有効活用		

第3期中期計画における「現況と課題」

市内の公園は、子供たちの遊び場であるとともに、近年は地域の高齢者の憩いの場としても利用されるなど公園に求められる役割や機能も多様化しています。このような状況の中、遊具の更新に際しては、地域の要望等も踏まえながら、子供に限らず高齢者等でも使用できる健康遊具を設置し、健康づくりの推進にも寄与しています。また、災害時に備え、炊き出し可能なかまどベンチを設置するなど、一時避難所としての役割を担うなど、市民ニーズに対応した整備に努めるとともに、計画的かつ効率的な維持管理に努めています。

今後は、公園面積や緑地面積を増やすのみではなく、市民が質の高い生活空間として潤いと安らぎを実感できるように努める必要があります。

黄檗公園や西宇治公園などの地区公園は市民の利用が多く、幅広いニーズに対応しながらの整備が必要です。黄檗公園については、計画的に再整備事業に取り組み、防災拠点としての機能強化を図る必要があります。

都市緑化の拠点の役割を担ってきた植物公園については、施設の老朽化も進んでおり、利用者ニーズを分析する中で植物公園のあり方について、また収支改善に向けた対策について検討するとともに、効果的、効率的な都市緑化施策を推進していく必要があります。

目標

市民に潤いと安らぎのある生活空間を提供するため、公園の整備と機能強化に努め、公園・緑地を有効活用できるように努めます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
市民1人あたりの 都市公園の面積	7.6㎡／人	↗	14.79㎡／人 （平成32年度）	
植物公園入園者数	95,033人	↗	130,000人	

取組の方向

1. 公園・緑地の整備

ライフスタイルや市民ニーズの変化に対応するため、地域の実情に応じた公園・緑地の整備を行います。

2. 公園・緑地の適正な管理

公園・緑地が安全で快適に利用されるため、ライフサイクルの観点を取り入れた計画的かつ効果的な管理に努めます。

3. 植物公園のあり方の検討

効果的、効率的な都市緑化施策を推進するため、利用者ニーズを踏まえ、今日的な視点に立って、植物公園のあり方について検討します。

4. 黄檗公園・西宇治公園の活用

市民の幅広いニーズに応えるため、運動施設を備えた黄檗公園・西宇治公園を活用するとともに、黄檗公園を防災拠点として再整備に取り組みます。

関連部門計画

- 宇治市みどりの基本計画

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類2	歴史と景観が調和したまちづくり

小分類1	歴史と調和したまちづくりと景観の形成

第3期中期計画における「現況と課題」

本市は、世界遺産の平等院・宇治上神社をはじめ、数多くの社寺や、宇治茶に関連する伝統的な家屋も多く残され、歴史的な資産に恵まれています。さらに、宇治川や東部の山麓丘陵地には豊かな自然が残るなど非常に恵まれた環境にあり、優れた都市景観が形成されています。

近年の都市化の進行は、優れた都市景観にも大きな影響を与え、危惧すべき問題を発生させることがあるため、「景観法」に基づく景観行政団体になり、より一層景観行政を進めるための基本的な計画として「宇治市景観計画」を策定するとともに、2015年（平成27年）には、「宇治市風致地区条例」を制定して、良好な景観の形成と風致の維持に取り組んでいますが、行政主体の施策のみでは実現できるものではなく、地域住民の主体的な取組や理解を進めることが重要です。今後とも市民がまちづくりへ参加できる取組を推進し、景観への関心や意識を高め、市民が主体となって、屋外広告物も含めた良好な景観の形成と宇治らしい風致の維持を進める手法の検討を行っていく必要があります。

一方、宇治川に代表される自然景観を骨格とし、重層的に発展した市街地とその周辺に点在する茶園によって構成される独特の宇治の文化的景観が評価され、国の重要文化的景観に選定されました。今後は、景観計画重点区域に併せ、重要文化的景観地区を拡大する取組を推進するとともに、「宇治市歴史的風致維持向上計画」に沿って歴史的な建造物の修理や道路環境の整備など、歴史的風致の維持向上を図るための事業を推進することで、歴史と調和したまちづくりを進める必要があります。

また、歴史公園については、国史跡宇治川太閤堤跡の保存・活用を図り、「秀吉と宇治茶」を中心とした宇治の歴史や文化を伝えるとともに、宇治茶に関する様々な体験ができる観光交流の場とすることにより、周辺地域と連携して宇治の観光振興及び地域振興を図ることを目的に整備を進めることとしており、歴史公園の課題となっている宇治橋周辺での駐車場の確保を含めて、観光バスのアクセス方法についても検討していく必要があります。

目標

歴史的な資産と一体となった都市環境を創出するため、地域の歴史・文化・伝統により形成された宇治の文化的景観を保存し、まちづくりに活用するとともに、宇治川太閤堤跡とその周辺地域を含めた歴史と調和したまちづくりに努めます。
住環境整備・景観保全を図るため、地域住民の主体的な取組を支援し、歴史・文化遺産と調和し、また、地域の特性に応じた良好な都市景観の形成への取組を進めます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
宇治川太閤堤跡の 拠点整備進捗率	推進	完成	―	平成33年度～平成48年度末まで運営
重要文化的景観地区 選定面積	228.5ha	520.0ha	520.0ha	
景観計画重点区域面積	555ha	555ha	555ha	

取組の方向

1. 歴史公園の整備

国史跡宇治川太閤堤跡の保存・活用を図り、宇治の歴史・文化を総合的に分かりやすく伝えるとともに、宇治茶に関する様々な体験ができる観光交流の場として整備を進めます。

2. 重要文化的景観の保存・活用

重要文化的景観に選定された宇治の文化的景観を守り、市民の誇りにつなげていくため、文化的景観のPRに努めるとともに、保護に必要な修景整備等を進めます。

3. 歴史と調和した取組の推進

「宇治市歴史的風致維持向上計画」に沿って、歴史と調和したまちづくりを推進します。

4. 景観形成活動への支援

良好な都市景観を保全するため、周辺景観と調和した建築物等への規制・誘導を行うとともに、良好な景観形成への支援を行います。

5. 都市景観の保全

市民・事業者・行政の協働による都市景観形成を促進するため、必要な支援を行うとともに、啓発活動を推進します。

関連部門計画

- 宇治市歴史的風致維持向上計画
- 宇治茶と歴史・文化の香るまちづくり構想
- 文化的景観保存計画
- 宇治市都市計画マスタープラン
- 宇治市景観計画

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類2	歴史と景観が調和したまちづくり

小分類2	文化財保護と伝統文化の継承

第3期中期計画における「現況と課題」

宇治は、豊かな歴史と文化を誇るまちです。中世に成立した茶の湯は、宇治を有数の茶どころとして繁栄させ、日本文化を代表する「茶道」として昇華し、その伝統は今も脈々と引き継がれています。

時を経て今、市民の日常生活の中に営々として息づく伝統文化や年中行事として大切に継承されてきた伝統行事があり、担い手の育成や記録作成などを検証し、保存活動に努める必要があります。

恵まれた歴史と文化を活かしたまちづくりを進めるため、貴重な文化財や伝統行事について市民と行政がともにその重要性を理解し、協働により保護・継承を図る必要があります。

また、世界遺産の平等院・宇治上神社をはじめ、数多くの文化財は宇治の歴史とそこに生きた人々の営みを知ることができる貴重な歴史・文化遺産であり、宇治茶の生業が結び付いて形作られた宇治の文化的景観は、高く評価されています。

さらに、発掘調査による建造物跡や経塚を確認した白川金色院跡、宇治川太閤堤跡の遺跡の発見と国史跡の指定、宇治の美しい景観を代表する宇治橋上流景観の一画を構成している二子山古墳とその周辺丘陵部の史跡・名勝指定に向けた取組など、全国的な重要遺跡の全貌解明と埋蔵文化財に関する情報を発信することにより、文化財の保護に努めています。

一旦失われると二度とは再生できない貴重な文化財を次世代に継承していくため、保全、防災面においても施策の一層の充実に努めるとともに、宇治市文化財みまもり隊等地域と連携した防災組織を充実させ、周辺市街地を含めた一体的な防災力の向上を図っていく必要があります。

目標

恵まれた歴史と文化をまちづくりの基盤とするため、文化財等の重要性についての市民理解を深める取組に努めるとともに、保護・活用に関する取組を推進します。また、市民と行政が協働して文化財防災に関する取組を推進し、貴重な文化財や伝統文化を次代に継承していきます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
有形文化財の保存率	100%	100%	100%	

取組の方向

1. 文化財の保護・活用

　文化財の保護・活用のため、それらの適切な管理と修理の充実を図るとともに、文化財をまちづくりに活用します。

2. 埋蔵文化財の保護

　埋蔵文化財を保護するため、開発等に際して埋蔵文化財等の貴重な遺跡に関する調査研究を推進するとともに、市民・事業者への情報発信の強化を図ります。

3. 伝統文化の継承と支援

　伝統文化を継承するため、これらに関する調査研究を進めるとともに、市民への情報発信や啓発活動に努めます。

4. 文化財防災の推進

　文化財防災を推進するため、防災施設の整備を促進するとともに、宇治市文化財まもり隊等地域と連携した防災組織を充実するなど防災力の向上を図ります。

関連部門計画

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類3	快適な都市交通とバリアフリーのまちづくり

小分類1	交通安全とバリアフリーの推進

第3期中期計画における「現況と課題」

交通事故の発生件数・負傷者数とも2005年（平成17年）度をピークとして減少傾向にありますが、高齢者が関わる事故の割合は増加傾向を示しています。

高齢者や子どもの交通事故防止の観点から、通学路をはじめとする生活道路において、地域の交通実態に応じて関係機関と協議しながら、子どもから高齢者まで安心して歩くことができるようにさらなる安全対策を実施していく必要があります。

歩行者や自転車が安全で安心して通行できる道路等ハード面の整備と合わせ、市民一人ひとりの交通安全意識の向上を図るとともに、これまでも、交通安全街頭啓発や学校における交通安全教室を実施し、交通安全の推進を図っており、引き続き関係機関と緊密な連携のもと交通安全対策を進めていくことが重要です。また、全交通事故のうち2割が自転車の関わる事故であることから、「宇治市自転車の安全な利用を促進する条例」に基づき、自転車を安全に利用する方法についての市民理解を深めるとともに、交通ルールが遵守され、マナーが向上するような対策の検討を進めていく必要があります。

また、自転車等駐車場については、駅前における放置自転車を防止し、良好な環境を維持することに効果を発揮していますが、近年、利用台数の減少により収入が減少傾向にあることなどが課題となっているほか、始発終電対応をはじめとする利便性向上への取組も求められています。このことから、「宇治市公共施設等総合管理計画」との整合を図り、自転車等駐車場全体のあり方を定める中で、より効果的・効率的な管理運営を図るとともに規模の適正化についても検討する必要があります。

バリアフリーについては、「宇治市交通バリアフリー全体構想」に沿って、駅施設のバリアフリー化や周辺道路の歩道整備など、駅周辺の一体的なバリアフリー化に取り組んでいます。2014年（平成26年）度には、バリアフリー全体構想を改定し、木幡、黄檗及び伊勢田地区を重点整備地区と位置付け、基本構想を策定しており、この基本構想に沿って、計画的な取組を検討する必要があります。

目標

子どもから高齢者まで安心して移動することができるよう、交通安全に向けた取組と公共施設のバリアフリー化を推進します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
交通事故件数	575件	↘	↘	
バリアフリー新法に基づく バリアフリー化済鉄道駅数	10駅	↗	14駅	

取組の方向

1. 交通安全対策の充実

市民の交通安全を確保するため、交通安全教育の実施や各種啓発活動を推進します。

2. 駐車秩序の確立

自動車・自転車等の駐車秩序を維持するため、駐車場の運営・整備を行うとともに、駐輪場のあり方について検討するほか、自転車等の放置防止の啓発に努めます。

3. バリアフリー化の推進・促進

高齢者・障害者等の移動を円滑化するため、鉄道駅や周辺道路などをはじめとしたバリアフリー化を進めます。

関連部門計画

- 宇治市交通安全計画
- 宇治市交通バリアフリー全体構想
- 木幡駅周辺地区交通バリアフリー基本構想
- 黄檗駅周辺地区交通バリアフリー基本構想
- 伊勢田駅周辺地区交通バリアフリー基本構想

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類3	快適な都市交通とバリアフリーのまちづくり

小分類2	公共交通機関の整備促進

第3期中期計画における「現況と課題」

本市ではJR奈良線・近鉄京都線・京阪宇治線・京都市営地下鉄東西線の4本の鉄道が都市公共交通の骨格を形成しており、市民の重要な交通手段となっています。

JR奈良線の高速化・複線化第一期事業において、宇治駅橋上化改築、JR小倉駅設置や一部区間の複線化がなされ、京都市営地下鉄東西線の六地蔵駅までの延伸化に伴い、運行本数の増加・高速化が図られました。さらなる市民の利便性の向上のため第二期事業を推進する必要があります。

第二期事業は、2013年（平成25年）度に完成目標年度を2023年（平成35年）度とする基本協定をJR西日本と締結し、環境影響評価を実施の上、2017年（平成29年）度からは市内における本体工事が本格的に開始されています。また、関連事業として、JR六地蔵駅改築やJR新田駅東口新設を予定し、JR西日本と協議を重ねており、その他の関連事業についても市民の安全や利便性の向上といった事業効果等を見極める中で取組を検討することとしています。

一方、市民の身近な交通手段である路線バスは、路線数や主要6箇所のバス停留所の乗降客数は、2004年（平成16年）度をピークに減少に転じています。市民の利用促進や事業者による運行確保に努められたものの、この間の人口減少、少子高齢化の進展、自家用車の普及などによる路線バスの利用者数の減少に伴い、不採算路線が休廃止されるなどバス路線数も減少しました。2014年（平成26年）度からバス路線が休廃止になった地域を対象とした地域住民・交通事業者・市が一体となった地域の公共交通を確保する「宇治市のりあい交通事業」を展開しており、引き続き地域と協働し、公共交通の確保に努める必要があります。

また、公共交通機関の利用促進を図ることが重要であることから、公共交通機関の利用環境及びサービスの向上を促進することや利用者・事業者・行政等が協力してイベント等を実施することにより全市的な利用促進を図るなど、取組を検討していく必要があります。

将来人口の減少や高齢者等の交通弱者の増加が見込まれる中で、公共交通機関の利用促進による交通手段の転換や地域と協働した交通手段の確保の状況も踏まえ、今後の市の公共交通のあり方についての検討が必要です。

目標

自動車交通から公共交通機関への利用促進を図るため、公共交通機関の利用環境及びサービスの向上を促進します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
市内鉄道駅乗降客数	15.0万人／日	↗	→	
主要バス停乗降客数	1.0万人／日	→	→	
バス路線数	52路線	→	→	

取組の方向

1. 鉄道輸送力の増強・安全性の向上

利用者の利便性向上のため、JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に取り組むとともに、輸送力増強のためJR奈良線の全線複線化及び安全性の向上のため近鉄京都線の立体交差化などを促進します。

2. 市の公共交通のあり方の検討

既存公共交通を維持するため、より利用しやすいバスサービスの向上等により利用促進を図るとともに、本市全体の今後の公共交通のあり方について検討し、市民と協働した交通手段の確保に努めます。

関連部門計画

・ 宇治市総合都市交通体系計画

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類4	良好な市街地・都市基盤施設の整備

小分類1	良好な市街地の形成

第3期中期計画における「現況と課題」

本市は、総面積6，754haのうち、都市計画区域4，654haを都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための地域として、市街化区域2，220haと市街化調整区域2，434haを設定しています。地域の実情に応じた土地利用を誘導し、みどりゆたかで快適なまちづくりを実現するため、JR奈良線の複線化や新名神高速道路の開通などが予定される中で、交通環境及び都市の機能や役割の変化などに留意し、都市計画マスタープランに沿った都市基盤の整備や管理などを計画的に進める必要があります。

併せて、今後、JR六地蔵駅周辺地域や近鉄小倉駅周辺地域など、地域で異なる課題に対応するため、それぞれ地域のまちづくりについて検討する必要があります。

都市基盤の整備や管理を進めるにあたっては、土地境界をめぐるトラブルの未然防止や災害時の都市基盤の早期復旧などの観点から土地境界を明確にする必要があり、2017年（平成29年）度から地籍調査に取り組んでいます。

また、ウトロ地区においては、2015年（平成27年）度から国、京都府、市の連携のもと住環境改善事業に取り組んでいます。

市街地等の計画的な整備を進めるためには、土地利用の規制・誘導を図っていく必要があり、その中心的な役割を果たすものに「都市計画法」と「建築基準法」があります。本市は、「建築基準法」に基づき特定行政庁として建築確認業務を実施しており、今後も建築確認・検査制度の的確な履行を図り、工事監理や中間・完了検査の実効性を高めることにより適正な建築物の供給を担保していく必要があります。

さらに本市では、これら法規制に加え、市民参加のまちづくり、景観の形成及び開発事業の調整に関する基本的事項について条例に定めることにより、良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るため、2008年（平成20年）度に施行された「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例（宇治市まちづくり・景観条例）」に基づき、地域の特性やまちづくり指針を反映した規制・誘導を行っています。こうした、まちづくりは、行政のみでできるものではなく、市民・事業者・行政の協働が不可欠であるため、新たな地区まちづくり協議会の設置や地区まちづくり計画の認定など、協働によるまちづくりを積極的に促進しています。今後も、市民・事業者・行政が連携・協働して地域の特性を活かした歴史香るみどりゆたかで快適なまちづくりを進めていく必要があります。

目標

市街地の計画的な整備を進めるため、都市計画の方針を明確にして規制・誘導策を活用しつつ、都市基盤施設の整備に取り組むとともに、市民・事業者・行政が協働して地域の特性を活かしたまちづくりに取り組むことにより、良好な市街地の形成に努めます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
地区まちづくり計画 区域面積	107ha	↗	↗	

取組の方向

1. 計画的な都市施設・都市基盤の整備

　地域特性を踏まえた計画的な都市施設・都市基盤の整備を進めるため、「都市計画マスタープラン」等に沿って事業を展開し、魅力ある都市空間の形成に努めます。

2. 協働によるまちづくりの促進

　市民・事業者・行政が連携したまちづくりを促進するため、「宇治市まちづくり・景観条例」に基づく地区まちづくり計画を策定するなど良好な居住環境形成に努めます。

3. 土地利用の規制・誘導

　無秩序な開発事業を防止し、安全で良好な土地利用を促進するため、法規制とあわせて、地域の特性やまちづくり方針を反映した規制・誘導を行います。

4. 適正な建築物の確保

　建築物の安全性の確保を図るため、適正な建築や工事監理を促進するとともに、的確な建築確認・検査制度の履行を図ります。

5. 発展を支える都市基盤の整備

　今後予定されている新名神高速道路の開通、JR奈良線の複線化による交通環境の変化を踏まえた、都市基盤整備のあり方の検討を行います。

関連部門計画

- 宇治市都市計画マスタープラン
- 宇治市みどりの基本計画
- 宇治市景観計画
- 宇治市開発事業ガイドライン

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類4	良好な市街地・都市基盤施設の整備

小分類2	道路の整備

第3期中期計画における「現況と課題」

宇治市域周辺では、京滋バイパスや京都第二外環状道路、第二京阪道路など、広域幹線道路網の整備が進み、2016年（平成28年）度には府道新宇治淀線が開通するなど、市民の利便性は向上しています。また、これまで本市としても、市道黄檗山手線や宇治槇島線をはじめとした幹線道路網を整備し、安全で快適な道路ネットワークの構築に努めてきました。

幹線道路の整備については、2012年（平成24年）度に必要性の低くなった路線の廃止等の都市計画変更を行ったことから、今後、存続となった都市計画道路及びその他必要な幹線道路を含めた各路線の整備について、人口減少、社会構造の変化を見据え、交通需要や利用者ニーズ及び災害時の道路網の確保を踏まえながら必要性、緊急性及び財政状況などを勘案した整備のあり方を検討し、これに沿った取組を推進する必要があります。

また、幹線道路を補完する補助幹線道路等の整備についても、上記の整備のあり方と整合を図りながら、安全で快適な道路環境の整備に取り組む必要があります。さらに、近年の歩行者と自転車の混在による事故等が増えている状況において、歩行者の安全対策はもとより、自転車が安全で安心して通行できる走行空間の確保等についても検討する必要があります。

一方、学校通学路の整備については2012年（平成24年）に京都府亀岡市で発生した通学路での事故を受けて、学校や関係機関等と連携し、2014年（平成26年）度に「宇治市通学路交通安全プログラム」を策定し、児童・生徒の通学路における安全対策に取り組んでおり、今後もこの対策を継続して進めていく必要があります。

JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に伴い利便性・安全性の向上を図るため、JR六地蔵駅、JR新田駅の駅周辺の整備や踏切の改良などの取組を進める必要があります。

道路の維持管理については、適切な施設管理に向けて、定期的な点検や老朽化対策の実施により事故の未然防止に努めるとともに、既存施設の有効活用や主要施設の長寿命化に取り組む必要があるため、橋梁については、2012年（平成24年）度に長寿命化計画を策定し、定期的な点検や計画的な修繕に取り組んでいます。また、市民からの要望等に迅速に対応し維持補修に努めていますが、老朽化した側溝改修等数多くの要望に対応するためには、ライフサイクルコスト低減の考え方を持って計画的かつ効果的な道路の補修・更新を進める必要があります。

目標

安全で快適な道路環境を整備するため、道路の機能・役割を明確にすることにより、交通需要や利用者のニーズに応じた整備を推進するとともに、適切な維持管理に努めます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
安全な道路の整備	整備	↗	↗	
既存施設の長寿命化対策（橋梁）	推進	↗	↗	

取組の方向

1. 道路の整備

　災害時も踏まえたネットワークの強化と交通渋滞の緩和のため、必要な幹線道路の整備について検討します。

2. 道路の改良

　道路の安全性・快適性等を向上させるため、市民ニーズを反映した交差点改良や歩道等の改良を行います。

3. 道路の適正な管理

　道路を効率的に維持するため、ライフサイクルコストの観点を取り入れた計画的かつ効果的な管理に努めます。

4. 私道整備の促進

　私道の安全性の確保や適正な維持管理を促進するため、市民からの相談に応じるとともに、助成による私道整備を促進します。

5. 駅周辺の整備

　JR奈良線の高速化・複線化第二期事業に伴い、利便性の向上を図るため、駅周辺等の整備を進めます。

関連部門計画

- 大久保駅周辺地区整備構想
- 橋梁長寿命化修繕計画

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類4	良好な市街地・都市基盤施設の整備

小分類3	河川・排水路の整備

第3期中期計画における「現況と課題」

本市の中央を流れる宇治川は、過去における大出水の経過を踏まえ、流域の変化に対応するため、国において計画高水量を1，500㎥／秒とした大規模な改修が実施されています。

本市にとって宇治川改修は、治水対策上不可欠な事業であり、早期完成に向けて、引き続き積極的に事業の促進が図られるように国に要望していく必要があります。

また、本市には、京都府管理の一級河川が9河川あり、京都府によって順次改修工事が進められており、一級河川から上流の本市管理河川は京都府と調整しながら維持・改修工事を進めています。多くの中小河川が氾濫（溢水）し、流域の広い範囲での浸水被害の発生した2012年（平成24年）の京都府南部地域豪雨をはじめ、近年の異常気象による局地的豪雨（ゲリラ豪雨）等の発生状況からも河川改修は急務であり、京都府が策定する「淀川水系宇治川圏域河川整備計画」の早期実施等、上流末端までの完全改修に向け要望するとともに、本市管理河川についても一級河川の整備計画との整合を図り、「普通河川整備計画」の策定に向け検討を行う必要があります。

一方、内水の浸水防除対策としては、都市化の進行に伴う流出水量の増加に加え、近年の異常気象等により都市型の浸水被害等が発生している地域を中心に、一級河川改修計画や「宇治市公共下水道（洛南処理区）雨水排除計画」と整合を図り、排水路等の改修工事を推進するとともに、広域的な対策としては、流末の排水機場の改築更新を検討していく必要があります。併せて、河川等の定期的な浚渫及び補修など適正な維持管理に努める必要があります。

京都府南部地域豪雨をはじめ近年の局地的豪雨においては、地域に降った雨を排水路に集めて流す従来の方法のみでは対応できず、内水氾濫により道路冠水や家屋などへの浸水被害が頻発しています。これらの対策として西宇治地域の広域的な雨水対策として貯留施設の整備を含めた「宇治市公共下水道（洛南処理区）雨水排除計画」に沿って、計画的に事業に取り組むとともに雨水流出抑制については、市単独での取組のみでなく、市民、事業者等との連携により雨水流出抑制策の拡充に向けた取組を推進する必要があります。また、排水路等の維持補修については、老朽化した多くの施設改修等に対応するためには、ライフサイクルコスト低減を踏まえ計画的かつ効果的な補修・更新を進める必要があります。

目標

局地的豪雨等による浸水被害を防ぐため、国や京都府が管理する河川改修の促進を要望するとともに、河川・排水路の改修及び雨水貯留や浸透等の雨水流出抑制策を推進します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
河川・排水路の整備	推進	推進	推進	

取組の方向

1. 河川・排水路の改修

浸水被害を防止するため、「宇治市公共下水道（洛南処理区）雨水排除計画」と整合を図り、河川・排水路の改修の推進に取り組みます。

2. 河川・排水路の適正な管理

河川等の流下能力を確保するため、浚渫等の日常管理や老朽化対策に努めるとともに、護岸等の計画的かつ効果的な管理に努めます。

3. 広域の治水対策の促進

一級河川等の改修・整備を促進するため、国や京都府に早期の完全改修及び流末排水機場の能力増強に向けた取組を要望します。

4. 流出抑制の推進

局地的豪雨による下流域の浸水被害の軽減のため、市単独での取組のみでなく、市民、事業者等との連携により雨水流出抑制策の拡充に向け普及・促進に努めます。

関連部門計画

- 宇治市公共下水道（洛南処理区）雨水排除計画

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類4	良好な市街地・都市基盤施設の整備

小分類4	良好な住環境の整備

第3期中期計画における「現況と課題」

本市は、京都・大阪への通勤圏に位置し、1960年代（昭和30年代後半）から、都市基盤が未整備のまま急激な宅地開発が進められてきたため、一部の地域においては狭小な住宅が増加することとなり、住環境の悪化を招きました。「宇治市良好な居住環境の整備及び景観の形成を図るためのまちづくりに関する条例」を定め、良好な居住環境の整備に努めてきましたが、近年は少子高齢社会や人口減少社会の進展、価値観の多様化など住宅を取り巻く状況は、新たな展開を見せています。

バリアフリー化やシックハウス症候群への対応など福祉・健康への配慮、長期使用可能な良質な住宅の形成や省エネルギー型の環境共生住宅など環境面への配慮など地球環境に配慮した住まいづくりを促進していく必要があります。さらに、住宅・建築物の耐震診断・改修等の防災面の配慮に加え、空き家への対策が求められています。

国では、これらの今日的課題に向けた方向性を示すものとして、2015年（平成27年）度に「住生活基本計画（全国計画）」が閣議決定され、少子高齢化・人口減少等の課題を正面から受け止めた新たな住宅政策の方向性が示され、京都府においても2016年（平成28年）度に「京都府住生活基本計画」が策定されました。本市でもこれら国・京都府の計画を踏まえ同年度に「宇治市住宅マスタープラン」を改訂し、住宅行政に取り組んでいるところです。

市営住宅については、日常的に点検・診断を行い、また中長期的な対策として、2013年（平成25年）度に「宇治市公営住宅等長寿命化計画」を策定しており、当計画に沿って、予防保全的な維持管理による長寿命化を推進し、公営住宅ストックの長期活用及び修繕費等の削減を図る必要があります。その一方で、同計画に含まれない老朽化した住宅の建替や用途廃止についても検討が必要となっています。

本市でも少子高齢化・人口減少等の課題を踏まえ、災害に強い居住環境づくりや、空き家の適正管理と有効活用を促進し、既存の住宅ストックを活用しながら子育てを支援する住環境の整備の検討が必要です。

目標

市民の多様な住宅ニーズに対応するよう、安全で快適な住宅の形成を促進するとともに、公営住宅の有効的なストック活用と良好な住環境への整備に努めます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
良好な住環境整備の推進	推進	推進	推進	

取組の方向

1. 市営住宅の適正な管理

　市営住宅を効率的に維持するため、バリアフリー化等多様な住宅ニーズに対応した良質なストックの活用に努めるとともに、計画的かつ効果的な管理に努めます。

2. 福祉分野との連携

　誰もが安心して居住できるようにするため、多様な福祉ニーズを踏まえ、高齢者・障害者をはじめとした福祉施策と連携した住宅施策を推進します。

3. 良好な住環境の整備促進

　快適な住環境の形成を図るため、社会状況の変化等を踏まえ、空き家の適正管理と有効活用を促進し、既存の住宅ストックを活用した子育てを支援できる住環境の整備を検討します。

関連部門計画

- 宇治市住宅マスタープラン（改訂版）
- 宇治市公営住宅等長寿命化計画

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類4	良好な市街地・都市基盤施設の整備

小分類5	上水道の基盤の強化

第3期中期計画における「現況と課題」

本市の水道事業は、2015年（平成27年）度に山間地域への水道水を安全で安定的に供給するため、簡易水道事業及び飲料水供給施設事業を上水道事業に統合し、2016年（平成28年）度時点では給水人口は、187，647人、上水道の普及率は99．6%となっており、給水に関する整備は概ね完了しています。

近年の水需要の状況は、少子高齢社会の進展や市民の節水意識の向上、節水型機器の普及などにより減少しています。一方で、水道施設の老朽化や耐震化が喫緊の課題となっており、浄水施設や基幹管路の更新・耐震化のための建設改良費はさらに必要になると見込んでいます。そのため、水の安定供給に向けて整備拡張を進めてきた浄水施設や基幹管路などについては、水道事業の安定した経営を考慮し適正な施設能力と規模を見定めた更新や配水区域の再編と施設の統廃合などの水道施設の再編成を重点的に取り組んでいく必要があります。2014年（平成26年）度から「宇治市地域水道ビジョン」の見直しを開始し、施設更新に必要な財源確保と収支バランスについて検討する中で、2016年（平成28年）度に水道料金を改定しました。今後も、将来の水需要に対応した基盤の強化に努め、適正な受益者負担を考慮した、効果的、効率的な水道事業の経営のもとに日常の水質管理と水道施設の適正な管理に取り組み、安全で安心して暮らすことのできる水道水の供給に努めていく必要があります。

目標

安全で、安心して暮らせる水道水の供給という基本理念に基づき、将来の水需要に対応した基盤強化に努め、効果的、効率的な水道事業の運営を図ります。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
営業収支比率 （企業固有活動の収益率）	99.1%	↘	↘	
有収率 （料金収入水量の割合）	91.2%	↗	↗	

取組の方向

1. 適正な水質管理

安全で安心できる水道水を供給するため、水質管理体制の充実を図り、適正な管理に努めます。

2. 水の安定供給

良質な水道水の安定供給のため、水源の確保に努めるとともに、水道施設の再編成及び水道施設の耐震化に努め、給水機能の強化に取り組みます。

3. 環境に配慮した事業運営

環境に対する負荷の低減を図るため、水道施設におけるエネルギー使用の効率化やクリーンエネルギーの導入などに取り組みます。

4. 計画的、効率的な健全経営

水道事業の健全経営のため、独立採算制の趣旨を踏まえ、広域化や民間委託などの検討を進めながら、効果的、効率的な事業運営に努めます。

5. 水道施設の基盤強化

水道施設を維持し将来世代に引き継ぐため、長期的視野に基づいた水道施設の更新・耐震化に取り組みます。

関連部門計画

- 宇治市地域水道ビジョン
- 宇治市水道防災計画

大分類5	歴史香るみどりゆたかで快適なまち	中分類4	良好な市街地・都市基盤施設の整備

小分類6	下水道（汚水・雨水）の整備

第3期中期計画における「現況と課題」

公共下水道は、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るとともに浸水を防除する重要な都市基盤施設です。

本市の公共下水道（汚水）は、1971年（昭和46年）度の都市計画決定により、地理的条件から宇治川を境界とし右岸に東宇治処理区（計画区域面積843ha）と、左岸に洛南処理区（計画区域面積1，578ha）の2つの処理区を設けています。

東宇治処理区の整備は、単独公共下水道として、1977年（昭和52年）度に事業着手し、2016年（平成28年）度に一部の整備困難地域を除いて完了しました。また、洛南処理区は、京都府木津川流域下水道の関連公共下水道として、1983年（昭和58年）度に事業着手し、整備完了に向けた最終局面を迎えています。

公共下水道の整備が進む中で、公共下水道への接続については、「下水道法」等で供用開始から一定期間内に接続することが法的に義務付けられていますが、水洗化率（公共下水道への接続率）は、2016年（平成28年）度末時点で82．9%に留まっています。接続勧奨等による普及に努めていますが、依然として未接続世帯もあるため、都市基盤施設としての役割及び経営の健全化の観点からも普及対策の強化に取り組み、水洗化率の向上を図っていく必要があります。

公共下水道（雨水）整備事業については、排水機場の整備や改築更新に取り組むとともに、「宇治市公共下水道（洛南処理区）雨水排除計画」に沿って、西宇治地域の雨水排水の広域的な都市基盤整備として、西宇治地域の低平地部の浸水対策を推進するため、雨水貯留施設や排水路等の整備に取り組んでいます。

本事業は、各地域から早期の整備を望まれており、次期計画として、2018年（平成30年）度から4年間の整備計画を策定し、計画的に事業に取り組む必要があります。

また、東宇治処理区についても、公共下水道（雨水）整備事業の事業拡大に向けた検討を行う必要があります。

公共下水道は、重要な都市基盤施設である一方、事業コストが膨大となっており、2015年（平成27年）度から公営企業会計を導入し、これまで以上に健全経営を意識した取組を進めていますが、下水道使用料のみでは、経営が困難な状況となっています。

今後も、適正な受益者負担を考慮した安定的な財源の確保及び計画的かつ効率的な整備と維持管理を進めていく必要があります。

目標

快適な生活環境への改善や公共用水域の水質保全及び浸水被害対策を図るため、公共下水道の施設整備を進めるとともに、効果的、効率的な事業運営による経営の健全化を図ります。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
公共下水道普及率 （下水道の整備率）	93.7%	↗	↗	今年度、宇治市公共下水道整備計画（後期計画）の策定を予定しており、平成33年度の下水道普及率についても現在策定作業中
公共下水道接続率 （水洗化の割合）	82.9%	85.0%	↗	
雨水貯留施設数	2箇所	↗	↗	

取組の方向

1. 公共下水道の整備

水質保全及び浸水被害の防止のため、管渠・処理場等の下水道施設（汚水・雨水）について計画的、効率的に整備を行います。

2. 公共下水道の適正な管理

公共下水道を効率的に維持するため、ライフサイクルコストの観点を取り入れた計画的、効果的な改築・管理に努めます。

3. 水洗化の促進

公共下水道整備地域の水洗化率の向上を図るため、未接続家屋等への接続勧奨・指導を行います。

4. 計画的、効率的な健全経営

下水道事業の健全経営のため、効果的、効率的な事業運営に努めるとともに、適正な受益者負担を求めます。

5. 内水対策の推進

浸水被害の軽減のため、雨水貯留施設等の整備を計画的に行います。

関連部門計画

- 宇治市公共下水道整備計画
- 宇治市公共下水道（洛南処理区）雨水排除計画

大分類6	信頼される都市経営のまち	中分類1	市民参加の機会と情報提供の充実

小分類1	市民参加機会の充実と情報公開の推進

第3期中期計画における「現況と課題」

各種審議会・委員会、市民相談、行政懇談会、市政モニター、各種アンケート、調査、パブリックコメントなどを通じて、幅広く市民の要望や意見を把握し、市政に反映させていくように努めています。

また、市民の「知る権利」を具体的に保障するとともに、市民に対して説明する責任を全うし、市民が市政に参加していくためには、「情報公開条例」に基づき、市政情報の適切な公開・提供をすることが不可欠となるところであり、市の広報媒体の活用により、広く市民に市政情報を提供するように努めているものの、市政への市民参加については、若年層の参加が少ない傾向にあるため、若年層をターゲットにFacebookやLINE@などのSNSを活用した情報発信に努めています。

国をはじめ地方公共団体や民間等において、オープンデータの活用促進の取組が進んでいるため、政府統計の各統計調査結果を公表しているe-Statや地域経済分析システム（RESAS)等のオープンデータの分析にも力を入れ、施策へとつなげていくことが重要となっています。同時にそれらの利用に関する普及にも取り組むとともに、本市においても、保有情報のオープンデータ化を進め、保有情報のより効果的な提供の手法等を検討していく必要があります。

個人情報保護に関しては、これまで以上に個人情報の管理を徹底するなど、職員の意識の向上を図る必要がある一方、ICT技術の進展等に伴う個人情報を含めた情報資産の管理や運用について、新たな視点での検討や考え方の整理をする必要があります。

目標

市民の「知る権利」を保障し、市民への説明責任を果たすため、市民に対し分かりやすく、市政の様々な情報の公開・提供を積極的に進めます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
審議会等の公開実施率	100%	100%	100%	性質上公開に適さない、休止状態にある審議会等は除く
分かりやすい情報の公開・提供	充実	充実	充実	
個人情報保護の適正な取扱いの実施	推進	推進	推進	

取組の方向

1. 市民参加機会の拡充

市民の市政参加を促すため、審議会の公開やパブリックコメント実施、計画策定段階での市民説明会の検討など、市民が参加する機会の確保に努めます。

2. 市政情報の提供の充実

迅速、積極的に資料の公開を行うため、広報紙・ホームページ・地域情報ネットワーク等を利用した幅広い情報提供や、FacebookやLINE@などのSNSを活用した情報発信に努めます。

3. 市統計データの公表

市民に市勢について広く理解してもらうため、人口をはじめ、市勢の様々なデータの分かりやすい提供に努めます。

4. 個人情報保護の徹底

厳正な個人情報の取扱いを徹底するため、システム的な対応を行うとともに、職員の意識改革を図り、個人情報の保護を徹底します。

関連部門計画

- 宇治市パブリックコメント手続に関する指針
- 審議会等の会議の公開に関する指針

大分類6	信頼される都市経営のまち	中分類1	市民参加の機会と情報提供の充実

小分類2	広報・広聴活動の充実

第3期中期計画における「現況と課題」

広報・広聴活動は、市民と行政とのコミュニケーションを図る上で重要な役割を果たしており、情報提供と市民参加の機会を確保するために、欠くことのできないものです。こうしたことから、広報活動においては、市民の市政に対する理解を得るため、市民へ幅広く市政の情報提供を行うことを基本とし、あらゆる機会やマスメディアを活用して、市政の現況や動きなどの周知を図っています。

主要な情報媒体の市政だよりについては、2017年（平成29年）度には紙面改革を行い、その効果を把握し、検証する中で、継続して、より読みやすく分かりやすい紙面構成とするように努める必要があります。

市のホームページやSNSについては、市民情報を即時に手軽に幅広く提供するため、災害時の緊急情報を含め、掲載情報の充実に努めるとともに、FMうじについては、市の事業等の行政情報をサイマルラジオと合わせて日々発信しており、今後も地域に密着したコミュニティ放送として多くの市民に行政情報を届けられるように努める必要があります。

世代により、コミュニケーションツールが多様化する現状においては、伝えたいターゲットを明確にし、多くの市民に伝わっているか把握する中で、より効果的な広報・広聴手法のあり方について検討する必要があります。

目標

市民と行政のコミュニケーションを図るため、広報・広聴活動を充実します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
市政だより	充実	充実	充実	
市ホームページトップページへの 月平均アクセス数	53,600件	→	→	

取組の方向

1. 市政だよりの発行

市民への定期的で的確な情報提供のため、市政だよりを発行するとともに、より読みやすく分かりやすい紙面構成に努めます。

2. 市ホームページの充実

市民への情報を即時に、手軽に幅広く提供するため、市のホームページを充実します。

3. 各種放送での広報

市民に身近な情報提供を行うため、インターネット動画やコミュニティFM局による行政情報の発信など、放送媒体を利用した広報の充実を図ります

4. 市民へのきめ細やかな広報

市民へのきめ細やかな広報の充実を図るため、SNS等様々な手法を用いて、市の情報を即時に手軽に幅広く提供するとともに、提供した情報がより市民に理解されるように努めます。

5. 広聴活動の充実

市民の意見を幅広く聴取するため、「市民の声」投書箱や市政モニターなど、市民の意見を聴く機会を充実します。

関連部門計画

大分類6	信頼される都市経営のまち	中分類1	市民参加の機会と情報提供の充実

小分類3	行政情報化の推進

第3期中期計画における「現況と課題」

現代社会では情報通信技術の進展は著しく、AIをはじめとする情報処理技術や情報機器の高度化、多様化により、今後も税務・住民記録等の大量定型業務のためのコンピュータによる集中処理のみでなく、市民の複雑化、多様化するニーズに対応したサービスの向上や行政情報の提供が求められています。

本市では、質の高い行政サービスの提供や簡素で効率的な行政システムの確立に取り組んでいます。市民の利便性の向上と事務の効率化を図るため、費用対効果を考慮しながら、電算システムの導入及び最新バージョンのソフト・機器への更新など、行政の情報化に努めてきました。

また、システムの導入にあたっては、複雑化、巧妙化するサイバー攻撃による情報セキュリティのリスクも高まっており、情報通信基盤の整備等セキュリティポリシーに沿ったセキュリティ対策の強化にも取り組んできました。事務事業に従事する職員には、業務に関する専門的な知識のみでなく、情報管理能力の向上や情報セキュリティに対する意識の浸透を図る中で、サイバー攻撃に対抗できるように必要な情報セキュリティ対策を図っていく必要があります。

今後も引き続き、費用対効果を見極めた上で、ICTの活用による市民サービスの向上、行政事務の効率化の手法について検討する必要があります。

目標

事務の効率化を図るため、セキュリティ対策に留意して、電算システムの導入を行い、行政の情報化を推進します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
オンライン申請の導入数	4	↗	↗	市民ニーズ・導入効果を見極めながら取り組みます

取組の方向

1. 電算システムの積極導入

　効率的な行政システムの確立のため、GISや情報通信など新技術を活用した電算システムの積極的な導入を行うとともに、京都府共同システムの安定的な運用を図ります。

2. 行政情報のセキュリティ対策

　行政情報のセキュリティを強化するため、必要なシステムを導入・運用するとともに、職員の情報管理能力の向上に努めます。

3. インターネット利用申請の導入

　各種行政手続の利便性を向上するため、インターネットを利用したオンライン化を進めます。

関連部門計画

大分類6	信頼される都市経営のまち	中分類2	国際化の推進と平和への貢献

小分類1	国際化・広域交流活動の推進

第3期中期計画における「現況と課題」

交通や情報通信の発達に伴って、人・物・情報等の交流がグローバルに展開されており、こうした国際間における相互依存・協力の関係の深まりとともに、環境・平和・人権等多くの問題が人類共通の課題として認識され、その解決に向けて国際機関やNGOによって取組が進められています。

本市では、1986年（昭和61年）度にスリランカ民主社会主義共和国のヌワラエリヤ市及び中華人民共和国の咸陽市と、1990年（平成2年）度にはカナダのカムループス市と友好都市盟約を締結しました。以来、スポーツ交流、植林事業、ホームステイの受入や学校間の交流など、市民の手による活発な友好都市交流を行う中で、相互理解を深め、市民の豊かな国際感覚を醸成することを通して国際間の協力関係に貢献しています。

宇治市国際親善協会への支援等を通して、友好都市との市民間交流を促進することにより、市民の国際感覚の醸成とふるさと意識の高揚を図っており、今後も地方自治体として新たな国際交流のあり方を検討する必要があります。

また、様々な分野において、国内都市との交流も進めており、これら交流によって、山口県宇部市・福井県越前市・沖縄県那覇市・東京都小金井市と都市連携協定や災害時相互応援協定の締結に至りました。今後もより多くの分野での市民間交流が発展していくように検討する必要があります。

目標

市民の国際感覚の醸成やふるさと意識の高揚のため、市民間の国際交流・広域交流活動を促進します。 市民の国際感覚の醸成やふるさと意識の高揚のため、市民間の国際交流・広域交流活動を促進します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
友好都市等との市民間交流	推進	推進	推進	

取組の方向

1. 友好都市等との市民間交流

　市民の国際感覚の醸成のため、国際交流の将来的な方針を検討し、友好都市等との活発な市民間交流を促進します。

2. 国際交流団体等への支援

　市民間の幅広い交流を促進するため、国際交流団体等へ支援します。

3. 来訪者の歓迎

　国際相互理解を深めるため、諸外国からの来訪者を温かく迎え、国際交流を促進します。

4. 他都市との交流の促進

　市民のふるさと意識の高揚のため、教育・文化・スポーツ・平和活動等、様々な分野での交流を促進します。

関連部門計画

大分類6	信頼される都市経営のまち	中分類2	国際化の推進と平和への貢献

小分類2	平和への貢献

第3期中期計画における「現況と課題」

世界の恒久平和は人類共通の願いですが、国家での新たな核兵器開発の問題や世界各地で絶えない地域紛争やテロなどにより、依然として緊張した世界情勢は継続している状況にあります。

戦後70年を過ぎ、戦争を体験した世代がますます減っていく中、戦争の悲惨さや核兵器の恐ろしさについて、時代を担う子どもたちにいかに伝えていくかが大きな課題になっており、多くの市民が平和について考えることのできる場を提供していくことが必要となります。

今後も戦争の恐ろしさ、悲惨さをしっかり認識し、後世へ語り継ぐとともに、世界平和を最大の願いとして、二度と戦争をしない、させない国際社会づくりの実現に向けて、本市では、宇治市平和都市推進協議会を中心に、平和祈念集会、小・中学生の広島・長崎・沖縄への派遣、「平和☆ひゅうまん夏フェスタ」、「平和ロビーコンサート」などの市民啓発事業を推進するとともに、「平和の鐘－祈り－」の設置や平和首長会議の加盟など、「核兵器廃絶平和都市宣言」のまちとして、平和への実践と市民意識の醸成を図ってきました。

今後も引き続き、市民啓発事業の実施等により、市として平和に貢献していく必要があります。

目標

世界の恒久平和を最大の願いとして、二度と戦争をしない、させない国際社会づくりに取り組み、平和に貢献します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
市民啓発事業の実施	充実	充実	充実	

取組の方向

1. 市民啓発事業の実施

平和の実践と市民意識の醸成のため、平和祈念集会、小・中学生の広島・長崎・沖縄への派遣や啓発活動などを実施します。

2. 核兵器廃絶への取組

核兵器の廃絶と恒久平和の実現のため、「核兵器廃絶平和都市宣言」の精神のもと、平和への取組を進めます。

関連部門計画

大分類6	信頼される都市経営のまち	中分類3	行政改革・適正な行政運営の推進

小分類1	地方分権への対応と計画的・効率的な行財政運営の確立と公共施設の適正化

第3期中期計画における「現況と課題」

長期的な展望に立った総合計画は、計画行政を進めるための根幹であり、新たな施策・取組を決定する際には市長の公約との整合を図りながら、市民ニーズ及び社会情勢、財政状況、民間活力の活用などを勘案し、必要な財源の確保に努める中で課題へ柔軟に対応できる戦略的で実効性のある事業実施と効率的な行財政運営に努めてきました。

事業実施にあたっては、総合計画の実現と健全財政の維持を目指し、中・長期の財政見通しを立てて行ってきましたが、本市の行財政環境は依然として厳しい状況にあり、人口減少や高齢化の進展等により、市税収入の減少と義務的経費の増大が避けられない状況にあり、安定的で持続可能な行財政運営の実現が大きな課題になっています。

こうした状況を踏まえ、子どもや孫の世代にできる限り負担を残さないように、今後、更新の必要な公共施設等の適正配置と計画的保全により持続可能な行財政運営を堅持するため、公共施設等の現状と課題を整理し、更新・統廃合・長寿命化など、基本的な方針を定めて「宇治市公共施設等総合管理計画」を策定しており、当該計画の進捗管理に努める必要があります。

また、安定した財政基盤が重要であり、特に税収は自主財源の主柱であるため、口座振替やコンビニ収納の活用と合わせて京都地方税機構による滞納整理等の徴収業務を行うことにより、市税徴収率の向上に努めていますが、今後も引き続き、賦課の公平性と透明性を確保しながら徴収率の向上に努めるとともに、有料広告の拡充等新たな歳入確保に努める必要があります。

さらに、国・京都府の動向を注視しながら、財源及び人材を含め総合的に判断した上で、国・京都府からの権限移譲の是非を検討するとともに、基礎自治体としての市の役割を整理し、広域連携の観点を含めて、これからの社会に対応できる行政のあり方を検討する必要があります。

今後も、市民ニーズ及び社会情勢、財政状況を勘案し、必要な財源の確保に努め、市民への情報発信を積極的に行う中で、社会経済情勢の変化や本市を取り巻く課題などに、柔軟に対応できる戦略的な行財政運営に、より一層、努める必要があります。

目標

安定的で持続可能な財政基盤を維持するため、公共施設等の適正配置と計画的保全を行い、戦略的な行財政運営に努めます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
市民への分かりやすい事業説明	実施	評価	改善	
市税徴収率の向上	96.04%	97.00%	↗	

取組の方向

1. 計画行政の確立

　計画行政の確立を図るため、PDCAサイクルによる政策評価を行い、計画的な施策の実現に向けた進捗管理に取り組みます。

2. 健全財政の堅持

　予算編成・財務事務の適切な執行に努めるため、基金の管理・運用や公債費管理を適正に行い、健全財政を堅持します。

3. 市民への分かりやすい事業説明の実施

　市民への説明責任を果たしていくため、予算概要書や成果説明書など、市民への分かりやすい事業説明の実施に努めます。

4. 税収の確保

　税収確保のため、京都地方税機構（広域連合）との連携により、徴収率の向上に取り組むとともに、公平・公正で効率的な税業務の運営に努めます。

5. 自主財源の確保

　財源の確保のため、有料広告等新たな財源の確保に努めるとともに、地方分権による財源移譲を国や京都府に求めます。

6. 地方分権への対応

　地域の自主性及び自立性を高めるため、国・京都府の動向を注視しながら、財源や人材を含め総合的に判断した上で権限移譲を求めていきます。また、これからの社会に対応できる行政のあり方について、広域連携の観点も含めて検討します。

7. 公共施設等の適正化

　持続可能な行財政運営を堅持するため、「宇治市公共施設等総合管理計画」に沿って、公共施設等の計画的な更新、統廃合、長寿命化を行います。

関連部門計画

- 宇治市公共施設等総合管理計画

大分類6	信頼される都市経営のまち	中分類3	行政改革・適正な行政運営の推進

小分類2	行政改革の推進

第3期中期計画における「現況と課題」

宇治市の行政改革は、1986年（昭和61年）の第1次行政改革をはじめに、順次実施しており、現在は2013年（平成25年）度から2017年（平成29年）度までを実施期間とした第6次行政改革においては、新たに行政運営の品質の向上の視点を取り入れるなどの取組を推進し、一定の成果を挙げてきました。

しかしながら、今後においても人口減少・少子高齢社会の一層の進展が予測されるとともに、財政状況は、市税収入をはじめとする歳入一般財源が厳しい状況の中で、社会保障関係経費の増大や人口急増期に建設した公共施設等の老朽化への対応など、歳出の増加が避けられない状況であり、これまで以上に厳しい行財政運営が見込まれる一方、社会環境の変化等に伴う行政需要は多様化・高度化しており、これらへの的確な対応も求められています。

そのような状況においても、多様化・高度化する市民ニーズに的確に応え、質の高い市民サービスを提供し、持続的に発展する魅力あるまちを構築するためには、健全財政を維持し、持続可能な将来を見据えた行財政運営がこれまで以上に求められており、不断の行政改革に徹底して取り組むことがより一層重要となっています。

2018年（平成30年）度からを実施期間とする第7次行政改革においては、行政運営の品質向上に加えて、持続可能な行財政運営の確立がこれまで以上に必要であるため、限られた資源を効果的・効率的に活用できるように、魅力ある宇治市を築く未来への投資の財源配分も考慮しながら、無駄をなくし、優先順位を見極め、必要な事業については積極的に拡充するなど「選択と集中」を徹底し、ICTの利活用などの手法により、最少の経費で最大の効果を挙げられるように事務事業の抜本的な見直しが必要となっています。

また、今後ますます多様化・高度化する市民ニーズに対応するためには、職員一人ひとりの資質の向上や市民サービスの担い手としての意識をより高めるとともに、効率的な組織体制を確立することが必要となっています。さらに、行政はもとより、市民や関係団体などの理解も深めながら、多様な主体に公共の役割を担っていただくことが重要であり、市民と行政が協力しながらまちづくりを進める素地の形成が必要となっています。

目標

市民サービスの充実と、効果的、効率的な行政運営のため、「最少の経費で最大の効果を挙げる」との基本原則に基づき、より一層の行政改革に取り組みます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
行政改革の推進 （第7次行政改革 実施計画の効果額）	－			
職員定数の削減 （新たな行政需要等 による増員数は除く）	14名増			

取組の方向

1. 行政運営の品質向上と効率化の推進

住民福祉の増進を図り、市民一人ひとりの満足度を高め、最少の経費で最大の効果を得られるように、民間活力を活用しながら、ICTの利活用も研究・検討するなど、さらなる市民サービスの向上と効率的な行政運営を進めます。

2. 持続可能な行財政運営の確立

持続的な質の高い市民サービスの提供と魅力ある宇治市を築くため、歳入の確保や「選択と集中」による抜本的な事務事業の見直しなど、これまで以上に財政健全化に向けた取組を計画的に推進します。

3. 時代に即した組織体制の確立

多様化・高度化する行政需要に的確かつ迅速に対応するため、公民の役割分担を明確にし、民間活力を活用しながら行政課題に対し即応できるように、定員管理や給与の適正化に取り組みながら、より効果的・効率的な組織体制の構築を図ります。

4. 多様な主体との協働とまちづくりの推進

行政課題の全てを行政のみで解決することは困難であり、多様な主体が公共の役割を担っていただくことが重要となるため、行政と市民やNPO、大学等との協働により地域の課題に取り組むとともに、持続的に発展する魅力ある宇治市を築くため、市民が参画する機会を確保し、市民とともにまちづくりを推進します。

関連部門計画

- 宇治市第7次行政改革大綱・実施計画
- 第4次宇治市職員定員管理計画

大分類6	信頼される都市経営のまち	中分類3	行政改革・適正な行政運営の推進

小分類3	行政サービスの充実

第3期中期計画における「現況と課題」

市民のライフスタイルが多様化し、市民ニーズが増大する中で、その内容においても地域性や専門性の強いものなど、多種多様なものがあります。

市民と行政の直接の接点として特に利用度の高い住民票発行等の窓口業務では、正確で迅速な事務に努めるとともに、電子入札システム導入による入札・契約事務の効率化や透明性・公正性等の確保、マルチペイメントネットワークを活用した口座振替収納の活用及びマイナンバーカードを利用した転出証明書の省略等に取り組み、市民生活の利便性向上に努めました。今後も、ICTの利活用やマイナンバー制度を活用した市民生活の利便性向上の取組について検討する必要があります。

道路や公共下水道などの都市基盤の整備をはじめ、福祉や教育の充実などあらゆる分野で市民要望を踏まえた行政施策を展開していますが、財源や法制度の制約などの理由で全ての要望を実現することはできないため、公民の果たすべき役割を踏まえた上で、行政サービスの充実・改善に努めていく必要があります。

目標

多様な市民ニーズに対応するとともに、利便性の向上を図るため、行政サービスの充実・改善に努めます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
行政サービスの充実・改善	充実・改善	充実・改善	充実・改善	

取組の方向

1. 行政サービスの充実・改善

多様な市民ニーズに対応するため、行政サービスをより効果的、効率的に改善するとともに、ICTの利活用やマイナンバー制度を活用した取組等、新たなサービスの提供に努めます。

2. 窓口サービスの充実

市民の利便性向上のため、行政サービスコーナーでの取扱業務の拡充等を図るとともに、正確・迅速なサービスに努めます。

3. 市民サービスの向上

市民サービスの満足度を高めるため、サービスの量の拡大で対応するのではなく、サービスの品質向上を、費用対効果等も含めて検討します。

関連部門計画

大分類6	信頼される都市経営のまち	中分類3	行政改革・適正な行政運営の推進

小分類4	効果的な組織機構の確立と職員の人材育成

第3期中期計画における「現況と課題」

ベテラン職員が長い行政経験の中で培ってきた知識や能力を次世代に引き継いでいくとともに、地方分権時代に対応できる優れた能力と意欲を持った職員を育てるため、「宇治市人材育成計画」を策定し、人事制度の改革、職員研修の改革、職場風土の改革、職員の健康増進に取り組むことにより、職員の人材育成を図り、市全体の組織力の向上に努めてきました。

また、2014年（平成26年）度に「宇治市職員人材育成基本方針」を策定し、求められる職員像として、創造する職員、ニーズや変化をキャッチする職員、チャレンジする職員、コミュニケーション能力の高い職員、市民と協働する職員の「5C職員」を掲げ、求められる姿勢と求められる能力を明確にする中で、計画的に職員の人材育成に取り組みました。今後も人材育成の方針に沿って、市民目線で企画立案できる人材の育成に向け、職員一人ひとりが高い意識を持って、意欲的に取り組めるような研修を取り入れ、また研修を実施するための職場環境を整えて、計画的な人材育成を図る必要があります。

組織機構については、社会経済状況の変化や国の制度改正の状況、多様な市民ニーズを的確に捉え、政策の実現に向けた効果的で効率的な組織体制の構築を図る必要があります。また、市民の満足度・市民サービスの品質向上も含めた視点から、事務事業を効率的に執行するのみでなく、より市民にとって分かりやすく、また市民サービスの向上につながる簡素で効率的な組織機構に見直しを図る必要があります。また、職員定数については、常に業務量に見合ったものとなるように適正に管理するとともに、これまで以上に事業のスリム化等を検討していく必要があります。

目標

市民にとって分かりやすく、市民サービスの向上につながる簡素で効率的な組織機構への見直しを図るとともに、計画的な人材育成を推進します。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
人材育成の推進	推進	推進	推進	

取組の方向

1. 計画的な人材育成

　時代の変化に適切に対応できる職員の育成のため、人材育成の方針に掲げられた職員像を目指し、計画的な人材育成を図ります。

2. 柔軟で弾力的な組織機構の確立

　高度化、複雑化する行政課題に的確に対応するため、柔軟で弾力的な組織・機構の確立を図ります。

3. 事務の品質向上

　行政運営の品質を高めるため、行政運営の根幹である事務作業や執行体制を見直すとともに、行政組織を担う人材の育成を図ります。

関連部門計画

- 宇治市職員人材育成基本方針

大分類6	信頼される都市経営のまち	中分類3	行政改革・適正な行政運営の推進

小分類5	まちの魅力を活用した地方創生の推進

第3期中期計画における「現況と課題」

人口減少社会の中で、選ばれるまちとなって持続的に発展するため、お茶や観光をはじめとする宇治市独自の資源を活かし、これまで以上に宇治の魅力や独自性を確立していくことが求められます。今後も宇治への愛着の醸成を通じて人口の定着と流入の促進、交流人口の拡大を通じた地域の活性化、若い世代の就労・結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりなど、定住人口の増加により、市内経済の活性化を促し、財源の確保に努める必要があり、持続的に発展するまちを目指して、より一層、効果的な事業展開を図る必要があります。

そのため、2015年（平成27年）度に「宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、「確固たる宇治ブランドの確立」、「市民の宇治への愛着の醸成と市民によるふるさと宇治の創生」、「まちの魅力を高める都市基盤の整備」、「地域経済の活力づくり」、「若い世代の就労・結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり」を5つの基本目標とし、具体的な施策の実現に取り組んでいます。

2020年（平成32年）に東京で開催される夏季オリンピック・パラリンピックは、こうした施策をもととして、幅広く本市の魅力を発信する機会となり得るため、インバウンド施策をはじめとして、全市を挙げてあらゆる人への「おもてなし」気運の醸成を目指す必要があります。

目標

人口減少社会の中で、選ばれるまちとなって持続的に発展するため、まちにとって必要な活力を生み出し、効果的な魅力の活用を認識しながら、まちづくりに取り組みます。

目標値・指標値

	現状値 （平成28年度）	第3期計画 （平成33年度）	将来展望	備考
＜参考＞ 全国市区町村の魅力度ランキング	52位	↗	↗	出典：(株)ブランド総合研究所 地域ブランド調査
社会動態（転入−転出数）	−575人 （平成28年）	0	→	

取組の方向

1. 確固たる宇治ブランドの確立

人口減少に歯止めをかけるため、本市の魅力を発掘・創造・発信し、観光客をはじめとした交流人口の増加を図り、魅力の実感を通じて、宇治に住みたい思いの醸成を図ります。

2. 地域をつくる新しい仕組みづくり

人口流出抑制を図るため、市民の宇治への愛着の醸成を図るとともに、行政だけでなく市民自らが、魅力あるふるさと宇治を築く仕組みの構築を検討します。

3. まちの魅力を高める都市基盤の整備

人・物の交流活性化のため、交通環境の大きな変化を見据え、真に必要な都市基盤の整備を推進するとともに、若い世代の就労・定住にも繋がる空き家の利活用の促進を図ります。

4. 地域経済の活力づくり

産業創出による市内経済の活性化により安定した就労環境と定住人口確保につなげるとともに、まちと一緒に元気に成長する多様な企業が存続できるような新たな産業を振興します。

5. 若い世代の就労・結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくり

若い世代が宇治に住みたいと思えるまちづくりの実現に向けて、就労・結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行います。

関連部門計画

- 宇治市まち・ひと・しごと創生総合戦略
- 宇治市魅力発信行動指針

総合計画体系			意見箇所	意見内容等	修正内容		
大分類	中分類	小分類			修正箇所	変更前	変更後
1 環境に配慮した安全・安心のまち							
	1 環境保全対策の推進						
		1 地球環境対策・省エネルギーの推進					
			P1 全体	温室効果ガスの目標値・指標値の達成は困難では。 →目標値・指標値については、担当課での個別計画で設定した数値で対応しており、引き続き利用したい。 風力発電をはじめエネルギーの地産地消の可能性を市民と一緒になって探ることを具体的に記載すべき。 再生可能エネルギーについて記載する必要がある。	現況と課題 5段落目と6段落目に追加	2017年（平成29年）度中を目途に独自の環境マネジメントシステムへ移行し、2018年（平成30年）度より適応範囲を全事務・事業へ拡大の上、引き続き市内街路灯や防犯灯のLED化等、省エネ化の取組を実施し、その監視測定と検証に努める必要があります。	2017年（平成29年）度中を目途に独自の環境マネジメントシステムへ移行し、2018年（平成30年）度より適応範囲を全事務・事業へ拡大の上、引き続き市内街路灯や防犯灯のLED化等、省エネ化の取組を実施し、その監視測定と検証に努める必要があります。 また、2015年（平成27年）、パリ協定により、今世紀後半には人間活動による温室効果ガス排出量を実質ゼロにしていく方針が打ち出され、太陽光や風力・水力といった再生可能エネルギーへ転換していくことが人類共通の課題となっています。本市においては、庁舎への太陽光パネル設置などに取り組んでおり、さらに再生可能エネルギーへの転換を市民とともに検討する必要があります。
			P2 目標値・指標値	時点修正	第3期中期計画 目標値・指標値 宇治市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減目標の備考	平成29年度策定	平成29年度末策定
		3 ごみ・し尿の適正処理の推進					
			P5 全体	ごみ出しが困難な市民の方へのNPOや地域住民の協力も必要である。	地域住民での連携のみではごみ出しが困難な市民に対し、市が訪問でのごみ収集を行っている形であり、地域住民の協力が必要な認識はある上での記述としているため変更しない。		－
			P5 現況と課題 2段落目	課題となる表現に修正する。	現況と課題 2段落目	ごみ減量意識の向上や分別の徹底によるさらなる資源化の促進を図っています。	ごみ減量意識の向上や分別の徹底によるさらなる資源化の促進を図る必要があります。
			P6 取組の方向2	社会ニーズに応じたごみ収集・処理サービスの例示の記載が必要である。	取組の方向2	良質のサービスを提供するため、安定的かつ効率的なごみ収集・処理に努めるとともに、高齢化等の社会ニーズに対応したサービスの充実に努めます。	良質のサービスを提供するため、安定的かつ効率的なごみ収集・処理に努めるとともに、ふれあい収集をはじめ、市民ニーズに対応したサービスの充実に努めます。
		4 ごみの減量化の推進					
			P7 現況と課題 最終行	3Rの表現は良いが特に発生抑制が大切であり、環境教育の中で強調してはどうかと考える。	現況と課題 最終行	今後は、幅広い世代に向けた環境教育や出前講座の手法等の研究を進める中で、ごみの分別や再生利用促進に向けた啓発に取り組む必要があります。	今後は、幅広い世代に向けた環境教育や出前講座の手法等の研究を進める中で、ごみの発生抑制や分別、再生利用促進に向けた啓発に取り組む必要があります。
	2 安全・安心なまちづくりへの対応						
		1 安全・安心なまちづくり					
			P9 現況と課題 2段落目	「近所」を強調すべきではないかと考える。 →一般的に使用される「互助」という表現を使用したら良いと考える。	現況と課題 2段落目	大規模災害発生時における「自助」と「共助」の重要性を啓発し、	大規模災害発生時における「自助」・「互助」・「共助」の重要性を啓発し、
			P9 現況と課題 1段落目	字句修正	現況と課題 1段落目	防災資機材の購入に補助金を交付する宇治市自主防災活動事業補助金制度の活用や	自主的な防災訓練等の取組に対して補助金を交付する自主防災組織育成事業補助金制度の活用や
			P10 取組の方向1	土砂災害等災害情報の普及・啓発が必要である。	取組の方向1	防災に関する意識の高揚を図るため、防災訓練の実施、講演会の開催やパンフレット作成などの普及・啓発活動を推進します。	防災に関する意識の高揚を図るため、災害時の避難行動の確認、防災訓練の実施、講演会の開催やパンフレット作成などの普及・啓発活動を推進します。
			P10 取組の方向1	啓発後の「確認」を行う必要がある。	啓発の確認全般について大分類6の広報・広聴活動の充実で記載する。		

総合計画体系			意見箇所	意見内容等	修正内容		
大分類	中分類	小分類			修正箇所	変更前	変更後
2 ゆたかな市民生活ができるまち							
	1 住民自治の推進						
		1 地域コミュニティの育成					
			P16 全体	ターゲットを絞りコミュニティ施設や活動の周知について工夫をすべきと考える。（知らない人が多い状況にある。）	取組の方向1の「情報提供等」の中には施設情報も含んでいる。また取組の方向2には「活用の促進」と記載しており、施設周知にも努めることとしているため変更しない。		－
			P15 大分類1 中分類2 小分類1 現況と課題	地域課題に取り組む人材の後継者問題について解決方法に関する記載が必要である。	現況と課題 2段落目 現況と課題 4段落目	本市全体の町内会・自治会加入世帯数については、近年大きな変化はありませんが、加入率は7割を切り、少子高齢化や住民意識の変化などにより、課題を抱える地域も少なくありません。 市ホームページ及び市政だより等の活用や、「町内会・自治会の手引き」の作成により、意識啓発や先進的な取組事例の紹介など地域コミュニティへの関心の向上に取り組むとともに、町内会・自治会長交流会をはじめとする町内会・自治会活動の支援に取り組んでいます。引き続き地域コミュニティの活性化に向けて先進事例の研究等を進めながら、方策について検討し、施策に反映していく必要があります。	様々な分野で地域コミュニティ活動に活発に取り組まれている地域がある一方、地域コミュニティの基礎的な構成要素となっている町内会・自治会において、加入率の低下や担い手不足といった、地域コミュニティ基盤の脆弱化に繋がる地域課題に直面している地域もあり、地域実態は多様な状況を示しています。 市ホームページ及び市政だより等の活用や、「町内会・自治会の手引き」の作成により、意識啓発や先進的な取組事例の紹介など地域コミュニティへの関心の向上に取り組むとともに、町内会・自治会長交流会や研修・講演会等の機会を設けることで、町内会・自治会活動の支援や地域人材の育成に取り組んでいます。引き続き地域コミュニティの活性化に向けて先進事例の研究等を進めながら、方策について検討し、施策に反映していく必要があります。
			P15 現況と課題 5段落目	課題となる表現に修正する。 公共施設等総合管理計画との整合	現況と課題 5段落目	「宇治市公共施設等総合管理計画」に沿って、利用状況や建物の耐用年数、耐震性、地域ごとの事情を総合的に判断し、施設の複合化や類似施設の活用、統廃合、地域組織への移管などについて検討します。	「宇治市公共施設等総合管理計画」に沿って、利用状況や建物の耐用年数、耐震性、地域ごとの事情を総合的に判断し、施設の複合化や類似施設の活用、統廃合、地域組織への移管などについて検討した上で整備を進める必要があります。
			P16 目標値・指標値	「町内会・自治会加入数」を「町内会・自治会加入率」にすべきと考える。	自治会加入率を算定する際の分母である住民基本台帳上の世帯数と実際の世帯数に大きな乖離があるため、加入率を指標にすることは問題があると考えており、加入世帯数を指標としている。また、実際の世帯数に近いと考えられる国勢調査に基づく世帯数は5年毎の数値となるため、推移を把握するには問題がある。		－
			P16 目標値・指標値	「町内会・自治会加入数」について、分母とする住民基本台帳の世帯数が実態と大きく乖離しているという事で、率にするのは適当でないということだが、指標は推移を見るためのものであり、分母の基準が一定であれば数値として指標になるのではないか。	目標値・指標値の追加	－	町内会・自治会加入率 平成28年度（現状値）72.8% 第3期計画（平成33年度）➡ 将来展望➡
			P16 取組の方向2	公共施設等総合管理計画との整合	取組の方向2	地域コミュニティ活動の場を提供するため、コミュニティセンター等の運営や集会所の活用を促進します。また、これらの施設については今後のあり方を検討します。	地域コミュニティ活動の場を提供するため、コミュニティセンター等の運営や集会所の活用を促進します。また、集会所については、統廃合を含めた今後のあり方を早急に示す中で必要に応じて耐震化等を進め、また、ふれあいセンターについては、他の施設との複合化や統廃合により整理を図ります。
		2 市民参画・協働の推進					
			P18 取組の方向1	商店街が地域コミュニティの構築に役立っていることも含めその活性化について記載すべきである。	取組の方向1	高度化、多様化する市民ニーズに対応するため、市民や地域、NPOなどが参画、協働して公共的なサービスの提供に取り組む地域社会の構築を促進します。	高度化、多様化する市民ニーズに対応するため、市民や地域、NPO、事業者などが参画、協働して公共的なサービスの提供に取り組む地域社会の構築を促進します。
	2 市民文化の創造						
		1 市民文化の創造・発展					
			P19 現況と課題 3段落目	課題となる表現に修正する。	現況と課題 3段落目	更新する場合には、さらなる市民の文化の向上等に加え、機能充実に向けて、他の施設との複合化を検討します。	更新する場合には、さらなる市民の文化の向上等に加え、機能充実に向けて、他の施設との複合化を検討する必要があります。

総合計画体系			意見箇所	意見内容等	修正内容		
大分類	中分類	小分類			修正箇所	変更前	変更後
2	ゆたかな市民生活ができるまち						
	3	農林漁業・茶業の振興					
		1	農業の振興				
			P21 全体	農業の担い手不足や耕作放棄地の課題について、市道整備が耕作の委託化につながるという例もあるが、そのような課題認識が必要である。 有害鳥獣対策について、他の地域で効果があった取組を参考にするなどして、抜本的な対策が必要である。	現況と課題 3段落目	農地の保全については、巨椋池排水機場の全面改修に併せた排水路整備のほか、農業用水路の草刈りや浚渫をはじめ、農業用施設の維持管理を行うとともに、有害鳥獣等による農作物の被害が多い山間集落周辺では、宇治支部猟友会への委託による有害鳥獣の捕獲や、農地への侵入を防ぐための防護柵の設置に取り組みました。	農地の保全については、巨椋池排水機場の全面改修に併せた排水路整備のほか、農業用水路の草刈りや浚渫をはじめ、農業用道路や農業用施設の維持管理を行うとともに、有害鳥獣等による農作物の被害が多い山間集落周辺では、宇治支部猟友会への委託による有害鳥獣の捕獲や、農地への侵入を防ぐための防護柵の設置に取り組みました。引き続き、有効な有害鳥獣対策について検討する必要があります。
			P22 取組の方向1	農業の担い手不足や耕作放棄地の課題について、効率的な方法も検討する必要がある。	取組の方向1	継続的な農業振興に向けて農用地等が適正に活用されるため、農業者の多様なニーズを踏まえた耕作や保全管理を推進します。	継続的な農業経営を目指すため、農業者の多様なニーズを踏まえ、農用地等が適正に活用されるように努めます。
			P22 取組の方向2	市民農園等について、耕作放棄地の課題が最優先である。	取組の方向2	農家の営農意欲の向上や生産振興を図るため、立地性を活かした野菜等の生産を支援します。また、市民が農業に触れ合う場としてや耕作放棄地対策のため、市民農園等の設置を促進します。	農家の営農意欲の向上や生産振興を図るため、立地性を活かした野菜等の生産を支援します。また、耕作放棄地対策のため、市民農園等の設置を促進します。
			2 茶業の振興				
			P23 全体	太閤堤跡歴史公園での茶摘み体験について記載できないかと考える。	大分類5中分類2小分類1取組の方向1「宇治茶に関する様々な体験ができる観光交流の場として整備」として記載している。		－
			P23 現況と課題 4段落目	字句修正	現況と課題 4段落目	今後も宇治市茶生産組合員を中心としたNPO法人宇治碾茶生産振興会による「宇治碾茶」の地域団体登録商標取得に向けての取組に対し支援するなど、市内産宇治茶の差別化、ブランド化を図る必要があります。	今後も宇治市茶生産組合員を中心としたNPO法人宇治碾茶生産振興会による「宇治碾茶」の地域団体登録商標取得に向けての取組に対し支援するなど、市内産宇治茶の区別化、ブランド化を図る必要があります。
			P23 現況と課題 5段落目	世界遺産登録に向けた名称に修正する。	現況と課題 5段落目	「本ず栽培」は、市内産宇治茶独特の古来よりの製法であるとともに、「日本茶・宇治茶」の世界遺産登録において重要な構成資産となることから、さらなる支援を検討する必要があります。	「本ず栽培」は、市内産宇治茶独特の古来よりの製法であるとともに、「宇治茶の文化的景観」の世界遺産登録において重要な構成資産となることから、さらなる支援を検討する必要があります。
			P23 現況と課題 6段落目	時点修正	現況と課題 6段落目	本市では2014年（平成26年）に「宇治茶の普及とおもてなしの心の醸成に関する条例」を制定しており、今後も宇治茶の普及をはじめ、宇治茶の伝統と名声を保持するため、引き続き、生産量の拡大、品質の向上、消費の拡大などに向けて積極的な取組を行う必要があります。	本市では2014年（平成26年）に「宇治茶の普及とおもてなしの心の醸成に関する条例」を制定し、また、2015年（平成27年）4月には「日本茶800年の歴史散歩」として日本遺産に認定されており、今後も宇治茶の普及をはじめ、宇治茶の伝統と名声を保持するため、引き続き、生産量の拡大、品質の向上、消費の拡大などに向けて積極的な取組を行う必要があります。
			P24 取組の方向1	字句修正・時点修正	取組の方向1	宇治茶のブランド力を強化するため、伝統的な茶製法の継承を図るとともに、市内産宇治茶の差別化を図ります。また、各種茶品評会への出品や入賞を奨励します。	宇治茶のブランド力を強化するため、「宇治茶の文化的景観」の世界遺産登録を目指すとともに、伝統的な茶製法を継承し、各種品評会への出品や入賞を奨励するなど、市内産宇治茶の区別化、ブランド化を図ります。
		3	林業・漁業の振興				
			P25 全体	民有林の保全について、京都府南部豪雨災害を教訓に取り組むことが必要である。	現況と課題 5段落目	今後も、「京都府豊かな森を育てる府民税条例」に基づいた交付金を活用するなどして、森林整備や保全、森林資源の循環利用など森林が持つ多様な機能を維持させる施策を行うとともに、水産資源を保護し、河川の環境を守っていく施策についても取り組みます。	今後も、「京都府豊かな森を育てる府民税条例」に基づいた交付金を活用するなどして京都府南部地域豪雨災害での教訓も活かす中で、森林整備や保全、森林資源の循環利用など森林が持つ多様な機能を維持させる施策を行うとともに、水産資源を保護し、河川の環境を守っていく施策についても取り組みます。
			P25 現況と課題 3段落2行目	時点修正	現況と課題 3段落目	森林整備に係る事業については積極的に森林組合への管理委託等を行っておりますが、京都府南部地域豪雨災害により、一部供用を中止していることから災害復旧に向けて取り組む必要があります。	森林整備に係る事業については積極的に森林組合への委託等をおこなっております。引き続き、森林組合と協力して森林整備や保全を行っていく必要があります。
			P25 現況と課題 5段落目	課題となる表現に修正する。	現況と課題 5段落目	水産資源を保護し、河川の環境を守っていく施策についても取り組みます。	水産資源を保護し、河川の環境を守っていく施策についても取り組む必要があります。

総合計画体系			意見箇所	意見内容等	修正内容		
大分類	中分類	小分類			修正箇所	変更前	変更後
2	ゆたかな市民生活ができるまち						
	4	商工業・観光の振興					
		1	戦略的な産業活性化の推進				
			P27 全体	第二名神開通による宇治の位置付けや流通について記載が必要である。	現況と課題 1段落目と2段落目に追加	－	また、2023年（平成35年）度には、新名神高速道路が全線開通する予定であり、高速道路網の活用も含めて振興策を検討する必要があります。
			P28 全体	戦略的産業創出については後継者不足やコア人材の発掘の課題があり、省人化やAIの模索も必要である。若者支援についても明記すべきである。	取組の方向4	厳しい状況にある雇用の機会拡大と安定化を図るため、京都府やハローワーク宇治など関係機関と連携し、雇用のミスマッチの解消等による雇用の促進を図ります。	中小企業の人材確保と若者の安定した雇用を図るため、合同企業説明会や会社説明会の開催等、京都府やハローワーク宇治など関係機関と連携し、雇用のミスマッチの解消等による雇用の促進を図ります。
			P27 現況と課題 3段落目	現況となる表現に修正する。	現況と課題 3段落目	創業初期の不安定な時期に経費の一部を補助することにより、企業の育成に努めるとともに、地域活性化を目指します。	創業初期の不安定な時期に経費の一部を補助することにより、企業の育成に努めるとともに、地域活性化に努めています。
			P27 現況と課題 下から4行目	各団体がそれぞれの強みを活かしネットワークを構築する「宇治チャレンジスクエア」の記載が必要である。業種・業態、事業規模など最適化を図ることにより、経済の好循環が生まれると考える。	現況と課題 4段落目	地域活性化を目指します。今後策定する産業連関表、産業戦略に沿って、起業家の養成や雇用の創出、税収の確保も含めて市域の発展につながる地域経済施策について、大学及び研究機関並びに商工会議所や金融機関、地元企業等と連携を図りながら、より一層の取組を進める必要があります。	地域活性化を目指しています。また国の認定を受けた「宇治市創業支援計画」に沿って、創業支援ネットワーク「宇治チャレンジスクエア」において商工会議所等と連携するなどさらなる創業支援に取り組む必要があります。さらには、産業連関表や情報通信技術（ICT）の進化により集積された、地域経済に関するビッグデータを活用し、産業戦略を今後策定するとともに、起業家の養成や雇用の創出、税収の確保も含めて市域の発展につながる地域経済施策について、大学及び研究機関並びに商工会議所や金融機関、地元企業等と連携を図りながら、より一層の取組を進める必要があります。
			P28 取組の方向2	各団体がそれぞれの強みを活かしネットワークを構築する「宇治チャレンジスクエア」の記載が必要である。	取組の方向2	新たな事業活動を創出するため、創業（起業）に対する支援を検討します。	国の認定を受けた「宇治市創業支援計画」に沿って、創業支援ネットワーク「宇治チャレンジスクエア」において商工会議所等と連携を図りながら、新たな事業活動を創出するため、創業（起業）に対する支援を行います。
			P28 取組の方向3	時点修正	取組の方向3	事業活動を促進するために、産学官や金融機関などとの連携により、企業の育成や経営指導を行うなど企業の発展に対する支援を検討します。	事業活動を促進するために、産学官や金融機関などとの連携により、企業の育成や経営指導など企業の発展に対する支援を行います。
		2	商業の振興				
			P30 取組の方向2	高齢者の買い物対策について記載が必要である。	取組の方向2に「多様な消費者のニーズに対応した商業活動」と記載して展開することとしているため変更しない。		－
		3	工業の振興				
			P32 取組の方向1	時点修正	取組の方向1	企業立地を促進するため、進出企業等への支援を行うとともに、企業立地に必要な基盤整備の将来構想の検討や情報発信などの支援を行います。	企業立地を促進するため、進出企業等への支援を行うとともに、企業立地に必要な基盤整備の将来構想の検討を行います。

総合計画体系			意見箇所	意見内容等	修正内容		
大分類	中分類	小分類			修正箇所	変更前	変更後
2	ゆたかな市民生活ができるまち						
	4	商工業・観光の振興					
		4	観光の振興				
			P33 全体	SNS等を利用するなど国内でのブランド力を活かし国際展開を見据えた内容が必要である。	取組の方向1に「世界に誇る宇治茶ブランドを観光に活用」と記載して展開することとしているため変更しない。		－
			P33 全体	茶摘みに限らず体験型の観光を推進すべきと考える。	現在、宇治市観光振興計画後期アクションプランの策定しており調整が必要である。		－
			P33 全体	天ケ瀬公園や天ケ瀬ダムの観光における利活用について検討すべきであるがアクセスが課題である。	現在、宇治市観光振興計画後期アクションプランの策定しており調整が必要である。		－
			P34 取組の方向1	宇治川は都市景観のみならず観光資源その他様々な分野で関わってくる。	取組の方向1	多くの観光客に”宇治”に来たことを実感してもらうため、豊かな自然や歴史、文化等の観光資源に磨きをかけるとともに、高級茶として世界に誇る宇治茶ブランドを観光に活用します。	多くの観光客に”宇治”に来たことを実感してもらうため、豊かな自然景観や歴史遺産、まちの文化的景観など、豊富な観光資源に磨きをかけるとともに、新たな観光資源の発掘に努め、高級茶として世界に誇る宇治茶ブランドを観光に活用します。
			P34 取組の方向	海外からの観光客の増加など著しく状況が変化している。 宇治市の観光は、まず日本人を対象とした国内旅行が主流であり、その上で、外国人観光客も呼びよせる取組が必要であると考える	取組の方向2	多くの観光客により長く滞在してもらい、また、リピーターとして訪問してもらうため、観光事業者のおもてなし力を向上させるとともに、市民全体で宇治市に誇りを持ち、観光客を温かくお迎えする意識の醸成を図ります。	多様な観光客に、より長く滞在してもらい、リピーターとして訪問してもらうため、観光事業者のおもてなし力を向上させるとともに、市民全体で宇治市に誇りを持ち、観光客を温かくお迎えする意識の醸成を図ります。
					取組の方向3	観光都市・宇治を日本全国はもとより、インバウンド対策として世界の観光客に知ってもらうため、様々な媒体により、タイムリーかつ的確に、ニーズにあわせた情報を発信します。	日本の観光客をはじめ世界の観光客にも観光都市・宇治についてさらに知ってもらうため、様々な媒体により、タイムリーかつ的確に、ニーズにあわせた情報を発信します。
			P34 取組の方向4	団体の正式名称へ修正する。 市民との連携がまずあり、観光事業者との連携ではないか。	取組の方向4	「宇治市観光振興計画」を実現するため、（公社）宇治市観光協会やお茶の京都DMOをはじめとする観光事業者や、市民との連携を図り、それぞれの役割を果たします。	「宇治市観光振興計画」を実現するため、市民との連携を図りつつ、（公社）宇治市観光協会や（一社）京都山城地域振興社をはじめとする観光事業者と協力の上、それぞれの役割を果たします。
	5	勤労者福祉・消費生活の向上					
		1	勤労者福祉の向上				
			P35 全体	ワークライフバランスの促進については、他分野との連携等、仕掛けが必要である。	取組の方向3	仕事と生活の調和の取れた労働環境の充実のため、各種休暇制度等労働福祉の増進が図られるよう啓発に努めます。	仕事と生活の調和の取れた労働環境の充実のため、各種休暇制度等労働福祉の増進が図られるよう様々な行政分野と連携し、啓発に努めます。
			P35 現況と課題 4段落目	課題となる表現に修正する。	現況と課題 4段落目	様々な行政分野が連携し、労働福祉の増進につなげる取組を進めます。	様々な行政分野が連携し、労働福祉の増進につなげる取組を進める必要があります。
		2	消費生活の充実				
			P37 現況と課題 5段落目	字句修正	現況と課題 5段落目	市民からの相談に適切に対応するため、相談員のスキルアップ等に努めるとともに、一人ひとりの消費者が、	市民からの相談に適切に対応するため、相談員のスキルアップ等に努める必要があります。また、一人ひとりの消費者が、

総合計画体系			意見箇所	意見内容等	修正内容		
大分類	中分類	小分類			修正箇所	変更前	変更後
3 健康でいきいきと暮らせるまち							
	1 地域福祉の推進						
		1 地域福祉活動の推進					
			P43 現況と課題 1段落目	若者支援については、ニート、引きこもりの課題について明記すべきであり、若者・高齢者・子育て世帯・障害者等それぞれに共通する課題や異なる課題があるということを踏まえた表現にしてはどうか。 また、要支援者という表現は読み方によっては誤解を生むのでは。地域福祉は要支援者以外の方も含めて互いに地域で支え合うものであるため表現変更できないか。	現況と課題 1段落	近年、複雑化、多様化する地域福祉ニーズに対して、行政のみでは対応できない状況となっており、高齢者・子育て世帯・障害者等の要支援者を、地域全体で支え合う地域福祉の枠組みの構築が求められています。	近年、複雑化、多様化する地域福祉ニーズに対して、行政のみでは対応できない状況となっており、また、ニートや引きこもり、自殺などの問題についても、実態が明らかになるにつれ、大きな社会問題となっています。若者・高齢者・子育て世帯・障害者等に共通する課題や、それぞれに異なる課題について地域全体で支え合う地域福祉の枠組みの構築が求められています。
			P43 全体	総合福祉会館について、老朽化を踏まえた対策を第3期中期計画に盛り込むべきではないかと考える。	課題を抱えた公共施設については、公共施設等総合管理計画に沿って施設整備は今後検討することを基本とするため変更しない。		－
			P43 現況と課題 5段落目	地域福祉の中心的役割の主体は市民であり、高齢者保健福祉計画の表現にすべきと考える。	現況と課題 5段落目	また、本市における地域福祉の中心的役割を担い、各社会福祉団体との有機的な連携・調整機能を持つ（福）宇治市社会福祉協議会の役割はますます重要となり、より一層の連携、協働が必要となっています。 さらに、民生児童委員や学区福祉委員の活動は、地域福祉の推進を図る上で重要であり、現状を踏まえ、今後も引き続き連携して取組を進めていく必要があります。 一方で、福祉関係団体の中には、担い手や会員の確保が課題となっている団体もあり、これまで地域福祉を支えてきた基盤の脆弱化が懸念されています。	また、住民主体の福祉のまちづくりを進めるためには、地域福祉の主役である市民や当事者団体の役割は大きく、あわせて地域福祉を支える民生児童委員や学区福祉委員をはじめ福祉関係団体、町内会・自治会、NPOなどの活動に対する期待は年々高まっています。さらに、それらの活動をサポートし、各種団体との有機的な連携・調整機能を持つ（福）宇治市社会福祉協議会についても、地域福祉を推進する上で中心的役割が期待されています。今後は、こうした関係団体等との連携、協働を一層進める必要があります。 一方で、関係団体の中には、担い手や会員の確保が課題となっている団体もあり、これまで地域福祉を支えてきた基盤の脆弱化が懸念されています。
			P43 現況と課題 最終段落	福祉の観点での啓発活動や福祉教育について記載してはどうか。	現況と課題 最終段落	一方で、関係団体の中には、担い手や会員の確保が課題となっている団体もあり、これまで地域福祉を支えてきた基盤の脆弱化が懸念されています。今後は、様々な生活課題を抱える要支援者の複雑化、多様化する生活課題に対して、地域での切れ目のない包括的、継続的な支援を維持、発展させていくためには、福祉関係団体をはじめ、地域福祉の担い手との連携、協働のあり方やその枠組みについて、さらに検討を進める必要があります。	一方で、関係団体の中には、担い手や会員の確保が課題となっている団体もあり、これまで地域福祉を支えてきた基盤の脆弱化が懸念されています。今後は、複雑化、多様化する福祉課題に対して、地域での切れ目のない包括的、継続的な支援を維持、発展させていくためには、市民理解をさらに深めるとともに福祉関係団体をはじめ、地域福祉の担い手との連携、協働のあり方やその枠組みについて、さらに検討を進める必要があります。
	3 長寿社会への対応						
		1 生きがいづくりの充実					
			P49 中分類3の名称	「長寿社会」という表現は第３次総合計画から用いられている表現であり、社会の変化に合わせて変更していくべきである。次期総合計画を策定する際は実情を踏まえた名称に変更を検討していただきたい。	今回意見があった次期総合計画への課題については引き継ぎ、次期総合計画策定の際に検討する。		－
			P50 大分類3 中分類1 小分類1 目標値・指標値	喜老会会員数など役割を担う主体の目標値を記載すべきである。	目標値・指標値の追加	－	喜老会会員数 平成28年度（現状値）3,113人 第3期計画（平成33年度）➚ 将来展望➚
	3 長寿社会への対応						
		2 高齢者福祉サービスの充実					
			P51 現況と課題	高齢者の買い物対策について高齢者福祉の分野でも記載が必要である。	現況と課題 6段落目	今後は、高齢者人口の増加とともに、要介護高齢者や認知症高齢者も増加すると見込まれるため、自助・共助に加えて、地域の人々、友人との間の「顔の見える」助け合いの互助が重要となり、地域で見守り、支え合う体制の構築に取り組むとともに、地域における高齢者の状況・ニーズを把握する中で、「健康長寿日本一」に向けて、より効果的な高齢者福祉サービスの推進に努める必要があります。	今後は、高齢者人口の増加とともに、要介護高齢者や認知症高齢者も増加すると見込まれるため、自助・共助に加えて、地域の人々、友人との間の「顔の見える」助け合いの互助が重要となり、地域でのの見守りや、病院・商店等への外出支援をはじめとする支え合う体制の構築に取り組むとともに、地域における高齢者の状況・ニーズを把握する中で、「健康長寿日本一」に向けて、より効果的な高齢者福祉サービスの推進に努める必要があります。
			P52 取組の方向4	普及啓発とあるがこれは何を普及啓発するものか。	取組の方向4	高齢者の尊厳ある生活を守るため、窓口での相談をはじめ、虐待の防止・早期発見や適切な財産管理の支援などのため、普及啓発や関係機関との連携強化に取り組みます。	高齢者の尊厳ある生活を守るため、窓口での相談をはじめ、虐待の防止・早期発見や適切な財産管理の支援などのため、虐待相談窓口や成年後見制度の普及啓発や関係機関との連携強化に取り組みます

総合計画体系			意見箇所	意見内容等	修正内容		
大分類	中分類	小分類			修正箇所	変更前	変更後
3 健康でいきいきと暮らせるまち							
	4 少子化社会への対応						
		2 健やかな成長・発達への支援の充実					
			P56 取組の方向1	健康診査について診査漏れがないように取り組んでいるのであれば表現する必要がある。	取組の方向1	子どもの健やかな成長を支援し、親の育児不安の解消を図るため、妊娠期から相談体制を整えるとともに、乳幼児の健康診査を行い、支援の充実を図ります。	子どもの健やかな成長を支援し、親の育児不安の解消を図るため、妊娠期から相談体制を整えるとともに、乳幼児の健康診査を行い、未受診者に対しては訪問等により状況把握に努め、支援の充実を図ります。
	4 少子化社会への対応						
		3 保育サービスの充実					
			P57 全体	保育サービスが増大するのであれば保育所増設が必要であり、第3期中期計画に盛り込むべきである。	取組の方向1に記載があるため変更しない。		－
			P58 目標値・指標値	目標値・指標値について、国定義の指標に合わせて実体を踏まえた数値も入れるべきである。	目標値・指標値の追加	―	待機児童数（各年5月1日・国定義前待機児童数から地域型保育事業（小規模・家庭的保育事業）利用者を除く） 平成28年度（現状値）79人 第3期計画（平成33年度）↘ 将来展望↘
	5 障害者福祉の推進						
		1 障害者福祉の充実					
			P61 現況と課題 1段落目	「可能な限り身近な場所で必要な支援が受けれるように」とあるが、障害者が社会参加し共にいきいきと生活できる社会を構築する必要がある。	現況と課題 1段落目	2013年（平成25年）の「障害者総合支援法」の施行により、障害の有無に関わらず等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念のもと、地域社会における共生の実現に向けて、障害者が、可能な限り身近な場所で必要な支援が受けられるように、障害福祉サービス事業と地域生活支援事業を総合的に行うことが求められています。	2013年（平成25年）の「障害者総合支援法」の施行により、障害の有無に関わらず等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるものであるとの理念のもと、障害者の社会参加を進め、障害の有無に関わらず地域共生社会の実現に向けて、障害福祉サービス事業と地域生活支援事業を総合的に行うことが求められています。
			P61 現況と課題 2段落目	「一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための合理的配慮の提供」とあるが、「発生」という表現は障害者に起因するように見えるため、表現の変更できないか。	現況と課題 2段落目	また、障害者差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が2016年（平成28年）に施行され、障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるように、市民・事業者に対して、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障害・困難さを取り除くための「合理的配慮の提供」を行うように周知を図る必要があります。	また、障害者差別の解消を推進することを目的として、「障害者差別解消法」が2016年（平成28年）に施行され、障害の有無に関わらず、平等に人権を享受し行使できるように、市民・事業者に対して、障害者の日常生活及び社会生活上の社会的障壁を取り除くため、「合理的配慮の提供」を行うように周知を図る必要があります。
			P61 現況と課題 取組の方向3	障害者施策であるのにバリアフリーの観点の表記がない。 「手話奉仕員等」の表現は団体に失礼な表現でないかと考える。 宇治市手話言語条例について時点修正する	現況と課題 2段落目と3段落目に追加	－	合理的配慮を的確に行うためには、障害者の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な障壁を除去し、全ての人がバリアフリーの必要性を理解する中で環境整備を推進していく必要があります。
					現況と課題 6段落目	市民が手話をより身近に感じ、聴覚に障害がある人の社会参加がより一層推進されるように「宇治市手話言語条例」の制定を検討する必要があります。	市民が手話をより身近に感じ、聴覚に障害がある人の社会参加がより一層推進されるように「宇治市手話言語条例」を制定し、市民の手話への理解の促進と手話の普及の推進に取り組む必要があります。
			P62		取組の方向3	障害者の社会参加を促進するため、活動機会の提供や手話奉仕員等の養成、派遣などのコミュニケーションの支援を行うとともに、市民の手話への理解の促進と手話の普及を推進するため宇治市手話言語条例の制定を検討します。	障害者の社会参加を促進するため、活動機会の提供やバリアフリーを推進します。また、情報・コミュニケーション支援として、手話通訳、要約筆記、点訳・音訳及び拡大写本などの支援の充実を進めるとともに、宇治市手話言語条例を制定し、市民の手話への理解の促進と手話の普及の推進に取り組みます。

総合計画体系			意見箇所	意見内容等	修正内容		
大分類	中分類	小分類			修正箇所	変更前	変更後
3	健康でいきいきと暮らせるまち						
	6	低所得者福祉の充実					
		1	低所得者福祉の充実				
			P63 全体	「助長」という表現は良い意味では用いない。	現況と課題 2段落目	こうした中、失業・病気・高齢等、様々な理由で最低限度以下の生活を余儀なくされている市民に対しては、生活保護制度で必要な保護を行い、最低限度の生活保障と自立の助長を行っています。 2015年（平成27年）度から生活困窮者自立支援制度が施行され、稼働年齢層への就労支援について取り組むとともに、経済的自立と生活意欲の向上を図ることを目的に、くらしの資金の貸付や学費の支出が困難な生徒・学生への奨学金の貸与をはじめ、住居確保給付金の支給などを実施し、生活困窮者の自立助長の促進に努めており、2017年（平成29年）度からは、貧困の連鎖の防止のため、生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業に取り組んでいます。	こうした中、失業・病気・高齢等、様々な理由で最低限度以下の生活を余儀なくされている市民に対しては、生活保護制度で必要な保護を行い、最低限度の生活保障と自立の促進を図っています。 2015年（平成27年）度から生活困窮者自立支援制度が施行され、稼働年齢層への就労支援について取り組むとともに、経済的自立と生活意欲の向上を図ることを目的に、くらしの資金の貸付や学費の支出が困難な生徒・学生への奨学金の貸与をはじめ、住居確保給付金の支給などを実施し、生活困窮者の自立の促進に努めており、2017年（平成29年）度からは、貧困の連鎖の防止のため、生活困窮世帯の子どもへの学習支援事業に取り組んでいます。
					現況と課題 4段落目		
					目標	生活困窮者の自立助長を促進するため、法令遵守を徹底し助言・指導援助を行うとともに、適正に生活保護を実施します。	生活困窮者の自立を促進するため、法令遵守を徹底し助言・指導援助を行うとともに、適正に生活保護を実施します。
					取組の方向1	1.自立助長に向けた適切な指導援助 要援護世帯の自立の助長を促進するため、職員の人権意識の向上、法令遵守を徹底しながら、生活保護の適正実施に努めるとともに、関係機関との連携を図り、各種制度を活用して適切な指導援助を行います。	1.自立に向けた適切な指導援助 要援護世帯の自立を促進するため、職員の人権意識の向上、法令遵守を徹底しながら、生活保護の適正実施に努めるとともに、関係機関との連携を図り、各種制度を活用して適切な指導援助を行います。
			P63 現況と課題 4段落目	学習支援について時点修正する。	現況と課題 4段落目	学習支援事業に取り組む予定です。	学習支援事業に取り組んでいます。
	7	年金・保険制度の運営					
		1	年金・各種医療制度の運営				
			P65 現況と課題 1・2段落目	2015年（平成27年）度時点の数値へ時点修正する。	現況と課題 1・2段落目	1段落目は集計待ちのため現時点での修正はしない。 2015年（平成27年）度末時点、39,025人で、年金受給者は51,120人	2016年（平成28年）度末時点、37,457人で、年金受給者は52,275人
		2	国民健康保険の運営				
			P67 中分類7の名称	中分類の名称が異なる。	中分類7の名称	国民健康保険の運営	年金・保険制度の運営

総合計画体系			意見箇所	意見内容等	修正内容		
大分類	中分類	小分類			修正箇所	変更前	変更後
4 生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち							
	1 学校教育の充実						
		1 幼稚園、小・中学校教育の充実					
			P69	現況と課題	学校医に関する記載がない。重要な役割を担っており標記すべきと考える。	現況と課題 6段落目に追加	―	子ども達の健康については、健康診断をはじめ、学校医と連携し健康保持及び増進に取り組んでいます。
			P69	現況と課題 8段落目 最終行	「学級編成基準等」の表記が誤りであり、「学級編制基準等」に修正すべきである。	現況と課題 8段落目 最終行	国や京都府の学級編成基準等に沿うよう	国や京都府の学級編制基準に沿うよう
			P69	現況と課題	公共施設等総合管理計画との整合	現況と課題	公立幼稚園のあり方について、2016年（平成28年）度に「宇治市公立幼稚園検討委員会」を設置し、就学前教育の効果的な実施に係る体制や施策などについて検討されました。今後は公立幼稚園の入園希望者が定員を下回っている状況を踏まえて、公立幼稚園のあり方について考えを示す必要があり、再編等今後の公立幼稚園の適正規模・適正配置についての検討を進めます。	公立幼稚園のあり方について、2016年（平成28年）度に「宇治市公立幼稚園検討委員会」を設置し、就学前教育の効果的な実施に係る体制や施策などについて検討されました。今後は公立幼稚園の入園希望者が定員を下回っている状況を踏まえて、早急に公立幼稚園の再編を行うとともに、引き続き公立幼稚園の適正規模・適正配置についての検討を進める必要があります。
			P70	取組の方向2	「福祉教育」については、取組の方向2の「豊かな人間性を育む学校教育の充実」に、福祉教育の観点も含まれており、以前からも福祉の観点を踏まえた教育を行っているため、追記は行わないが、次期総合計画策定の際は改めて福祉教育の充実について検討していただきたい。	今回意見があった次期総合計画への課題については引き継ぎ、次期総合計画策定の際に検討する。		－
			P70	取組の方向8	公共施設等総合管理計画との整合	取組の方向8	就学前教育の効果的な実施にかかる体制や施策等について検討するとともに、再編等今後の公立幼稚園の適正規模・適正配置を図ります。	就学前教育の効果的な実施にかかる体制や施策等について検討するとともに、公立幼稚園を再編し、適正規模・適正配置を図ります。
		3 総合的に進める教育の充実						
			P73	現況と課題	公共施設等総合管理計画との整合	現況と課題	これら青少年を総合的にサポートするための拠点である青少年指導センターは、耐震性に課題があるため、保護者や地域とさらなる連携が図れるように他の施設と複合化も含めた建替を検討します。	これら青少年を総合的にサポートするための拠点である青少年指導センターは、耐震性に課題があるため、保護者や地域とさらなる連携が図れるように他の施設との複合化等を検討し整備を進める必要があります。
			P74	取組の方向	取組の方向にいじめ・虐待に関する記載をすべきである。	取組の方向3	不登校となっている児童・生徒の登校を促すため、相談員を派遣するとともに、適応指導教室等を実施します。	学校と連携を図る中で、不登校となっている児童・生徒の状況把握に努め、コーディネーターによる学校巡回や支援員による家庭訪問を行うとともに、適応指導教室等を実施します。
						取組の方向7	学校現場のみでは解決が困難な事象について、関係機関等との連携により問題の解決を図るため、学校現場への指導・助言やサポート体制の強化を図ります。	いじめ等の学校現場のみでは解決が困難な事象について、関係機関等との連携により問題の解決を図るため、学校現場への指導・助言やサポート体制の強化を図ります。
			P74	取組の方向5	公共施設等総合管理計画との整合	取組の方向5	青少年に関する総合的な施策展開を図るため、拠点である青少年指導センターの整備に向けて、他の施設との複合化も含めた建替を検討します。	青少年に関する総合的な施策展開を図るため、拠点である青少年指導センターは他の施設との複合化等を検討し整備を進めます。

総合計画体系			意見箇所	意見内容等	修正内容		
大分類	中分類	小分類			修正箇所	変更前	変更後
4	生きる力を育む教育の充実と生涯学習の推進のまち						
	2	生涯学習の充実					
		1	生涯学習の推進				
			P75	取組の方向2	公共施設等総合管理計画との整合	取組の方向2	地域での生涯学習活動を促進するため、生涯学習センター・公民館等では市民とともに事業の充実に努めます。また、公民館のあり方を検討し、他の施設との複合化や統廃合の検討を進めます。	地域での生涯学習活動を促進するため、生涯学習センター・公民館等では市民とともに事業の充実に努めます。また、宇治公民館は他の施設との複合化や他の施設への機能移転等により対応し、他の公民館についても公民館のあり方を整理した上で複合化や統廃合等を検討します。
		2	スポーツ・レクリエーションの普及				
			P77	現況と課題 5段落目	山城総合運動公園（太陽が丘）に関する市としての活用や連携について記載する必要がある。	現況と課題 5段落目	各種団体等でも積極的な活動が展開されていますが、市内の運動施設が限られており、より多くの市民が活用できるよう運営の工夫が必要です。	各種団体等でも積極的な活動が展開されていますが、市内の運動施設や京都府立山城総合運動公園（太陽が丘）を有効活用し、より多くの市民が利用できるように運営の工夫が必要です。
			P77	現況と課題	国際大会など注目度が期待されるスポーツの誘致を積極的に行っていくことを記載してはどうか。	現況と課題の最終段落に記載のある「宇治市スポーツ推進計画」の中にスポーツ大会の誘致について言及しているため、文言の変更はせず、計画に基づきスポーツ大会の誘致を行います。		－
		3	歴史資料の充実と古典文化の普及				
			P79	現況と課題 2段落目	現況となる表現に修正する。	現況と課題 2段落目	生涯学習を活性化させる施設としてさらなる充実を図ります。また、リニューアルによる来館者増を一時的一過性のものに終わらせず、	生涯学習を活性化させる施設としてさらなる充実を図ることとしています。リニューアルによる来館者増を一時的一過性のものに終わらせず、

総合計画体系			意見箇所	意見内容等	修正内容		
大分類	中分類	小分類			修正箇所	変更前	変更後
5 歴史香るみどりゆたかで快適なまち							
	2 歴史と景観が調和したまちづくり						
		1 歴史と調和したまちづくりと景観の形成					
			P86 目標値・指標値	重要文化的景観について、面積のみでなく個々の構成要素をしっかりと守っていくことを指標にできないか。	重要文化的景観地区や景観計画重点区域では、単に面積だけでなく、各法令の制度を活用して、重要構成要素となりうる伝統的な家屋や良好な景観の形成に重要な建造物を保全していくことも大変重要な取り組みであるとの認識のもと、各制度をどのように活用し、候補となる建造物を選定するのかなど、検討を進めてまいります。		
	3 快適な都市交通とバリアフリーのまちづくり						
		1 交通安全とバリアフリーの推進					
			P89 現況と課題 3段落目	自転車の走行空間に関する表現の記載が必要である。	現況と課題 3段落目	道路等ハード面の整備と合わせ、	歩行者や自転車が安全で安心して通行できる道路等ハード面の整備と合わせ、
		2 公共交通機関の整備促進					
			P91 現況と課題 6段落目	モビリティー・マネジメントを文言を入れておく方が、少し先の将来を考えた時にバランスが良いと考える。市民の責務もあり過度に自動車に依存しないことが重要である。	現況と課題 6段落目	また、 将来人口の減少や高齢者等の交通弱者の増加が見込まれる中で、地域と協働した交通手段の確保の状況も踏まえ、今後の市の公共交通のあり方についての検討が必要です。	将来人口の減少や高齢者等の交通弱者の増加が見込まれる中で、公共交通機関の利用促進による交通手段の転換や地域と協働した交通手段の確保の状況も踏まえ、今後の市の公共交通のあり方についての検討が必要です。
	4 良好な市街地・都市基盤施設の整備						
		1 良好な市街地の形成					
			P93 現況と課題 5段落目	立地適正化計画の策定が不透明な状況であれば、文言の調整が必要である。「特に」の表現は削除すべきである。	現況と課題 5段落目	特に本市は、	本市は、
		2 道路の整備					
			P95 現況と課題 2段落目	自転車の走行空間に関する表現の記載が必要である。	現況と課題 2段落目	また、幹線道路を補完する補助幹線道路等の整備についても、上記の整備のあり方と整合を図りながら、安全で快適な道路環境の整備に取り組む必要があります。	また、幹線道路を補完する補助幹線道路等の整備についても、上記の整備のあり方と整合を図りながら、安全で快適な道路環境の整備に取り組む必要があります。さらに、近年の歩行者と自転車の混在による事故等が発生している状況において、歩行者の安全対策はもとより、自転車が安全で安心して通行できる走行空間の確保等についても検討する必要があります。
			P95 現況と課題 2段落目	「近年の歩行者と自転車の混在による事故等が発生している状況」という表現は「増えている状況」とする方が適切である。	現況と課題 2段落目	さらに、近年の歩行者と自転車の混在による事故等が発生している状況において、	さらに、近年の歩行者と自転車の混在による事故等が増えている状況において、

総合計画体系			意見箇所	意見内容等	修正内容		
大分類	中分類	小分類			修正箇所	変更前	変更後
6 信頼される都市経営のまち							
	1 市民参加の機会と情報提供の充実						
		2 広報・広聴活動の充実					
			P108 全体	伝えるのみでなく理解されているかを確認する必要がある。	取組の方向4	市民へのきめ細やかな広報の充実を図るため、SNS等様々な手法を用いて、市の情報を即時に手軽に幅広く提供します。	市民へのきめ細やかな広報の充実を図るため、SNS等様々な手法を用いて、市の情報を即時に手軽に幅広く提供するとともに、提供した情報がより市民に理解されるように努めます。
	3 行政改革・適正な行政運営の推進						
		1 地方分権への対応と計画的・効率的な行財政運営の確立と公共施設の適正化					
			P115 小分類の名称	「地方分権」の表現を加える必要がある。	小分類の名称	計画的・効率的な行財政運営の確立と公共施設の適正化	地方分権への対応と計画的・効率的な行財政運営の確立と公共施設の適正化
		2 行政改革の推進					
			P117 全体	第7次行政改革大綱・実施計画案が作成されたために小分類を全面的に修正している。修正にあたっては「「選択と集中」の表現が分かりにくい」との意見、及び「「職員一人ひとりの資質の向上とさらなる意識の向上」について向上の表現が重複しているとの意見を反映している。			
			P117 現況と課題 3段落目 最終行	「選択と集中」を分かりやすく表現すべきである。	現況と課題 3段落目 最終行	長期的に安定した行政経営ができるように必要な事業と財源のバランスを取り、「選択と集中」に努める必要があります。	長期的に健全で安定した行政経営ができるように必要な事業と財源のバランスを取り、無駄をなくし、優先順位を見極め、必要な事業については積極的に拡充するなど「選択と集中」に努める必要があります。
			P117 現況と課題 5段落目	「向上」の表現が重なるため修正すべき。	現況と課題 5段落目	職員一人ひとりの資質の向上とさらなる意識の向上を図るとともに、	職員一人ひとりの資質の向上や市民サービスの担い手としての意識をより高めるとともに、
			P117 現況と課題	ICTの具体的な取組が少ないと感じる。	大分類6中分類1小分類3 現況と課題1段落目 大分類6中分類3小分類2 現況と課題4段落目 大分類6中分類3小分類3 現況と課題2段落目 大分類6中分類3小分類3 取組の方向1	現代社会では情報通信技術の進展は著しく、情報処理技術や情報機器の高度化、多様化により、今後も税務・住民記録等の大量定型業務のためのコンピューターによる集中処理のみでなく、 必要な事業については積極的に拡充するなど「選択と集中」を徹底し、最少の経費で最大の効果を挙げられるように事務事業の抜本的な見直しが必要となっています。 今後も、マイナンバー制度を活用した市民生活の利便性向上の取組について検討する必要があります。 多様な市民ニーズに対応するため、行政サービスをより効果的、効率的に改善するとともに、マイナンバー制度を活用した取組等、新たなサービスの提供に努めます。	現代社会では情報通信技術の進展は著しく、AIをはじめとする情報処理技術や情報機器の高度化、多様化により、今後も税務・住民記録等の大量定型業務のためのコンピューターによる集中処理のみでなく、 必要な事業については積極的に拡充するなど「選択と集中」を徹底し、ICTの利活用などの手法により、最少の経費で最大の効果を挙げられるように事務事業の抜本的な見直しが必要となっています。 今後も、ICTの利活用やマイナンバー制度を活用した市民生活の利便性向上の取組について検討する必要があります。 多様な市民ニーズに対応するため、行政サービスをより効果的、効率的に改善するとともに、ICTの利活用やマイナンバー制度を活用した取組等、新たなサービスの提供に努めます。
			P118 目標値・指標値	記載に誤りがあるため修正する。	職員定数の現状値	14名減	14名増
			P118 取組の方向	ICT化と組織の再編はリンクすると思うのでできる限り関係付けて取組の方向を整理すべき。 →行革大綱等に基づく取組の方向の記載内容は全て関連付いてくる。	ICT化は一手段であり組織再編のみではなくその他取組の方向に関連してくるため特化して修正は行わない。		
		4 効果的な組織機構の確立と職員の人材育成					
			P121 現況と課題 3段落目	課題となる表現に修正する。	現況と課題 3段落目	市民サービスの向上につながる簡素で効率的な組織機構に見直しを図ります。	市民サービスの向上につながる簡素で効率的な組織機構に見直しを図る必要があります。
		5 まちの魅力を活用した地方創生の推進					
			P123 事務事業関連	人口増の取組にホテルや歓楽街の整備が必要である。 →より具体的な取組は市民環境専門部会で意見を示すようにする。			
			P124 取組の方向5	文言を分かりやすく表現すべきである。	取組の方向5	宇治で結婚・出産・育児をしたいと思えるイメージ形成とそれらの実現に向けた支援のため、就労・結婚・出産・子育ての希望をかなえる環境づくりを進めます。	若い世代が宇治に住みたいと思えるまちづくりの実現に向けて、就労・結婚・出産・子育ての切れ目のない支援を行います。
			P124 目標値・指標値	人口社会動態等を追加すべきと考える。	第3期中期計画 目標値・指標値追加	－	社会動態（転入-転出数） 平成28年度（現状値）-575人 第3期計画（平成33年度）0 将来展望→